

# 法科大学院認証評価

## 自己評価書

大阪大学大学院高等司法研究科法務専攻

平成25年6月

大阪大学



## 目 次

I	現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育の理念及び目標	3
	第2章 教育内容	7
	第3章 教育方法	34
	第4章 成績評価及び修了認定	50
	第5章 教育内容等の改善措置	69
	第6章 入学者選抜等	85
	第7章 学生の支援体制	95
	第8章 教員組織	120
	第9章 管理運営等	136
	第10章 施設、設備及び図書館等	141
	第11章 自己点検及び評価等	147



# I 現況及び特徴

## 1 現況

### (1) 法科大学院（研究科・専攻）名

大阪大学大学院高等司法研究科・法務専攻

### (2) 所在地

大阪府豊中市

### (3) 学生数及び教員数

(平成 25 年 5 月 1 日現在)

学生数 238 名

教員数 24 名（うち実務家教員 5 名）

## 2 特徴

大阪大学の法科大学院は、独立研究科として設置したところに大きな特徴を有している。このような制度設計を採用したのは、司法制度改革審議会意見書(平成 13 年 6 月 12 日)に法科大学院の組織運営の独立性の確保が謳われたことを重視したためである。

この他、上記意見書は、法科大学院が、「多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れ・・・一定割合以上入学させるなど・・・多様性の拡大を図る方向で随時見直されることが望ましい。」と述べ、また、多様なバックグラウンドを有する人材を受け入れるため、標準修業年限を 3 年とし、専門的資質・能力の修得と豊かな人間性の涵養・向上を図ることなどを、その重要な教育理念として示している。

本研究科の特徴は、この法科大学院の制度設計の基本的考え方を踏まえて、多様なバックグラウンドを有する学生を多数受け入れ、法曹養成プロセスとして必要な 3 年間をかけて、基本的な法律科目などを、理論的教育と実務的教育との架橋に留意しながら修得させ、そのうえで、下記のような特色をもつ法曹を養成しようとするところにある。

第一に、大阪大学は、現在文系、理系合わせて 11 学部・16 研究科（研究所・センターを含めると 51 部局）を擁する総合大学として教育研究活動を展開している。

このことは、本研究科が、医歯薬系、理工系、人文社会科学系の各分野と連携しながら、そうした諸分野と法学がクロスオーバーする先端領域の諸課題に対応できる専門的・先端的法曹の養成を行うための重要な基盤となり、本研究科を特色づける大きな要素となった。

第二に、本研究科と研究・教育面で緊密な連携をとる、法学部・法学研究科と国際公共政策研究科を創設の基盤としたことである。

特に、法学部・法学研究科は、わが国における法学・政治学研究の先端を担うと同時に、法学研究科附属法政実務連携センターを通じて法曹界や企業法務の実務担当者との研究教育面での連携、あるいは学部における法曹実務家との教育連携を推進してきた。

また、国際公共政策研究科は、法学、政治学、経済学の連携による実践的・実務的能力に富んだ国際人の養成を行ってきた。

こうした両研究科との連携は、法学・政治学の先端的な研究を理解する能力、法律実務あるいは企業法務といった実務面での応用能力、国際的な素養と国際的な視点などを兼ね備えた法曹を養成するための重要な基盤となり、新時代の法曹養成の基幹を支えようとする本研究科の特色を形づくっている。

さらに、本学法学部が設立当初から「少人数教育」を徹底してきたことは、教員と学生が緊密に接することのできる教育環境をもたらし、その成果が、政官界、財界、法曹界における多数の本学法学部卒業生の活躍となって現れている。

この伝統は、本研究科の法曹養成教育においても、少人数教育の徹底として受け継がれ、法曹三者のいずれにも質の高い人材を送り出すことができる基礎的条件が整えられている。

第三に、本研究科が設置された商都大阪の地域性は、大阪大学における実学重視の伝統をもたらし、本研究科創設の母体となった法学研究科が全国に先駆けて企業法務・渉外法務といったビジネスローに関する授業科目を教育課程に取り入れたことなどに具現化されてきた。

このことは、本研究科が、ビジネスロー分野での教育を発展的学習の柱とし、地域社会に貢献・寄与できる法曹養成を構想する重要な基盤となった。

本研究科は、以上のような特色ある法曹を養成するとともに、従来の研究後継者養成型の大学院である法学研究科とは異なって、高度専門職業人である法曹養成に特化した独立大学院として設置され、法科大学院独自の学位である法務博士に相応しい人材を養成しようとするところにその大きな特徴がある。

## Ⅱ 目的

本研究科は、法科大学院制度の理念に基づいて、「高度の法的知識、能力、豊かな人間性、厳格な職業倫理を兼ね備えた法曹」を養成することを目的とし（後述1）、さらに「Ⅰ 現況及び特徴」で述べた本研究科の沿革と基盤により発揮される本研究科の特色を十分に身につけた法曹を養成することを目的としている（後述2.～4.）。

本研究科は、伝統ある法学部・法学研究科における実績・教訓を踏まえて、高度の法的専門知識・能力、豊かな人間性、厳格な職業倫理などを十分に身につけるためには、教員と学生とが授業を通じて、また日常的にも face to face に対応できる環境を作り上げることが重要であると確信している。

上記の確信のもとに実施する少人数教育が「Ⅰ 現況及び特徴」でも述べたように、本研究科の特色でもあり、法曹養成における教育の要として位置づけられているものである。

本研究科は、このようなスタンスで、以下に説明する4つの重層的な目的をもって、法曹養成を実現しようとするものである。

1. 法曹養成教育プロセスの第一段階である法科大学院の理念に基づき、①将来の法曹としての実務に必要な基礎的な知識および技能を確実に修得させること、②その基礎にたつて、理論的かつ実践的な应用能力を身につけさせること、を目指す。

①については、少人数教育の徹底と双方向・対話的授業の徹底、段階的に授業科目を配置するカリキュラム体系、②については、数多く配置された実務家教員と研究者教員との綿密な打ち合わせに基づく授業科目運営、多様な法律実務系科目の各年次への段階的配置などを行っている。

2. さらに、21世紀の法曹には、人間や社会の在り方に関する幅広い問題関心を持ち、複眼的思考と深い洞察力をもって、既存の法律知識を批判的に検討しながら、発展させていく創造的な思考力が求められている。また、法曹としての専門性は、同時に豊かな人間性と高い倫理性によって包摂されていなければならないのである。本研究科は、こうした21世紀の法曹にふさわしい総合的・全人格的な能力の涵養を目指すものである。

これについては、隣接社会科学系研究科（法学研究科、国際公共政策研究科）との連携による、幅広い視野と国際的な素養および視点を身につけることができるような多様な授業科目の展開、また、法律実務基礎科目として法曹倫理の必修化により具体化している。

3. 総合大学としての大阪大学に属する本研究科は、法学分野とクロスオーバーする諸問題（医療訴訟、生命倫理、理系分野での知的財産保護等）について、医歯薬系・理工系の先端を担う研究者と連携できる基盤を有している。本研究科は、この条件を活かして、文理両分野が融合する先端分野で活躍する専門的・先端的能力を兼ね備えた法曹を養成することを目的としている。

これについては、医学系、理工学系の教員と本研究科の教員とが共同して文理融合の先端分野の知見を提供する授業科目を展開し、そのために医学系、理工学系教員との教育開発のための共同研究を行い、特定の法分野における専門的の法曹として活躍できるようなモデル的なカリキュラム（履修モデル）の提供（特に知的財産権プログラム）を行っている。

4. 商都大阪、そして多くの中小企業を含む独創性ある企業が活動する大阪という立地から、ビジネス法に重点を置いた教育を実施し、この面で地域社会に貢献・寄与できる法曹（ビジネスロイヤー）を養成することを目的としている。

この点に関しては、知的財産権プログラム、企業関係法プログラム、起業支援法プログラムという3つのビジネス法に特化した履修モデルを提示し、学生にビジネス法関連の知識修得の機会を与えている。

### Ⅲ 章ごとの自己評価

#### 第1章 教育の理念及び目標

##### 1 基準ごとの分析

##### 1-1 教育の理念及び目標

##### 基準1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準1-1-1に係る状況)

本研究科の教育の理念および目標は、「新時代を担う、真のLegal Professionalsの育成」である。本研究科が養成しようとしているのは、高度の法的知識・能力はもちろん、それとともに豊かな人間性、厳しい職業倫理を備えた法曹であり、このような法曹を養成することにより、ひとりひとりの国民が、それぞれに社会的責任を持った主体として、自由かつ公正な社会の構築に参画することが求められる社会に貢献したいと考えている。《資料1-1-1-①》

資料1-1-1-① 本研究科の教育の理念および目標

今、日本の社会が大きく変わりつつあります。

ひとりひとりの国民が、それぞれに社会的責任を持った主体として、自由かつ公正な社会の構築に参画することが求められる社会です。

そのような社会は、法の支配下でこそ結実するものです。

法科大学院は、法の支配の直接の担い手である法曹を専門的に養成する機関です。

大阪大学大学院高等司法研究科（OULS：ロースクール）は、高度の法的知識・能力はもちろん、豊かな人間性、厳しい職業倫理を備えた法曹を養成することにより、新しい社会に貢献したいと考えています。

出典：別添資料22 研究科案内2013～2014、別添資料14-① 平成25年度大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）学生募集要項 冒頭部分、別添資料5 平成25年度 学生ハンドブック 1頁、本研究科ホームページなどに同趣旨記載

この目標を達成するために、本研究科は下記の4つの点を柱として教育課程を構築している。

##### 【第1の柱】少人数教育・段階的かつ完結的履修の実現

本研究科は、プロセス重視の法曹養成教育の理念に基づいて、学年毎に段階的かつ完結的な履修を可能にする授業科目の配置を行い、積み上げ型の学習を徹底するカリキュラムを設定している。また、それと同時に、学年進行に合わせて基礎から応用発展へ、個別分野から分野横断的領域へ、そして理論的基礎から実務へと有機的に関連づけられた学習が可能となるように、きめ細かく授業科目を配置している。さらに加えて、ビジネス法に関する授業科目を充実させ、履修のモデルを示し、学生の選択の便宜を図り、学習の幅を広げている。また、平成18年度からコンタクト・ティーチャー制度（以下「コンティー制度」という。）を設け、専任教員に各学年数名ずつの担当学生（教員1人あたり10～12名程度）を割当て、定期的な面談などを通じて学生個人の個性、能力、置かれた状況を教員が把握し、個々の学生に対して適切な助言や指導を行うことを可能にしている。そして、これらの情報を教員間で共有し、個としての学生の指導に教員全体で力を注いでいる。

**【第2の柱】理論と実務を架橋する実践的能力の涵養**

本研究科は、従来の司法修習制度における前期修習に代わる教育が法科大学院に要請されていることに鑑み、実務的な側面を有した授業科目を多数設け、理論と実務を架橋する教育を実践している。すなわち、法律実務基礎科目を各学年に配置し、学生がより多くの実務科目を学べるように配慮するとともに、授業運営に関して研究者教員が授業科目の運営責任者となること等により、研究者教員と実務家教員が協力する体制を整えている。また、平成19年度に採択された、専門職大学院教育推進プログラム「紛争の予防能力と修復能力を備えた法曹養成プロセスとしての紛争解決に向けて」により、紛争の予防、合意による解決、紛争後のケアの問題までを視座にいたした教育プログラムを実現するために、研究者教員と実務家教員が協力して積極的に教材開発を行い、同プログラムによる助成終了後も研究科独自の取組みとして、その教材開発を継続している。これらの取組みにより、実務において必要とされる実践的能力の涵養を図っているのが本研究科の特徴である。

**【第3の柱】複眼的思考による深く洞察する力と国際性の涵養**

本研究科は、隣接社会科学系研究科（法学研究科、国際公共政策研究科）との連携によって、幅広い視野と国際的な視点を兼ね備えた法曹となるために必要な授業科目を提供している。21世紀の法曹には、人間や社会の在り方に関する幅広い関心を持ち、複眼的思考と深い洞察力によって、既存の法律知識を批判的に検討しながら発展させていく創造的な思考力が求められるのであり、同時に、それが豊かな人間性と高い倫理性によって包摂されていることが求められるからである。この点は、大阪大学全体の主要な教育目的に挙げられる「コミュニケーション力の育成」にも資するものである。

**【第4の柱】現代社会の諸問題へ柔軟に対応する力の涵養**

本研究科は、社会の変化、科学技術の発展、世界の動向にも柔軟に対応しうる能力を養うために、幅広い教養と最先端の科学技術に関する新しい知識を身につけさせるための授業科目を提供している。このことを通じて、現代社会が惹起する問題にも柔軟に対応しうる法的な能力を養うことを目指している。また、このような授業科目の展開は、大阪大学全体の主要な教育目的に挙げられる「高度教養プログラム」の要請にも、専門職大学院の枠内で応えるものといえる。【解釈指針1-1-1-1】

以上のような、本研究科の教育の理念および目標は、《資料1-1-1-①》で述べたように、本研究科案内および本研究科HPに掲載し、本研究科の教職員および学生に周知するとともに、広く社会に公表している。【解釈指針1-1-1-2】

**基準1-1-2**

**教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。**

(基準1-1-2に係る状況)

本研究科の教育の理念および目標を達成するために、「基準2-1-1に係る状況」において記載するように、本研究科は、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性ならびに法曹としての責任感および倫理観を涵養するように教育課程を適切に編成している。とりわけ、「基準1-1-1に係る状況」において記載した、本研究科理念および目標を達成するための4つの柱のうちの第1の柱である「少人数教育・段階的かつ完結的履修の実現」として、「基準2-1-4に係る状況」に詳しく記載するように、学年毎に段階的かつ完結的な履修を可能にする授業科目の配置を行い、積み上げ型の学習を徹底するカリキュラムを設定し、それと同時に、学年進行に合わせて基礎から応用発展へ、個別分野から分野横断的領域へ、そして理論的基礎から実務へと有機的に関連づけられた学習が可能となるように、きめ細かく授業科目を配置している。そして、このような段階的かつ完結的な履修の実現を担保するべく、「基準4-1-1に係る状況」において記載するように、成績評価が客観的かつ厳正なものとして行われており、「基準4-1-2に係る状況」において記載するように、進級制を採用している。そして、「基準4-2-1に係る状況」において記載するように、適切な修了要件を設けている。

実際の進級率・修了認定率は以下の通りである。まず、法学未修者については、平成24年度においては、1年次から2年次への進級率は83.3%であり、2年次から3年次への進級率は90.5%、3年次生の修了認定率は78.8%である。平成20年度から平成23年度の各年度においても、いずれについても、ほぼ80%~90%となっている。年度途中の退学者は、平成24年度においては、1年次生は1名、2年次生は1名、3年次生は1名である。次に、法学既修者については、平成24年度においては、2年次から3年次への進級率は100%であり、平成20年度から平成23年度の各年度においても、ほぼ同様であるが、3年次生の修了認定率は、平成24年度においては82.2%であり、平成20年度92.1%、平成21年度83.3%、平成22年度97.4%、平成23年度91.7%となっている。なお、年度途中の退学者は、平成24年度においては、2年次生も3年次生もいなかった。

司法試験の合格状況は以下の通りである。平成21年は出願者数199名(受験者は155名)、最終合格者52名、平成22年は出願者数245名(受験者は180名)、最終合格者70名、平成23年は出願者数212名(受験者は171名)、最終合格者49名、平成24年は出願者数220名(受験者は177名)、最終合格者74名であり、いずれの年においても、全国平均を上回っている。また、累積合格率は、55.8%となっている。《別添資料23-① OULSニューズレター10号(司法試験特集号)》

修了生の活動状況については、平成25年4月末時点で、司法試験合格者337名のうち、裁判官・検察官24名、弁護士225名(うち、企業内弁護士16名)、その他(司法修習等)88名であり、司法試験合格者以外の修了生の進路としては、公務員47名、隣接職種(司法書士等)1名、その他企業等27名、進学3名を、研究科として把握している。なお、《別添資料23-② OULSニューズレター9号(修了生特集号)》に、弁護士8名、法曹以外の職業(企業、地方公共団体)に従事している者3名のメッセージを掲載している。【解釈指針1-1-2-1】

## 2 特長及び課題等

### 1) 特長

- (1) 法科大学院制度の目的とした教育の理念および目標を達成するための柱として4つの点を明確に定め、それらに基づいて教育課程を構築している。とりわけ、「少人数教育・段階的かつ完結的履修の実現」として、段階的履修モデルを提供して積み上げ型学修を徹底している。
- (2) 大阪の地域性に根ざして、ビジネスローの分野にも力を入れ、地域社会に貢献・寄与できる法曹を育成するために、知的財産権プログラム、企業関係法プログラムおよび起業支援法プログラムという3つの履修プログラムを提案している。
- (3) 個々の学生とのコミュニケーションを密にして、個々の学生に対して適切な助言や指導を行うことができるように、少人数教育を可能な限り追求するとともに、専任教員が各学年数名ずつの学生を担当するコンティニュー制度を採用している。

### 2) 課題

特になし。

## 第2章 教育内容

### 1 基準ごとの分析

#### 2-1 教育内容

##### 基準2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

##### 1. 教育課程の全編成について

本研究科では、平成19年度以降、「カリキュラム編成の基本方針」（《資料2-1-1-①》を参照）に基づいて従前のカリキュラム（以下「旧カリキュラム」という。）を大幅に見直した新カリキュラムを実施している。平成20年度以降も数度にわたってマイナーチェンジを行っているが、カリキュラム編成の大枠自体は基本的に維持している。

##### 資料2-1-1-① カリキュラム編成の基本方針

カリキュラムは、以下の基本方針に従って、編成すべきである。

- ①学生が3年または2年の修業年限を通じてそのときどきにおける学修の目標および現状を明確に認識しながら主体的・能動的に学修することができるように、「基礎→応用→総合」の積み上げ型学修の「シラバス」となるようなカリキュラムであること（「大きなシラバス」としてのカリキュラム）
- ②現行のカリキュラムとの関係については、教育内容の点では基本的に同じ内容のカリキュラムであるが、上の①で述べた積み上げ型学修、すなわち、内容の点では重複するが水準を段階的に高めていく学修に、現行カリキュラム以上に力点を置いたカリキュラムにすること
- ③本研究科の各教員の意見を汲み上げその集大成として編成され、かつ、人的・物的リソースを最大限有効に活用して編成されたカリキュラムであること
- ④学校教育法および専門職大学院設置基準、中央教育審議会「法科大学院の設置基準等について（答申）」（平成14年8月5日）、独立行政法人大学評価・学位授与機構「法科大学院評価基準要綱」（平成16年10月。別途配付。以下で「評価基準」「解釈指針」とはこの要綱に示されたものをいう。）等で法科大学院に求められている、法曹養成教育の質を確保するための基準に適合したカリキュラムであること

出典：カリキュラム検討ワーキング・グループ平成17年12月20日報告書

すなわち、本研究科のカリキュラムは、授業科目を法科大学院の設置基準等における「法律基本科目」、「法律実務基礎科目」、「基礎法学・隣接科目」および「展開・先端科目」という授業科目分類に従って編成し（詳しくは「基準2-1-2に係る状況」の中で記述する）、その枠組みの中で、「基準1-1-1に係る状況」の冒頭に記述したように、本研究科の教育目的を実現するために、以下の4つの柱に即して構築した。

- (1) 学年毎に段階的かつ完結的な履修を可能にするカリキュラムの設定
- (2) 従来の司法修習制度における前期集合修習を意識し、「理論と実務の架橋」を目指す、内容面と主体面ともに実務家との密接な協力に基づく実務系科目の段階的配置
- (3) 幅広い視野と関心および複眼的な視点で人間や社会に対する思索を深めるための充実した「基礎法学・隣接科目」の提供と、法曹としての責任・倫理観を陶冶するための「法曹倫理」の必修化
- (4) 社会の多様な法的ニーズに応えられる展開・先端法領域での授業科目の提供

これらの4つの柱は、基本的には、旧カリキュラムを支える基本方針でもあったが、新カリキュラムでは、特に(1)の「段階的かつ完結的カリキュラム」の考え方を教育課程の中により一層強く反映させるように配慮している。すなわち、新カリキュラムでは、特に以下の3つの点に留意して「段階的かつ完結的なカリキュラム」を具体化している。

(a) 「理論と実務の架橋」を実現するために学年進行的に「理論」的性格の強い授業科目から「実務」的性格の強い授業科目へと比重が移行していくように授業科目を配置する。

(b) カリキュラムが全体として「基礎」から「応用」ないし「展開・先端」へと学年進行的に推移していくように授業科目を配置することを基本とするが、特に法学未修者を念頭に置いて「導入演習」(必修科目)、「民事手続法概論1」(選択科目)、「リサーチ&ライティング1」(選択科目)などの授業科目において、導入教育を実施する。

(c) 「法律基本科目」については「基礎」→「応用」→「総合」という積み上げ型学修を徹底するように授業科目を配置する。(《別添資料22 研究科案内 2013~2014 3-4頁》の「法律基本科目における積み上げ型学修のイメージ図」を参照)

なお、以上で述べた教育課程編成に関する基本方針ないしその基礎にある考え方は、各年次のクラス編成(「基準3-1-1に係る状況」の記述を参照)、法学既修者の認定(「基準4-3-1に係る状況」の記述を参照)等、教育内容以外の本研究科の制度設計においても一貫している。

## 2. 本研究科の教育課程と法学部教育との関係

本研究科が法曹養成に特化した独立研究科であるのに対して、法学研究科の基礎となる法学部における法学教育は、法学・政治学を基礎に陶冶された能力をもって、広く社会の諸分野において「良きガバナンス(good governance)」に貢献する有為な人材を育成することを目的としている。法学部は、この目標を社会経済等の動向・展開に即応して達成するために、平成20年度に、法学科に加えて、国際公共政策学科を新設した。法学部法学科では、実社会で様々な問題に直面したときに、法学的・政治学的視点から、「良きガバナンス」に資するような解決方向を示す能力を涵養するため、法学・政治学の分野の基本科目の内容を充実することに力を注ぎ、他方、法学部国際公共政策学科では、法学・政治学だけでなく経済学をも学び、それらの知識や考え方を総動員して、人類全体の公益のために行動する資質と能力を涵養することに力を注ぐことにしている。《資料2-1-1-②》

両学科の教育体系は共に全学共通教育科目と専門教育科目からなるが、法学科の専門教育科目は①入門科目、②コア科目、および③アドバンスト(高度専門)科目という形で、また、国際公共政策学科の専門教育科目は①入門概説系科目、②セミナー系科目、③専門系科目、および④応用展開系科目という形で、それぞれの学科で段階的かつ完結的履修を可能にするように編成されている。《別添資料8-① 法学部・平成25年度学生ハンドブック2頁-4頁、7頁-9頁》《別添資料8-② 法学部・平成25年度授業科目の概要(シラバス)》

以上のように、法学部教育は固有の目的と内容を有する完結的な教育として行われている。従って同一分野であっても、本研究科の授業科目と法学部の授業科目は目的と内容を異にするので、両者の同時開講(いわゆる「二枚看板科目」)および本研究科学生による法学部の開講科目の履修は認めていない。さらに、本研究科においては、法学部(法学科)卒業生に対しても、法科大学院の理念に即した双方向・対話型の授業を行っており、法学部教育との違いを明確に意識している。

以上のように、本研究科は、法科大学院が法学部教育の単なる延長線にあるものとして、法科大学院が屋上屋を架すことにならないよう、法科大学院構想の趣旨に適合する形でカリキュラムを構築している。

このほか、「基準6-1-3に係る状況」等で記述するように、本研究科は、入学者選抜にあたって公平性・開放性・多様性を重視するアドミッション・ポリシーを採用し、法学部卒業生を優遇する措置もとっておらず、この点でも、法学部教育との違いを明確に意識している。【解釈指針2-1-1-1】

## 資料2-1-1-② 法学部の教育理念とカリキュラムの特徴

## 1. 法学科

法学科では、みなさんに、人間関係や社会生活の土台となる制度とその働きについて、単に現状を理解するだけでなく、歴史をさかのぼり、理念を探究することによって、社会のなかで起こる問題に冷静に対処できる力を培っていただきたいと思います。そのために、法と政治の各分野について、基本科目の内容を充実させることに特に力を入れています。もちろん、それに加え、時代の要請に対応した多様な内容をもつ特別講義や、少人数の参加者との対話を通じてコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を高めることのできる演習形式の授業も開講されています。

## 2. 国際公共政策学科

グローバル化の時代を迎え、世界各国の結びつきはこれまで以上に緊密になり、また、人権や平和、環境、貿易、経済発展などの地球規模の問題群が出現してきました。これらの問題を解決するためには、国際社会で生ずる様々な事象を複眼的に検討するとともに、課題の解決に向けて国際的に活躍する人材が必要です。国際公共政策学科では、法学・政治学・経済学を中心に学び、それらの知識や考え方を総動員して、人類全体の公益のために、行動する資質と能力を身につける場です。そのため、国際公共政策学科では、法学・政治学・経済学の基礎を学ぶ科目群をまず受講します。その後、各学問分野で応用能力を磨く科目群を受講していきます。また、国際社会で活躍するためには、特に英語能力を身につける必要がありますので、英語科目を受講し、一定の英語能力を備えることを卒業要件とするとともに、リーダーシップをもって活躍するための表現力・行動力を要請する科目群を用意しています。

出典：別添資料8-① 法学部・平成25年度学生ハンドブック 2頁、7頁

## 3. 多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズへの対応

多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズへの対応として、「基準1-1-1に係る状況」の記述でふれたコンタクト・ティーチャー制度により、個々の学生の状況をきめ細かく把握し、学生の状況に応じた生活・学習指導を行うとともに、社会人・他学部出身者を中心とした法学未修者少人数勉強会グループに、弁護士アドバイザーをチューターとして配置して学習支援を行うなどしている。(以上の学生支援制度について、詳細には、「基準7-1-1に係る状況」の記述を参照されたい)【解釈指針2-1-1-2】

**基準2-1-2：重点基準**

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準2-1-2に係る状況)

本研究科は、「基準2-1-1に係る状況」で記述したように、法科大学院の設置基準等における「法律基本科目」、「法律実務基礎科目」、「基礎法学・隣接科目」および「展開・先端科目」という授業科目の分類に従って、以下のとおり、授業科目を開設している。《別添資料5 平成25年度学生ハンドブック 10頁-15頁 「カリキュラム表」》

1. 各授業科目の構成

【基準中の(1)について】

法律基本科目は、法曹に共通に必要な法律知識の修得を目指す授業科目であり、実定法科目のうち、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する授業科目がこれにあたる。本研究科は、公法系科目として、「憲法基礎」、「憲法応用」、「行政法基礎」、「行政法応用」、「公法総合演習」、民事系科目として、「民法基礎」、「民法応用」、「会社法基礎」、「会社法応用」、「商法基礎」、「コーポレート・ガバナンス」、「民事訴訟法基礎」、「民事訴訟法応用」、「民事手続法概論」、「民事法総合演習」、刑事系科目として、「刑法基礎」、「刑法応用」、「刑事訴訟法基礎」、「刑事訴訟法応用」、「刑事法応用」、「刑事法総合演習」を開設している。また、未修入学者向けの憲法・民法・刑法の導入科目として「導入演習」を開設している。【解釈指針2-1-2-1】

【基準中の(2)について】

法曹としての技能および責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の授業科目は、「法曹倫理」、「裁判実務基礎(民事)」、「裁判実務基礎(刑事)」、「ベンチャー社会と法」、「刑事法律文書作成」、「公法訴訟」、「先端訴訟」、「弁護実務」、「エクスターンシップ」、「模擬裁判(民事)」、「模擬裁判(刑事)」、「リサーチ&ライティング」、「特殊講義A(債権保全・回収の実務)」、「特殊講義A(企業再建の実務)」、「特殊講義A(民事裁判実務演習)」によって構成している。【解釈指針2-1-2-2】

【基準中の(3)について】

基礎法学・隣接科目は、基礎法学や法学と関連する分野で、法曹としての幅広い知識や豊かな人間性を育成することを目的とする授業科目である。「法理論」、「法理学」、「比較法史」、「法社会学」、「ローマ法」、「現代政治学」、「現代行政学」、「法と経済学」、「財務報告戦略」、「特殊講義B(生命倫理と法)」を開設している。【解釈指針2-1-2-3】

【基準中の(4)について】

展開・先端科目は、法律基本科目を履修した上で、これに関する法律知識や分析能力をさらに展開させることを目的とし、あるいは先端的な法的問題を扱う能力を育成する授業科目である。「倒産法基礎」、「倒産法応用」、「税法」、「経済法」「知的財産法」、「労働法」、「環境訴訟」、「環境法」、「国際法1」、「国際法2」、「国際私法」および「国際取引法」を中心に構成し、「倒産法」、「税法」、「経済法」、「知的財産法」および「労働法」については「演習」科目を開講しているほか、学生の多様な問題関心に応えるために、「民事回収法基礎」、「民事回収法応用」（民事執行法および民事保全法を包括する授業科目である）、「情報法」、「企業課税法」、「消費者法」、「保険法」、「金融法」、「金融商品取引法」、「社会保障法」、「少年法」、「技術知的財産法」、「国際知的財産法」、「ベンチャー法ワークショップ」、「国際法3」、「国際民事訴訟法」および「特殊講義C（信託法）」の各授業科目を開設している。【解釈指針2-1-2-4】

## 2. コアカリキュラムへの対応

「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（平成21年4月17日、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）（以下「中教審特別委員会報告」という。）は、法律基本科目と法律実務基礎科目について、共通的な到達目標を設定し、法科大学院教育の質の向上を図ることを求めた。中教審特別委員会報告においては、「共通的な到達目標は、ミニマム・スタンダードとして、法科大学院修了者として最低限度備えておくべき能力等を示すもの」であり、単に共通的な到達目標を達成すれば十分であるという趣旨のものではないとされている。しかしながら、実際に設定された共通的な到達目標は、学生が学ぶべき項目をかなり細かく列挙したものであり、そのすべてを授業で扱うことを予定したものでない。そこで、本研究科では、学生が授業で学ぶ項目と自学自習により修得しなければならない項目とを区別できるよう、平成24年度から法律基本科目のシラバスに各回の授業で取り上げる事項が共通的な到達目標のどの項目にあたるのかを明示することとした。

### 《資料2-1-2-①》

さらに共通的な到達目標に沿った自学自習の一助とするため、修了生の助力を得て、司法試験の短答式試験の問題をもとに作成した自学自習のための教材を利用できるようにするプロジェクトを継続している。

#### 資料2-1-2-① 平成25年度 憲法基礎1（授業計画）授業計画

##### 1 思想・良心の自由、信教の自由（判例検索の方法を含む）

教科書（芦部『憲法』）の第8章「精神的自由権（一）」のうち、「一 思想・良心の自由」全体と「二 信教の自由」のうち「1 明治憲法の信教の自由」、「2 信教の自由の内容と限界」を扱う。

授業のはじめに憲法判例検索の方法について解説する。

コアカリキュラム 3-7、3-8-1

##### 2 政教分離の原則・学問の自由

教科書の第8章「精神的自由権（一）」のうち「一 信教の自由」の「3 国家と宗教の分離の原則（宗教分離の原則）」と「三 学問の自由」を扱う。

コアカリキュラム 3-8-2、3-9

##### 3 表現の自由の内容（知る権利、取材・報道の自由、放送の自由）

教科書の第9章「精神的自由権（二）」のうち、「一 表現の自由の意味」と「二 表現の自由の内容」（ただし、「2 性表現・名誉毀損的表現」は除く）を扱う。

コアカリキュラム 3-10

##### 4 表現の自由の限界

教科書の第9章「精神的自由権（二）」の「三 表現の自由の限界」のうち、「1 二重の基準の理論」、「4 『明白かつ現在の危険』の基準」、「5 『より制限的でない他の選ぶる手段』の基準」を扱う。その際、第6章の「一人権と公共の福祉」も参照する。

コアカリキュラム 3-10、3-4

（以下省略）

出典：別添資料1-① 平成25年度 授業科目の概要（シラバス）

**基準2-1-3：重点基準**

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

(基準2-1-3に係る状況)

本研究科では、各授業科目を、①法律基本科目、②法律実務基礎科目、③基礎法学・隣接科目、④展開・先端科目の4科目区分にしたがって開設しており、以下に述べるように、その区分整理は適切なものである。

## 1. 法律基本科目

法律基本科目としては、1年次(法学未修者)に、「憲法基礎1」、「憲法基礎2」、「行政法基礎」、「民法基礎1」、「民法基礎2」、「民法基礎3」、「民法基礎4」、「会社法基礎」、「民事訴訟法基礎」、「刑法基礎1」、「刑法基礎2」、「刑事訴訟法基礎」、「導入演習」(以上、必修)、「民事手続法概論1」(選択)を、2年次(法学未修者・法学既修者合同)に、「憲法応用」、「行政法応用1」、「行政法応用2」、「民法応用1」、「民法応用2」、「会社法応用1」、「会社法応用2」、「民事訴訟法応用1」、「刑法応用1」、「刑事訴訟法応用」、「刑事法応用」(以上、必修)、「民法応用3」、「民法応用4」(ただし、「民法応用3」および「民法応用4」は、平成25年度入学者より3年次配当に変更)、「商法基礎」(2年次または3年次)、「コーポレート・ガバナンス」(2年次又は3年次)(以上、選択必修)、「民事手続法概論2」(選択)を配置し、3年次(法学未修者・法学既修者合同)に、「民事訴訟法応用2」(必修)、「公法総合演習」、「民法総合演習」、「刑法応用2」、「刑事法総合演習」(以上、選択)を配置している。このように、法律基本科目に関しては、基礎、応用、総合と段階的な積み上げ教育を行い、基本的な法分野の科目を提供している。【解釈指針2-1-2-1】なお、本学のカリキュラムにおいては、「コーポレート・ガバナンス」は、会社法の統治機構に関する諸問題を応用演習として学ばせるものと位置付けており、展開・先端科目として考えていない。

## 2. 法律実務基礎科目

法律実務基礎科目としては、1年次に、「リサーチ&ライティング1」、「ベンチャー社会と法」(1・2年次または3年次)(以上、選択)、2年次に、「裁判実務基礎(民事)」、「法曹倫理」(以上、必修)、「エクスターンシップ1」、「刑事法律文書作成1」、「刑事法律文書作成2」(2年次又は3年次)(以上、選択必修)、「リサーチ&ライティング2」(選択)、3年次に、「裁判実務基礎(刑事)」(必修)、「模擬裁判(民事)」、「模擬裁判(刑事)」(民事または刑事いずれか選択必修)、「エクスターンシップ2」、「弁護実務」、「公法訴訟」を配置している。これらの科目については、派遣裁判官・派遣検察官・現職弁護士及び豊富な実務経験を有する専任教員が担当している。「リサーチ&ライティング1」は法学未修者入学者、「リサーチ&ライティング2」は法学既修者入学者を対象に、現職弁護士が法律文書作成や法律資料等の調査等の内容を提供するものである。それ以外の上記授業科目は、法律基本科目等の理解を前提に行っている。この分野においては、法律基本科目等との連携を図りながら、法曹三者や豊富な実務経験を有する教員が関与して、法律実務に携わるために必要な教育内容を提供している。

さらに、上記授業科目以外に、「特殊講義A(債権保全・回収の実務)」、「特殊講義A(企業再建の実務)」、および「特殊講義A(民事裁判実務演習)」(いずれも選択、1・2または3年次)を置いている。これらの授業科目でも、現職弁護士により最先端の法律実務を提供しており、したがって法律実務基礎科目に区分している。

## 【解釈指針2-1-2-2】

## 3. 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目としては、1年次に、毎年開講する授業科目として、「法理論」、「法理学」、「比較法史」、「法社会学」(法理論は1年次配当のみ、それ以外は1・2年次または3年次、いずれも選択必修)、「特殊講義B(生命倫理と法)」(1・2年次または3年次、選択)を配置し、隔年開講する授業科目として、「ロ

一マ法」、「現代政治史」、「現代行政学」（以上、1・2年次または3年次、いずれも選択必修）を配置し、2年次に、毎年開講する授業科目として、「財務報告戦略」（2年次または3年次、選択必修）を配置し、隔年開講する授業科目として、「法と経済学」（2年次または3年次、選択必修）を配置している。なお、「特殊講義B（生命倫理と法）」は、特殊法領域としての医事法ではなく、むしろ医療における法哲学に重点を置いた内容となっているため、基礎法学・隣接科目に区分している。【解釈指針2-1-2-3】

この分野の科目は、法の構造や役割、歴史、比較法的知識、法と社会現象との関係等を学ぶとともに、政治学、行政学、会計学などの隣接科学を学び、現実社会において発生している様々な問題に関心をもたせ、法曹に必要なバランス感覚と、幅広い視野をもって物事を判断できる知見を養うことを目的とするものである。

#### 4. 展開・先端科目

本研究科は、展開・先端科目を次のようにA群・B群に分けて開設しており、いずれも、展開・先端科目としての実質を備えている。

##### (1) A群

A群は、司法試験の各選択科目である「倒産法」、「税法」《資料2-1-3-①》、「経済法」、「知的財産法」「労働法」、「国際法」、「国際私法」および「国際取引法」からなる。

##### 資料2-1-3-① 「税法1」の科目概要

開講科目名：税法1

講義題目：所得税法の基本的事項

授業の目的/本科目の授業の到達目標は、一言で言えば、所得税法の理解を深めることであるが、個別的に言えば、以下のとおりである。

- (1) 所得税の基礎的概念の理解
- (2) 税法条文読解力の修得
- (3) 所得税法の構造ないし規定相互の関係の把握（条文サーフィン力の修得）
- (4) 所得税法の基本論点の把握・分析力の修得
- (5) 所得税の基本判例の理解

履修条件・受講条件/特に民法・会社法・行政法関係の科目を履修済みであるかまたは並行して履修することが望ましい。

なお、本研究科で開設されている税法関連科目の履修について、以下の3つのタイプの学生に分けて、推奨する履修科目・年次を示しておく。

##### ①「租税法」を司法試験選択科目にしようと考えている学生

「税法1」を必ず2年次に履修し、「税法2」もできるだけ2年次に履修した上で、3年次に「税法演習」を履修すること。「税法2」を2年次に履修しなかったが、3年次になる段階で「租税法」を選択しようとした場合は、「税法2」を「税法演習」と並行して履修しても構わない。ほかに、「企業課税法」を履修することが望ましい。

##### ②「租税法」を司法試験選択科目にすることまでは考えていないがビジネス・ローに強い法曹を目指している学生

「税法1」と「税法2」を2年次または3年次に履修すること。併せて「企業課税法」を履修することが望ましい。

##### ③法曹の素養として「租税法」を勉強しておこうと考えている学生

「税法1」を2年次または3年次に履修すること。

講義内容/本科目（講義形式）は、本研究科で開設されている税法関連科目の基礎科目として、主として所得税に関する租税実体法（特に課税要件法）上の基礎的概念の意味内容や基本的規定の趣旨目的・構造・他の規定との関連等を理解し、それらに照らして、判例等で争われた法的な問題点を把握する力を養うことを目的とする。必要に応じて、総論的な問題も取り上げる。

出典：別添資料1-① 平成25年度 授業科目の概要（シラバス）

##### (2) B群

B群は、民事執行・保全法を扱う「民事回収法基礎」《資料2-1-3-②》、「民事回収法応用」、名誉毀損法、マスメディア法、放送・通信法、情報公開法、個人情報保護法、サイバー法を包括的とする分野を扱う「情報法」、法人税法のうち国際課税ならびに法人課税の発展的分野を扱う「企業課税法」、民商法、民事手続法、刑法、経

済法、行政法などにまたがる消費者保護法規の総体を扱う「消費者法」、保険法の基本概念と民法との関連性を扱う「保険法」、銀行実務に関する法を扱う「金融法」、金融商品取引法および証券取引所規則を扱う「金融商品取引法」、社会保障制度を法解釈論と制度・政策論の両面から考察する「社会保障法」、犯罪を行った少年の健全育成のための法を扱う「少年法」、知的財産法の中で特許法を中心に扱う「技術知的財産法」、知的財産の国際的保護について、知的財産関係条約や米国法、欧州法、中国法との比較法的検討を行う「国際知的財産法」、ベンチャーに関する問題を経済的・経営的観点を踏まえて法的に解決する方法を扱う「ベンチャー法ワークショップ」、国際人権法および国際経済法を扱う「国際法3」、国際取引や国際家族法上の涉外紛争事例に関する法を扱う「国際民事訴訟法」、信託の基礎を学び、商事民事信託の活用可能性を考察する「特殊講義C（信託法）」からなる。

A群・B群いずれも、法律基本科目の知識を前提として、先端的・発展的な領域について専門的な知識の修得を目指すものであり、適切な科目区分にしたがって開設している。【解釈指針2-1-3-1】

資料2-1-3-② 「民事回収法基礎」の科目概要

講義題目：民事執行法および民事保全法

授業の目的：民事執行・民事保全の手續構造・基本概念をしっかりと身につけることが最低限の目標です。さらに、民事実体法と民事手続法の交錯場面での問題について、考察を深めてもらえるようにしたいと思います。

民法および民事訴訟法の応用分野でもあり、また、司法修習や実務に不可欠の科目ですから、選択必修科目ですが、履修をお勧めします。

講義内容：講義形式（一部双方向・多方向対話型を取り入れます）。

法（権利）は、強制的に実現されます。その強制的仕組みも、法によって規律されています。その規律を定めた法が、民事執行法および民事保全法です。訴訟とは違って、民事執行・民事保全では、法がナマの現実世界に入っていくために、社会的・経済的な関連も直接に出てきます。講義では、民事執行法・民事保全法の基本構造を理論的に説明し、現実に生起している主要な問題点を取り上げゆく予定です。民事実体法および民事訴訟法の体系的理論・知識の修得を前提として授業を進めます。教科書をなぞるような講義ではなく、受講者の理解を深めるための努力をしたいと思っています。時間は十分ではありませんが、シラバスに則って進めますので、十分に予習してください。

個別の問題に関連して出てくる民法や民事訴訟法などの事項からも逃げないことが必要です。

紛争解決・権利実現のために必要な執行・保全の基本知識を整理し、理論的な問題点を速やかに把握できる学力をつけることを目標とします。

出典：別添資料1-① 平成25年度 授業科目の概要（シラバス）

5. 特殊講義の適切な開講の確保のための措置

すでに述べたように、本研究科は特殊講義A（法律実務基礎科目）、特殊講義B（基礎法学・隣接科目）、特殊講義C（展開・先端科目）の3種の特殊講義を開講している。これらの特殊講義の適切な方法および内容による開講を確保するため、平成21年度より、学生および教員を対象として、次年度の特殊講義の開講にかかる希望調査を行ったうえ、希望のあった特殊講義につき、その開講の必要性等を教務委員会および運営委員会で検討の上、教授会に付議して開講を決定している。その結果、平成22年度より、毎年、3種の特殊講義として、3つから5つの授業科目を開講している。《資料2-1-3-③》

## 資料 2-1-3-③平成 22 年度以降の特殊講義開講一覧

## 平成 25 年度

特殊講義A (企業再建の実務)	小畑 英一
特殊講義A (債権保全・回収の実務)	大川 治・奥津 周
特殊講義A (民事裁判実務演習)	吉野 孝義
特殊講義B (生命倫理と法)	瀬戸山 晃一
特殊講義C (信託法)	堀野 桂子

## 平成 24 年度

特殊講義A (企業再建の実務)	小畑 英一
特殊講義A (債権保全・回収の実務)	大川 治・奥津 周
特殊講義B (生命倫理と法)	瀬戸山 晃一
特殊講義C (信託法)	堀野 桂子

## 平成 23 年度

特殊講義A (債権保全・回収の実務)	大川 治・奥津 周
特殊講義B (生命倫理と法)	瀬戸山 晃一
特殊講義C (ADRと法)	仁木 恒夫

## 平成 22 年度

特殊講義A (債権保全・回収の実務)	大川 治・奥津 周
特殊講義B (生命倫理と法)	瀬戸山 晃一
特殊講義C (ADRと法)	仁木 恒夫

出典：別添資料1-① 平成 25 年度 授業科目の概要（シラバス）、1-③ 平成 22～24 年度 授業科目の概要（シラバス）抜粋版から作成

**基準2-1-4：重点基準**

基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準2-1-4に係る状況)

本研究科では、(1)法律基本科目、(2)法律実務基礎科目、(3)基礎法学・隣接科目および(4)展開・先端科目の科目分類について、以下のとおり、授業内容、単位数の両面から授業科目を学年進行に合わせて適切に配置し、かつ、必修科目、選択必修科目および選択科目を適切に分類している。《別添資料5 平成25年度学生ハンドブック2頁「カリキュラム図」および16-18頁「平成25年度開講科目および担当教員」》

1. 法律基本科目

法律基本科目においては、7科目全部について1年次に必修科目として「基礎科目」(ただし、2、3年次選択必修科目の「商法基礎」を除く)と「応用科目」(主として2年次配当。原則として必修科目)の授業科目区分を行い、さらに公法・民事法および刑事法について「総合演習科目」(3年次配当。選択科目)を開設することによって、学年進行に合わせた積み上げ型の学修を可能にするよう工夫している。《別添資料5 平成25年度学生ハンドブック2頁「カリキュラム図」》

法律基本科目の総単位数は78単位である。そのうち14単位が公法系科目、46単位が民事系科目、16単位が刑事系科目、2単位が「その他の科目」である。《別添資料5 平成25年度学生ハンドブック10頁-15頁「カリキュラム表」》このように、本研究科の教育目的を達成するために十分な単位数の授業科目を設けている。

「総合演習科目」は、法律基本科目7科目につき、3年次における学習の「総仕上げ」を行うための総合事例演習である。公法総合演習、民事法総合演習、刑事法総合演習における「総仕上げ」の具体的な中身については、下記シラバスの内容を参照。《資料2-1-4-①》《資料2-1-4-②》《資料2-1-4-③》

なお、「基礎」「応用」「総合」の名称を付していない授業科目についても、内容を考慮して、法律基本科目に分類し、かつ、積み上げ型学修の中に組み込むように配慮している。

資料2-1-4-① 「公法総合演習」の科目概要

講義題目：公法総合演習

授業の目的：公法全体の応用力を磨くため、憲法・行政法の各分野の判例に基づく事例問題を考察する。

憲法については、長文の事例の中から憲法上の論点を見つけ出し、適用すべき人権規定あるいは憲法原則を選択し、適切な違憲審査基準を定立した上で、具体的な事案にあてはめる能力、場合によっては、さらに、適切な司法的救済方法を考案する能力を養うことを目的とする。

行政法については、長文の事例と個別行政法規の条文を参照し、訴訟類型の選択と訴訟要件の検討、本案における違法性判断を的確に行う能力を養うことを目的とする。

講義内容：演習形式。

授業は、具体的な判例を素材に、判例の事案と趣旨を適切に理解した上で、関連する事例や考えられる新しい事例への適用を検討しつつ、その当否を検討することを目指す。体系的な理解より、具体的な問題に対する解決能力と、具体的な事例から一般原則を抽象化しそれを類似の事例に適用する能力を養うことを重視する。原則として、偶数回を憲法(高井担当)、奇数回を行政法(野呂担当)とする。

学習方法：(1)事前準備 2～3時間、(2)授業時 対話形式で行う。あらかじめ配布した事例問題について解答を求め、相応の準備をして授業にのぞむことを求める。(3)授業終了後 1～2時間設例ならびにレジュメは1週間以上前に原則としてCLE\*によって配布する。

出典：別添資料1-① 平成25年度 授業科目の概要(シラバス)

## 資料2-1-4-② 「民事法総合演習」の科目概要

講義題目：民事法全体の総合演習

授業の目的：民事法の主要科目を体系的に修得した3年次生にとって、事例問題への対処能力の向上は、喫緊の課題であろう。これまでの学修を通じて、民法・商法・民事訴訟法の体系を一通り修得した者であっても、具体的な設例の下で、論理的な思考過程を経て、一定の結論を導くためには、それ相応のトレーニングが不可欠である。修得済みと思われた法理論でも、具体的な事実関係に当てはめようとすると、様々な困難に遭遇し、時には自らの理解が不十分であったことに気付かされるだろう。しかし、こうした経験を少しでも多くもつことは、法律家としての基礎力を高める上で極めて重要である。この授業は、受講者に対して、これまでに修得した理論を「実践」する場を提供することを目的とする。

<授業によって学生が修得すべき到達目標> 上記の目的をもって行われた授業を通じて、受講前よりも、慎重かつ緻密に問題解決に当たることのできる能力を高めること。具体的には、例えば司法試験の論文式問題（民事法）について、受講前よりも、出題意図を注意深く分析して解答できるようになることが、学生の修得すべき到達目標である。

履修条件・受講条件：2年次配当の民法・会社法・民訴法（必修科目）のすべての単位を修得済みであること。

最大受講者数：20名程度（希望者多数の場合は、成績順により選抜する。）

講義内容：双方向型的事例演習形式。

〔全体〕原則として、2回分の授業が1つのユニットを構成する。各ユニットで一定のまとまりのある事例ないしテーマに取り組む予定である。各ユニットでは、少なくとも一回は、課題レポートの提出を求める。

〔民法〕第3・4回、第7・8回、第9・10回（全6回、3ユニット）

民法のうち、財産法をテーマとした事例問題を扱う。民法上問題となる論点の発見も本演習の目的のひとつであるため、具体的なテーマはあえて書かないが、個別論点に関する知識だけでなく、分野横断的な知識や、制度の相互関係など、民法の総合的な理解を深めてほしい。

〔商法〕第11・12・13回（全3回、1ユニット）

商法のうち、会社法をテーマとした事例問題を扱う。会社法上問題となる論点の発見も本演習の目的のひとつであるため、具体的なテーマはあえて書かないが、個別論点に関する知識だけでなく、分野横断的な知識や、制度の相互関係など、会社法の総合的な理解を深めてほしい。

〔民事訴訟法〕第1・2回、第5・6回、第14・15回（全6回、3ユニット）

民事訴訟法（判決手続）をテーマとした事例問題を扱う。民事訴訟法上問題となる論点の発見も本演習の目的のひとつであるため、具体的なテーマはあえて書かないが、個別論点に関する知識だけでなく、分野横断的な知識や、制度の相互関係など、民事訴訟法の総合的な理解を深めてほしい。

出典：別添資料1-① 平成25年度 授業科目の概要（シラバス）

資料2-1-4-③ 「刑事法総合演習」の科目概要

講義題目：刑事法総合演習

授業の目的：犯罪予防から刑罰執行後の事後処理までを含むトータルな刑事事件処理の観点を踏まえつつ、実際の事件に近い設例を用いて、実体法、手続法の両面から検討を加えることにより、2年次までの講義科目で獲得した知識の定着と応用力の涵養を図ることを目的とする。

講義内容：演習形式で行う。

事例を提示し、各事例について実体法、手続法の両面から検討を行う。

授業計画：一つの事例に対し、刑法、刑訴の両面から検討を行う。取り上げるテーマ（論点）としては、次のようなものを予定している（授業の第1回目にグループ分けを行い、報告者、記録作成者等の役割を分担するので、その結果等により日程を調整する。そのため、事前にどの回でどの問題点を扱うかをあらかじめ明示することができないが、1つの事例について、2回ないし3回の授業を行う）。授業ごとのテーマは、仮のもので、変更の可能性があるので注意されたい。

刑法の主要論点（総論、各論の問題は事例により異なる）

- 1) 実行行為（不作為犯・因果関係）
- 2) 故意（錯誤を含む） or 過失
- 3) 正当防衛（過剰防衛・誤想防衛を含む） or 緊急避難（過剰避難・誤想避難を含む）
- 4) 責任能力（原因において自由な行為を含む）または未遂（実行の着手）と既遂・中止犯
- 5) 共犯の諸問題（共謀共同正犯・共犯と身分・共犯からの離脱など）

刑訴法の主要論点

- 1) 職務質問と有形力行使
- 2) 別件逮捕
- 3) 捜索差押手続
- 4) 訴因の特定と訴因変更
- 5) 伝聞証拠

学習方法：提示された設例や課題に対して解決方法を考える際には、類似事案に対する判例や学説を調査し、検討することが必要である。各回のテーマについては受講者をグループ分けして担当者を決めるので、各担当者は、判例、学説の調査、検討を含め十分な予習を行って授業に臨むこと。授業の質が向上するためには受講者の主体的な参加が必要であることを肝に銘じて欲しい。

予習時間は、報告担当者は1回につき2～3時間程度、それ以外の者は1時間程度を見込んでいます。

復習については、まとめのレジュメを参考に各設例につき3時間程度を見込んでいます。

出典：別添資料1-① 平成25年度 授業科目の概要（シラバス）

## 2. 法律実務基礎科目

法律実務基礎科目は、法曹としての基礎的な実務能力および責任感・倫理感を養う授業科目であり、すべての開講科目の授業に実務家教員が関与している。（《別添資料5 平成25年度 学生ハンドブック 16頁-18頁「平成25年度開講科目および担当教員」》および《資料2-1-4-④》を参照）また、法律実務基礎科目の授業担当教員と、法律基本科目の授業を担当する研究者教員との間で授業内容、教育方法等について定期的に綿密な打合せを実施しており、理論的教育と実務的教育を架橋する配慮を適切に行っている。

「法曹倫理」（2年次）、「裁判実務基礎（民事）」（2年次）、「裁判実務基礎（刑事）」（3年次）の6単位を必修科目とし、「刑事法律文書作成1」、「刑事法律文書作成2」、「弁護実務」、「エクスターンシップ1」、「エクスターンシップ2」、「模擬裁判（民事）」および「模擬裁判（刑事）」を2年次または3年次に段階的に配置している。また、おもに法学未修者を念頭に置いた導入教育科目として「リサーチ&ライティング1」、2年次生を対象とした「リサーチ&ライティング2」を、「ビジネスロイヤーを目指す学生の履修モデル」の一環として「ベンチャー社会と法」を開講しているほか、公法系の諸問題を含む訴訟実務を扱う「公法訴訟」や本研究科の理念・目的から求められる先端分野教育（「基準1-1-2に係る状況」の記述を参照）の一環として、専門的訴訟の実務を扱う「先端訴訟」（平成25年度は不開講）や、現代社会において特に重要な法領

域に関する実務基礎を学ぶ「特殊講義A（企業再建の実務）」、「特殊講義A（債権保全・回収の実務）」、「特殊講義A（民事裁判実務演習）」を開講している。

資料2-1-4-④ 平成25年度法律実務基礎科目担当教員内訳

	担当教員数	実務家教員	特記事項
法曹倫理	4名	3名	
裁判実務基礎（民事）	2名	1名	
裁判実務基礎（刑事）	6名	5名	
ベンチャー社会と法	1名	1名	
刑事法律文書作成1	1名	1名	
刑事法律文書作成2	1名	1名	
公法訴訟	5名	5名	研究者教員2名が取りまとめ
弁護実務	5名	5名	
エクスターンシップ1	4名	3名	法律事務所担当のコーディネーター
エクスターンシップ2	2名	0名	企業担当のコーディネーター
模擬裁判（民事）	3名	3名	
模擬裁判（刑事）	7名	6名	
リサーチ&ライティング1 リサーチ&ライティング2	2名	2名	法情報処理・リーガルリサーチ専門の教員によるサポートあり

出典：別添資料1-① 平成25年度 授業科目の概要（シラバス）、別添資料5 平成25年度 学生ハンドブックから作成

### 3. 基礎法学・隣接科目

「法理論」は1年次配当科目であり、「法理学」、「比較法史」、「法社会学」、「ローマ法」、「現代政治学」、「現代行政学」、「特殊講義B（生命倫理と法）」は1・2年次または3年次配当科目であり、「法と経済学」および「財務報告戦略」は2年次または3年次配当科目である。

### 4. 展開・先端科目

展開・先端科目としては、司法試験選択科目の授業科目（「倒産法基礎1」、「倒産法基礎2」、「税法1」、「税法2」、「経済法1」、「経済法2」、「知的財産法1」、「知的財産法2」、「労働法基礎」、「労働法応用」、「環境訴訟」、「国際法1」、「国際法2」、「国際私法1」、「国際私法2」、「国際取引法」）、司法試験選択科目のより応用的内容を扱う授業科目（「倒産法応用」、「倒産法演習」、「税法演習」、「経済法演習」、「知的財産法演習」、「労働法演習」、「環境法」、「国際法3」）、その他の展開・先端科目（「民事回収法基礎」、「民事回収法応用」、「情報法」、「企業課税法」、「消費者法」、「保険法」、「金融法」、「金融商品取引法」、「社会保障法」、「少年法」、「技術知的財産法」、「国際知的財産法」、「ベンチャー法ワークショップ」、「国際民事訴訟法」、「特殊講義C（信託法）」）がある。以上の展開・先端科目は、「特殊講義C（信託法）」を除き、すべて2年次または3年次配当科目か3年次配当科目である。

**基準2-1-5：重点基準**

基準2-1-2(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができる。

- (1) 公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。） 10単位
- (2) 民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） 32単位
- (3) 刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） 12単位

(基準2-1-5に係る状況)

**【基準の本文について】**

法律基本科目の必修単位数は、(1) 公法系科目 12 単位、(2) 民事系科目 32 単位、(3) 刑事系科目 12 単位であり、選択必修科目の単位数は民事系科目 8 単位で、合計 66 単位となるが、下記【基準のただし書について】のとおり 1 年次に配当される科目が 4 単位分あるため、これを除くと 62 単位で、8 単位増の上限値の範囲内に収まっている。《資料2-1-5-①》

資料2-1-5-① 法律基本科目必修・選択必修単位数一覧表

法律基本科目	1年次必修	2年次必修	3年次必修	選択必修	合計(うち必修)
公法系科目	6単位	6単位	0単位	0単位	12(12)単位
民事系科目	20単位	10単位	2単位	8単位	40(32)単位
刑事系科目	6単位	6単位	0単位	0単位	12(12)単位
その他	2単位	0単位	0単位	0単位	2(2)単位
合計	34単位	22単位	2単位	8単位	66(58)単位

出典：別添資料5 平成25年度 学生ハンドブックから作成

**【基準のただし書について】**

中教審特別委員会報告は、「法学未修者1年次における法律基本科目の基礎的な学修を確保するため、各法科大学院が法律基本科目の単位数を6単位程度増加させ、これを1年次に配当することを可能にする必要がある。その場合、自学自習時間の確保などに配慮するため、履修登録単位数の上限を36単位とするこれまでの考え方を原則として維持しながら、法学未修者1年次については、これを最大42単位とすることを認める弾力的な取扱いが必要である。」とした。

本研究科では、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じた学習指導を充実させるために、この報告に沿ったカリキュラムの改定について議論した結果、単に1年次における学習範囲を拡大したのでは、学生の消化不良を引き起こすおそれがあることを考慮し、従来2年次配当であった法律基本科目の「民法基礎4」を1年次配当とし、1年次1学期の前半に、憲法・民法・刑法の基本三法について、法律文献の読み方・報告議論の仕方・法律文書の書き方など、広く法学学習の基礎トレーニングを行う「導入演習」(オムニバス形式)2単位《資料2-1-5-②》を法律基本科目(必修科目)として新設することにより、1年次の法律基本科目の単位数を4単位増加させた。

## 資料2-1-5-② 「導入演習」の科目概要

授業の目的：憲法基礎・民法基礎・刑法基礎の講義と並行し、授業で扱われるテーマのうちいくつかをピックアップして、教科書・判例・論文の読み方、プレゼンテーションや議論の仕方、法律の論文の書き方について演習形式で手ほどきを行う。

講義内容：教科書・判例の要約や、事例分析・起案を行うことによって、長大な情報を的確に要約する力と簡潔明晰な文章を書く表現力の養成にウエイトをおく。

授業計画：

1. 憲法教科書の読み方1
2. 憲法判例の読み方1
3. 民法判例の読み方1
4. 事例分析・議論の練習1
5. 刑法教科書の読み方1
6. 刑法教科書の読み方2
7. 事例分析・議論の練習2
8. 事例分析・議論の練習3
9. 民法判例の読み方2
10. 事例分析・議論の練習4
11. 事例分析・議論の練習5
12. 事例分析・議論の練習6
13. 法律論文の書き方1
14. 法律論文の書き方2
15. 法律論文の書き方3

学習方法：事前に与えられた課題につきレポートやメモなどの文書を作成して提出することが求められる。毎回の演習における刺激や教員からの指摘を正面から受け止めて、より良いものに書き改める作業を怠らないことが肝心である。

予習復習に必要な時間：個人差があるうえ、各回に出される課題の性質による差もあるため、一概にはいえないが、大体、予習・復習に必要な時間はともに1～2時間程度を想定している。

出典：別添資料1-① 平成25年度 授業科目の概要（シラバス）

基準2-1-6：重点基準

- (1) 基準2-1-2(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。
- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目(2単位)
  - イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)
  - ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)
- (2) (1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。
- ア 模擬裁判  
(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)
  - イ ローヤリング  
(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)
  - ウ クリニック  
(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)
  - エ エクスターンシップ  
(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)
  - オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目  
(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)
- (3) (1)アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。
- (4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。
- ア 法情報調査  
(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)
  - イ 法文書作成  
(法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等)の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

(基準2-1-6に係る状況)

【基準中の(1)について】

法律実務基礎科目のうち、「法曹倫理」（2年次配当）、「裁判実務基礎（民事）」（2年次配当）《資料2-1-6-①》および「裁判実務基礎（刑事）」（3年次配当）《資料2-1-6-②》の各2単位・合計6単位が必修科目である。「裁判実務基礎（民事）」、「裁判実務基礎（刑事）」いずれにおいても、事実認定に関する基礎的な教育を行っている。

資料2-1-6-① 「裁判実務基礎（民事）」の科目概要

講義題目：要件事実の考え方を含む当事者の主張分析、事実認定の基礎等その他の民事裁判実務における基礎的事項

授業の目的：民事訴訟実務の基礎科目の目的は、一般に、法律基本科目（特に民法や民事訴訟法）で学修した民事実体法・手続法の理論的、体系的な理解を踏まえ、（1）これらが民事裁判の標準的な実務においてどのように活かされ、機能しているかについて具体的イメージを伴った理解を得ること、（2）法律実務家として立場を問わず必要となる事実認定に関する基礎的な考え方を理解することの2点が目的であるとされる。

本授業では、この目的を達するために2年次生1学期段階で最低限理解しておく必要がある事項に絞って講義等を行う。その余の事項については、本授業と有機的・一体的カリキュラムである模擬裁判（民事）科目（3年次2学期開講予定）や、これを踏まえた自学自習による補完を想定している。

なお、要件事実の考え方を学ぶに当たっては、民事実体法の構造やその解釈を出発点にして、その構成要件要素に該当する具体的な事実の存否についての証明責任分配に関する考え方を踏まえた分析検討の訓練が必要である。特に、民法を中心とする民事実体法の正確な理解が不可欠であることを強調しておきたい。

講義内容：受講生の積極的な授業参加を前提に、講義形式をとりつつ、適宜双方向対話型形式や多方向対話型形式を織り交ぜる。原則として、事前に配布する予習レジュメ記載の話題事項に沿って授業を進める。

授業計画：

オリエンテーション

要件事実の考え方—売買代金支払請求訴訟を素材として（1）

要件事実の考え方—売買代金支払請求訴訟を素材として（2）

要件事実の考え方—売買代金支払請求訴訟を素材として（3）

要件事実の考え方—売買代金支払請求訴訟を素材として（4）

所有権に基づく不動産明渡請求訴訟（1）—訴状（その1）

所有権に基づく不動産明渡請求訴訟（2）—訴状（その2）

所有権に基づく不動産明渡請求訴訟（3）—答弁書（その1）

所有権に基づく不動産明渡請求訴訟（4）—答弁書（その2）

所有権に基づく不動産明渡請求訴訟（5）—第1回口頭弁論期日における手続

所有権に基づく不動産明渡請求訴訟（6）—争点整理手続期日における手続

所有権に基づく不動産明渡請求訴訟（7）—集中証拠調べ

所有権に基づく不動産明渡請求訴訟（8）—事実認定の基礎

民事執行・民事保全

事例演習

出典：別添資料1-① 平成25年度 授業科目の概要（シラバス）

資料2-1-6-② 「裁判実務基礎（刑事）」の科目概要

講義題目：裁判実務基礎（刑事）

授業の目的：刑事手続法の応用編である。刑事手続の実態に即した捜査・取調べの在り方や、起訴状の起案など、捜査と公判の流れに応じて、具体的な事件を素材とした重要事実の抽出と選別の能力を養うとともに、実務家に求められる事案処理能力を身に付けるため、適宜、書面作成の指導などもおこなう。これまでの抽象的な理論に実務的な支えを与えるための授業内容を予定している。各参加者が刑事手続全体に関する体系的理解のみならず、判例・学説に関する基本知識を修得していることを前提としつつ、その知識が具体的な事案の処理にあたってどのように活かされるのかを学ばせることにしたい。

講義内容：講義形式で行う。

すでに1・2年次の授業によって、刑事実体法および手続法に関する基本知識および一定の応用力を身につけた参加者に対して、犯罪捜査や起訴手続から公判手続にわたる事実の抽出方法や、証拠収集の在り方などを含む、実際の事件に直面した際の実務上の解決方法を修得させるものとする。具体的には、予め担当教員が提示した事例教材を素材にして、参加者の予習を前提として、各人の犯罪構成事実の把握が適切であるか、また、その法的評価の妥当性などを、主として技術的な側面から評価・指導するようにしたい。刑事手続に関する解釈・運用をめぐるのは、立場によって見解が大きく異なることも少なくない。したがって、バランス感覚に優れた法曹実務家を養成するためには、そのいずれかに偏るのではなく、それぞれの立場に立った授業が望ましい。そのため、裁判官・検察官・弁護士教員は、それぞれの観点から授業を展開し、受講者はそれぞれの訴訟当事者の立場に立った思考を行うことが要求されることになる。

水谷が科目全体の総括責任者として、各授業担当者間の連絡調整を行い、授業内容および方法、成績評価の方法・基準等に関し、不均衡が生じないように確保する責任を負う。

授業計画：第1回 被疑者の身柄拘束に関する実務上の諸問題

第2回 捜査手続の流れ・捜査各論(1)

第3回 刑事弁護総論・起訴前弁護(1)

第4回 捜査各論(2)

第5回 起訴前弁護(2)

第6回 公訴権の運用に関する実務上の諸問題

第7回 第1回公判手続に向けた準備(訴追側)

第8回 起訴前弁護(3)、第1回公判期日に向けた準備(弁護側)

第9回 公判手続の流れ

第10回 訴訟の進行管理と証拠調べ手続

第11回 証拠調べに関する実務上の諸問題(訴追側)

第12回 証拠調べに関する実務上の諸問題(弁護側(1))

第13回 文書起案(弁護側)

第14回 証拠調べに関する実務上の諸問題(弁護側(2))

第15回 事実認定をめぐる留意点

出典：別添資料1-① 平成25年度 授業科目の概要(シラバス)

【基準中の(2)について】

「模擬裁判(民事)」(3年次配当)および「模擬裁判(刑事)」(3年次配当)(模擬裁判についてはいずれか一方を選択必修)が各2単位[例示ア]、「エクスターンシップ1」(2または3年次配当・選択必修科目)、「エクスターンシップ2」(3年次配当・選択必修科目)が各2単位[例示エ]、行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律系基本科目の学修を踏まえつつ、公法系訴訟実務の基礎を修得させる「公法訴訟」(3年次配当・選択必修科目)が2単位[例示オ](授業内容については、《資料2-1-6-③》参照)、を開設している。

以上のように、本研究科においては、(1)必修科目の他に、法曹としての技能および責任を修得させるための授業科目を選択必修科目として6単位以上開設している。

## 資料2-1-6-③ 「公法訴訟」の科目概要

講義題目：公法訴訟研究

授業の目的：公法に関する古典的および最新の争訟の実例に基づいて、実務の視野および理論的な視野に基づいて、問題点を考察する。この学習により、紛争解決のために必要な、考える力、応用能力、問題解決能力を高める。

講義内容：概ね講義形式によって行うが、受講者に質問し、解答を求めることがある。

憲法訴訟・行政訴訟の経験豊富な実務家（弁護士）5名によるオムニバス講義であり、それぞれの講師が、主として自ら担当した事件をとりあげ、具体的な事件のプロセスを中心に解説をする。公法学の体系や理論中心の観点ではなく、自らの体験も交え、紛争解決中心の視点に基づいて、現代の立法・行政のなかで起こる事件に対する先端的な問題解決能力を身につけるための講義を行う。

授業計画：

政策形成訴訟Ⅰ 堀木訴訟（障害をもつ人の生存権）／政策形成訴訟Ⅱ 労災保険給付の社会保障的性質

政策形成訴訟Ⅲ 原爆症認定集団訴訟／政策形成訴訟Ⅳ 在外被爆者原爆手帳交付事件

政策形成訴訟Ⅴ 障害をもった子の教育を受ける権利

パチンコ店営業許可取消訴訟

里山保全住民訴訟

風致地区など低層住宅地におけるマンション開発紛争

種谷牧師教会権事件

伊方原発訴訟最高裁判所判決

箕面忠魂碑・慰霊祭訴訟最高裁判決

住基ネット訴訟

情報公開訴訟

ハンセン病訴訟

自然保護を巡る訴訟——永源寺第2ダム事件

鉄道騒音を巡る訴訟——阪神なんば線事件

環境住民訴訟

出典：別添資料1-① 平成25年度 授業科目の概要（シラバス）

## ○法律実務基礎科目における実務家教員と研究者教員との協力体制

本研究科では、科目の性質上、実務家教員単独で担当すべきと考えられる幾つかの授業科目を除いて（例えば模擬裁判（民事）等）、法律実務基礎科目の必修科目・選択必修科目の多くにおいて、例えば、「法曹倫理」、「裁判実務基礎（刑事）」、「公法訴訟」、「模擬裁判（刑事）」、「エクスターンシップ1」などの授業科目において、研究者教員と実務家教員が授業を共同担当し、あるいは研究者教員がコーディネーターとなる形で、実務家教員との緊密な連携を図っている。

「裁判実務基礎（民事）」は、平成25年度に関しては実務家教員と研究者教員とで分担しているが、従来は派遣裁判官が単独で担当する授業科目として運用してきた。このような授業科目においても、同時並行して開設している必修の法律基本科目（例えば民法応用1）との連携を図るため、研究者教員と実務家教員との間で、互いに「民法応用1」と「裁判実務基礎（民事）」の教材作成段階での意見交換をし、また進行状況を適宜報告しあい、場合によっては、授業を参観しあうなどして、効果的に理論と実務との架橋を図る工夫を意欲的に進めてきている。

さらに法律系基本科目においても、例えば「刑事法応用」は実務家教員が単独で担当する一方、「民事手続法概論2」（2年次配当）や「民事法総合演習」（3年次配当）は、民事系研究者教員と実務家教員が共同で担当しており、研究者教員と実務家教員とが日常的に連携する体制を整えている。【解釈指針2-1-6-1】

## 【基準中（3）について】

本研究科は、「厳格な職業倫理を兼ね備えた法曹」を養成するという目的に照らし、法曹としての責任感、倫理観を涵養する教育を重視している。必修科目である「法曹倫理」以外の授業科目においても、法曹の専門職と

しての責任を意識させる教育を行っている。例えば、検察官出身の実務家教員が担当する「刑事法応用」では、《資料2-1-6-④》のとおり、「法曹としてのモラル」を学ばせることを目的としている。

資料2-1-6-④ 「刑事法応用」の授業の目的

講義題目：刑法、刑事訴訟法、刑事実務

授業の目的：社会の中で現実に発生する刑事事件に対して、実務家法曹として、迅速に証拠を分析して、的確な事実認定を行い、問題点を把握して、事案の真相を解明した上、適切な事件対応や、問題解決策を講じることが出来るための、基礎的能力、バランス感覚と柔軟な思考力、法曹としてのモラルと使命感、豊かな人間性を備え持つことが必要であることを学ばせる。

講義内容：実務に関する、実践的講義を行う。

実務では、刑法と刑事訴訟法の問題が関連して現れてくるのが常であることから、捜査の着手から公訴の提起、証拠調べ、判決に至るまでの、捜査・公判の各段階で生じる諸問題を題材とした具体的事例問題をあらかじめ配付して出題し、予習、復習を当然の前提として、適正な捜査・公判活動を主眼とした討論、講義を行う。

授業計画：

- 第1回 はじめに 任意捜査と強制捜査
- 第2回 逮捕と勾留
- 第3回 捜索と差押え
- 第4回 被疑者・参考人・被告人の取調べ
- 第5回 事件処理、公訴提起、不起訴
- 第6回 公判準備手続と裁判員制度
- 第7回 知能犯事件の捜査
- 第8回 訴因、薬物事犯の捜査
- 第9回 証拠による裁判
- 第10回 自白の任意性、接見指定
- 第11回 自白の信用性
- 第12回・第13回 伝聞証拠
- 第14回 違法収集証拠
- 第15回 汚職事件とその共犯
- 第16回 まとめ 期末試験講評

出典：別添資料1-① 平成25年度 授業科目の概要（シラバス）

【基準中の（4）について】

ア 法情報調査にかかる指導としては、まず、入学時の新入生オリエンテーションの際、全新生に、本研究科作成の『法情報収集と利用についての手引き』《別添資料6 法情報収集と利用についての手引き》を配布している。これは、法令、判例および学説等の検索ならびに判例の意義および読み方等について詳細に解説した冊子である。そのうえで、同日、「リサーチ&ライティング1」、「リサーチ&ライティング2」の受講者への指導を兼ねた「『リサーチ&ライティング』第1回（情報リサーチ分野）」に全新生を参加させて、コンピュータネットワークを用いた判例検索の方法について指導している。《資料7-1-1-⑤》さらに、1年次および2年次の1学期に開講される必修の法律基本科目である憲法・民法・刑法の各授業の1回目の時間に、関係法情報（文献・判例）の調べ方、判例・法令の読み方などの指導を行っている。これは、法情報調査の一般的知識を与えるにとどまらず、各法分野の特性も踏まえた実践的なトレーニングを行うことを意図したものである。《資料2-1-6-⑥》

資料2-1-6-⑥ 法情報教育に関するシラバス記載事項

1年生1学期配当の必修科目の憲法・民法・刑法、2年生1学期配当の必修科目の憲法・民法・刑法については、第一回目の授業で、関係法情報（文献・判例）の調べ方、判例・法令の読み方などの指導を行う旨の記載をする。

出典：別添資料10 シラバス記載事項

イ 法文書作成にかかる指導は、以下の通りである。未修入学者を対象にしたものとして、必修科目の「導入演習」があり、法律論文の書き方の指導を主な授業内容の一つとしている。《資料2-1-5-②》 また、1年次配当の選択科目である「リサーチ&ライティング1」においても起案指導を行っており、平成25年度においては、1年次生39人（休学者、留年生を除く）のうち35人がこの授業を受講している。また、既修入学者をも対象にした授業として、3年次配当の選択必修科目である「模擬裁判（民事）」および「模擬裁判（刑事）」は、いずれか一方を履修することを修了要件としており、これらの授業において、全学生に、実際に訴訟で用いられる文書にかかる起案指導を行っている。《資料2-1-6-⑦》《資料2-1-6-⑧》 その他、必修科目ではないが、起案指導を主たる内容とする授業として、2年次配当の「リサーチ&ライティング2」および2・3年次配当の「刑事法律文書作成1」、「刑事法律文書作成2」を開設している。

#### 資料2-1-6-⑦ 「模擬裁判（民事）」の科目概要

講義題目：民事裁判実務についての実習形式による授業（講義・実演を含む。）

授業の目的：2年次に裁判実務基礎（民事）科目で学修した成果を踏まえ、具体的な事例を用いて、民事訴訟第一審手続を手続の流れに沿って考察し、集中証拠調べ等を実演する。参加型のカリキュラムに主体的に取り組んでいく中で、実体法・手続法で学修した理論が民事裁判実務においてどのように具現するかに関する理解を更に深める。

講義内容：民事訴訟第一審手続を、より体験的に学習する。受講者は、原告代理人役、被告代理人役等を適宜分担して、人証の集中証拠調べ等を実演する。このほか、受講者には、訴状、答弁書や準備書面等を起案させる予定である。起案添削・返却はしないが、参考書面を配布する。したがって、起案提出の際には写しを作成して手元に残しておくこと。

授業計画：12回目～14回目の3回分の正規授業は、12月12日（木）の3限～5限にまとめて行う。同時間帯に開講される授業を履修予定の学生は注意されたい。

1. 依頼者の相談内容に基づく検討（原告側）
2. 訴状起案講評（1）
3. 訴状起案講評（2）
4. 依頼者の相談内容に基づく検討（被告側）
5. 第1回口頭弁論期日の実演
6. 答弁書起案講評（1）
7. 答弁書起案講評（2）
8. 答弁書起案講評（3）
9. 共同被告の答弁書検討
10. 争点整理手続
11. 集中証拠調べ準備
12. 集中証拠調べの実演（1）
13. 集中証拠調べの実演（2）
14. 集中証拠調べの実演（3）
15. 事実認定

学習方法：（1）事前準備 民事実体法及び民事手続法をしっかりと復習しておくこと。順次与えられていく素材について、十分に検討しておくことが求められる。予習時間は、各回によって異なるが、平均すると1～2時間程度を見込んでいる。

（2）授業時間 法律構成を考えたり、起案作成やその講評が中心になる。

（3）復習時間 一つ一つの訴訟行為の意義や、授業で扱った訴訟手続がどのような位置づけであるかなどを確認していくことが大切である。復習時間は1時間程度を想定している。

出典：別添資料1-① 平成25年度 授業科目の概要（シラバス）

資料2-1-6-⑧ 「模擬裁判(刑事)」実施要領

第1 模擬裁判の目的

- 1 刑事事件の公判手続を訴訟関係人や当事者の立場で体験することにより、訴訟手続についての理解を深める。
- 2 冒頭陳述書、論告、弁論、判決書の起案等を通じて法曹実務家の文書作成手法を学ぶ。
- 3 事件記録を素材にして事実認定の在り方の基礎を学ぶ。

第8 授業の進行(当日まで)

- 25.4.11(木) オリエンテーション、配役決定(第1回) 水谷担当
- 25.4.16(火) 記録配布 於: 模擬法廷 12:10
- 25.4.18(木) 模擬裁判ビデオ視聴(1審解説旧版)(第2回) 水谷担当
- 25.4.23(火) 刑事手続の流れについて講義(第3回) 久禮担当
- 25.5.7(火) 証人尋問(訴追側)講義(第4回) 奥谷担当
- 25.5.16(木) 証人尋問(弁護側)講義(第5回) 後藤・大川担当
- 25.5.16(木) (弁護人) 公訴事実に対する意見・検察官請求証拠に対する意見の確定、弁護人請求証拠の選定を行い、検察官役に通知・開示
- 25.5.21(火) 裁判官の訴訟指揮に関する講義(第6回) 久禮担当
- 25.5.23(木) (検察官) 取調請求する証人の選定、弁護人請求証拠に対する意見の確定を行い、弁護人役に通知
- 25.6.4(火) (検察官) 冒頭陳述書案を奥谷教員に提出
- 25.6.6(木) 模擬裁判ビデオ視聴(証人尋問)(第7回) 水谷担当
- 25.6.13(木) 検察官冒頭陳述書確定
- 25.6.18(火) 準備期日(模擬接見、証人テスト等)(第8回) 各教員
- 25.6.20(木) (弁護人) 冒頭陳述書案を大川教員に提出
- 25.6.27(木) ビデオ視聴(被告人質問等)(第9回) 水谷担当
- 25.7.2(火) 弁護人冒頭陳述書確定
- 25.8.27(火) 模擬裁判当日(この日までに、検察官役、弁護人役は論告・弁論の骨子を作成)(第10回～第15回)

出典: 大阪大学法科大学院 模擬裁判(刑事)実施要領

**基準2-1-7：重点基準**

基準2-1-2(3)に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

(基準2-1-7に係る状況)

基準2-1-2(3)で見たとおり、基礎法学・隣接科目の総単位数は20単位であり、「特殊講義B(生命倫理と法)」を除く18単位を選択必修科目として開設している。《別添資料5 平成25年度学生ハンドブック10頁-15頁「カリキュラム表」》すなわち4単位以上の授業科目を選択必修科目として開設している。

**基準2-1-8：重点基準**

基準2-1-2(4)に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

(基準2-1-8に係る状況)

本研究科の教育の理念および目標は、高度の法的知識・能力はもちろん、豊かな人間性、厳しい職業倫理を備えた法曹を養成することにより、新しい社会に貢献することにある。《別添資料22 研究科案内 2013～2014 1頁》このような「新時代を担う、真のLegal Professionalsの育成」のために、高度に専門的な複合領域において生じる問題や現代社会の先端的な問題を取り扱う多彩な授業科目を開設している。《別添資料5 平成25年度学生ハンドブック10頁-15頁「カリキュラム表」》

展開・先端科目（「特殊講義C（信託法）」を除く）の総単位数は80単位であり、そのすべてを選択必修科目として、2または3年次か3年次のいずれかに配当している。すなわち、12単位を超える授業科目を選択必修科目として開設している。

2または3年次配当科目は46単位、3年次配当科目は、34単位であり、多彩な授業科目を学生の段階的履修の便宜に配慮しながら配置している。

**基準2-1-9：重点基準**

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

(基準2-1-9に係る状況)

## 1. 授業時間

本研究科では、大学設置基準第21条から第23条までの規定を遵守し、1授業時間15回分の授業と1回の期末試験とによって1単位とし(《資料2-1-9-①》を参照)、1年間の授業を行う期間は、期末試験等の期間を含め、原則として35週にわたることとし(本研究科設置以来35週を下回ったことはない)、1年を2つの学期に分けて授業を実施している。《別添資料1-① 平成25年度授業科目の概要(シラバス)》《別添資料9 授業時間割(平成25年度版)》

**資料2-1-9-① 授業時間の設定に関する本学の諸規定**

## ○本研究科規程 (抜粋)

第7条 授業科目の単位の計算方法は、15時間をもって1単位とする。

## ○大阪大学大学院学則 (抜粋)

## 第6条

1、2 (略)

3 授業の方法及び各授業科目の単位の計算方法については、本学学部学則第10条の2及び第10条の2の2の規定を準用する。

4、5 (略)

## ○大阪大学学部学則 (抜粋)

第10条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 (略)

(単位の計算方法)

第10条の2の2 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学部規程又は全学共通教育規程で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部規程又は全学共通教育規程で定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して学部規程又は全学共通教育規程で定める時間の授業をもって1単位とする。

出典：別添資料18-① 本研究科規程、別添資料5 平成25年度 学生ハンドブック 57頁大阪大学大学院学則、別添資料8-① 法学部・平成25年度学生ハンドブック 72頁大阪大学学部学則

## 2. 単位制度の運用

本研究科は、15回の授業を実施した後に期末試験を行い、また、期末試験後に講評・総括についての期間を確保しているが、講評を授業形式で実施するかどうかについては担当教員に委ねることとしている。

平成25年度の学年暦およびカレンダーは、《別添資料5 平成25年度学生ハンドブック》表紙裏面および次頁記載のとおりである。

なお、本研究科では、休講した場合には必ず補講を行うものとしているが、各学期末に原則として2、3日の補講日を設けるほか、毎月第2木曜日以外の木曜日の午後を補講時間帯としている。《資料2-1-9-②》

資料2-1-9-② 平成24年度の期別・科目群別休講回数（補講回数）

科目群		平成24年度 第1学期	平成24年度 第2学期
法律基本科目	公法系科目	4 ( 4 )	4 ( 4 )
	民事系科目	5 ( 5 )	8 ( 8 )
	刑事系科目	7 ( 7 )	3 ( 3 )
法律実務基礎科目		12 ( 12 )	6 ( 6 )
基礎法学・隣接科目		2 ( 2 )	7 ( 7 )
展開・先端科目		15 ( 15 )	20 ( 20 )
合計		45 ( 45 )	48 ( 48 )

出典：教務係保管資料

## 2 特長及び課題等

### 1) 特長

- (1) 法律基本科目において、法学未修者にとっても知識の定着と法的思考力の向上が図ることができるよう、「基礎」→「応用」→「総合」の積み上げ型学修を徹底するカリキュラムとなっているほか、他の選択科目群においても段階的かつ完結的履修への適切な配慮をしている。
- (2) 法学未修者への配慮という観点から「民事手続法概論1」や「リサーチ&ライティング1」「導入演習」といった導入教育科目を開設している。
- (3) 授業担当教員間で授業内容・方法等に関する打ち合わせ等を行うことにより、法律実務基礎科目と法律基本科目等との連携を図り、理論的教育と実務的教育を架橋するための配慮を適切に行っている。
- (4) 公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する「公法訴訟」や本研究科の教育目的に適った先端的法領域の訴訟実務に関する「先端訴訟」を開設している。
- (5) 大学設置基準を厳守し、その枠内で、できる限り多くの授業時間を確保するように努めている。

### 2) 課題

中教審特別委員会報告において求められている法学未修者教育の充実のための取組みとして、本研究科では、民法の科目増加、導入演習の開設などのカリキュラムの改定を行っている。今後の課題としては、平成23年度および平成24年度の2年間におけるその改定の効果を見きわめながら、本研究科入学以前には法律の学習経験を有しない法学未修者に対応するための更なる取組みの在り方を検討していく必要がある。

### 第3章 教育方法

#### 1 基準ごとの分析

##### 3-1 授業を行う学生数

###### 基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

少人数教育は、本研究科の教育課程の特徴・目的でもあり、(本評価書「I 現況及び特徴」、「II 目的」参照) これを実現するため、必修科目(法律基本科目と法律実務基礎科目)の受講予定者数を基礎にして、《資料3-1-1-①》にあるように、30~50名程度のクラスを編成している。

平成24年度についてみると、同資料に示したとおり、これらの授業科目について双方向的または多方向的な密度の高い教育が行われる規模を維持している。

資料3-1-1-① 各年次クラス編成と学生数

クラス名	1年次		2年次			3年次		
	A	B	E	F	G	J	K	L
H21	34	35	33	32	31	43	42	42
H22	44	—	36	36	36	36	35	34
H23	48	—	41	40		36	36	36
H24	38	—	47	46		36	39	
H25-1学期	42	—	44	44		34	33	34

※ 本表には通年休学生は含んでいない。

出典：教務係保管資料

ただし、実際の受講者数には、これらのクラスの人数に再履修者が加わるので、主要科目の受講者数は、上記クラスの学生数より若干増加することとなる。しかし、後掲《資料3-1-1-⑤》《資料3-1-1-⑥》《資料3-1-1-⑦》からも明らかなように、大半の授業科目で、30~50名程度の少人数教育を実現している。

上記の必修科目以外については、クラス単位で履修することになっていないので、授業科目毎の受講学生数に幅があるが、大半の授業科目において、受講者数50名以下のクラスを実現している。

法律基本科目において50名を超えた受講予定者がある場合には、60名の受講生が集まった平成24年度第2学期開講「民法応用4」および平成25年度第1学期開講「民法応用3」のように、クラスを二つに分割して対応してきた。また、法律基本科目以外においても、受講希望者の集中があった場合には、適正な規模の授業を維持するために、シラバスにおいて、成績等による受講者数制限を行うことを明記し、当該科目において必要な規模の受講者数に制限できるように配慮している。《資料3-1-1-②》【解釈指針3-1-1-1】

## 資料3-1-1-② 受講制限に関する記載事項

## (3) 受講要件

受講要件を設ける場合には、以下の中から選択して記載する

## 必修科目

- ・特定の科目（複数科目の指定でもよい）を履修済みであること
- ・特定の科目（複数科目の指定でもよい）を履修済みまたは履修中であること

## 選択必修または選択科目

## 科目履修についての要件

- ・特定の科目（複数科目の指定でもよい）を単位取得済みであること
- ・特定の科目（複数科目の指定でもよい）を履修済みであること
- ・特定の科目（複数科目の指定でもよい）を履修済みまたは履修中であること

## 人数についての要件（最少開講人数の設定は、法律実務基礎科目に限る）

- ・受講希望者のうち、履修済み科目による成績上位から〇〇名
- ・受講希望者のうち、提出された事前レポートの評価によって上位から〇〇名

\*「履修済み」とは、「単位取得済み」の場合のほか、当該科目について履修登録をしたうえ、欠席回数が規程の回数を超過しておらず、期末試験も受験したが、単位認定を受けられなかった場合を含むものである。

出典：別添資料10 シラバス記載事項

本研究科では、すべての授業科目について、適正な受講者数を維持するために、再履修者・他研究科の学生のほか、聴講生等も含めた受講者数の一覧を作成し（《資料3-1-1-⑤》《資料3-1-1-⑥》《資料3-1-1-⑦》）、これに基づいて、適切な授業規模を維持するように努めている。【解釈指針3-1-1-2】

また、他研究科の学生については、教員ハンドブック記載（《資料3-1-1-③》参照）の通り、本研究科の授業はごく限定的にしか受講を認めないこととしており、また、科目等履修生についても、本研究科規程第16条に規定しているとおり、厳正な選考により決定することとしている。《資料3-1-1-④》

実際の受講生の総数で見ても、ある程度再履修者等があることを想定して最初のクラスの編成を行っていること、聴講生・他研究科学生についても上記の限定的な運用を行っていることによって、《資料3-1-1-⑤》《資料3-1-1-⑥》《資料3-1-1-⑦》からわかるように、法律基本科目や必修科目については、本研究科が維持しようとしている授業規模に問題は生じていない。【解釈指針3-1-1-2】【解釈指針3-1-1-3】

## 資料3-1-1-③ 他研究科学生の履修・聴講

## 9 他研究科学生の履修・聴講

本研究科授業は、特に、法律基本科目や法律実務基礎科目については、他研究科学生の履修・聴講を認めていません。また、それ以外の科目群についても、少人数教育であることを柱としていることなどから、授業担当教員が必要と認め、教務委員会で承認された場合に限り、許可をしております。その場合でも、本研究科の履修期間内に申し出いただくことや、成績評価について、本研究科のルールに合わせていただくなど様々な制限がございますので、学生からの問い合わせがあった場合は、ひとまず教務係に連絡するようご指導ください。

出典：別添資料7 2013年度教員ハンドブック

## 資料3-1-1-④ 科目等履修生に関する規定

## (聴講生および科目等履修生)

第16条 本研究科の授業科目中1科目または数科目を選んで聴講または履修しようとする者があるときは、第4条の規定に準じて、選考の上、聴講生または科目等履修生として入学を許可することができる。

出典：別添資料18-① 本研究科規程

資料3-1-1-⑤

【平成24年度第1学期 受講者数一覧】										
科目名	配当年次	必修・選択	担当教員	開講時限	受講者人数	複数クラスある場合合計	受講者人数内訳			
							はじめて受講する学生	再履修者	他研究科学生	聴講生
憲法基礎2	1	必修	棟居 快行	火4	35		33	2		4
憲法応用E	2	必修	松本 和彦	水3	48	94	43	5		1
憲法応用F	2	必修	松本 和彦	水2	46		42	4		2
行政法応用1E	2	必修	高橋 明男	金3	46	79	43	3		
行政法応用1F	2	必修	高橋 明男	金4	33		32	1		
公法総合演習N	3	選択	棟居 快行・野呂 充	木2	39		39			
公法総合演習P	3	選択	棟居 快行・野呂 充	木1	20		19	1		
民法基礎1	1	必修	石田 剛	火2・木2	38		33	5		
民法基礎2	1	必修	大久保 邦彦	月3・金2	39		33	6		
民法応用1E	2	必修	石田 剛	月4	46	92	43	3		5
民法応用1F	2	必修	石田 剛	月2	46		42	4		5
民法応用2E	2	必修	松川 正毅	火3	48	95	44	4		1
民法応用2F	2	必修	松川 正毅	火2	47		41	6		
会社法応用1E	2	必修	久保 大作	水2	46	106	42	4		
会社法応用1F	2	必修	久保 大作	水3	43		40	3		
会社法応用1H	2	必修	久保 大作	水4	17		3	14		3
商法基礎		選択必修	山下 典孝	月3	34		34			1
商法応用(総則・商行為法)	3	選択	山下 典孝	月6	0		0			
民事訴訟法応用2J	3	必修	下村 真美	水4	28	69	27	1		
民事訴訟法応用2K	3	必修	下村 真美	水3	41		41			
民事手続法概論1	1又は2	選択	仁木 恒夫	火3	33		33			
民事手続法概論2	1又は2	選択	川上 良・藤本 利一	水5	28		28			
刑法基礎1	1	必修	重井 輝忠	水2	37		33	4		
刑法応用2	3	選択	島岡 まな	水6	15		15			
刑事訴訟法応用E	2	必修	水谷 規男	金4	36	93	34	2		
刑事訴訟法応用F	2	必修	水谷 規男	金3	31		29	2		
刑事訴訟法応用H	2	必修	水谷 規男	金2	26		22	4		1
刑事法応用X	2	必修	川端 伸也	木2	41		36	5		
刑事法総合演習	3	選択	水谷 規夫・島岡 まな	水2	6		6			
導入演習	1	選択	棟居 快行他	集中	33		33			
裁判実務基礎(民事)E	2	必修	高原 知明	月2	53	99	43	10		
裁判実務基礎(民事)F	2	必修	高原 知明	月4	46		42	4		
ベンチャー社会と法	1,2又は3	選択必修	青江 秀史	火3	13		13			
刑事法律文書作成1	2又は3	選択必修	奥谷 千織	火2	42		42			
刑事法律文書作成2	2又は3	選択必修	奥谷 千織	火3	42		42			
先端訴訟	2又は3	選択必修	茶園 成樹他	金6	16		16			
エクスターンシップ2	3	選択必修	山下 典孝・教務委員会	集中	4		4			
模擬裁判(刑事)	3	選択必修	水谷 規男・奥谷 千織・岩本 朗・大川 治・後藤 貞人・服部 敬・的場 悠紀・派遣裁判官	火1(木1)	42		42			
リサーチ&ライティング1	1	選択	新谷 俊彦	木1	28		28			
リサーチ&ライティング2	2	選択	坂川 雄一	木1	21		21			
法理論	1	選択必修	三阪 佳弘・中山 竜一・林 智良・三成 賢次・福井 康太	水3	27		26	1		
法社会学N	1,2又は3	選択必修	福井 康太	金4	34		34			
法と経済学	2又は3	選択必修	座主 祥伸	金2	35		35			
本ゴシエーション1	1,2又は3	選択必修	大澤 恒夫	集中	31		23			8
倒産法基礎1	2又は3	選択必修	藤本 利一	火5	51		47	4		4
倒産法応用	3	選択必修	出水 順	木5	19		19			
税法	2又は3	選択必修	谷口 勢津夫	月6・金5	14		12			2
税法演習	3	選択必修	谷口 勢津夫	月5	6		6			
経済法1	2又は3	選択必修	武田 邦宣	水1	21		21			9
知的財産法1	2又は3	選択必修	茶園 成樹	火4,火5	28		16	1		11
知的財産法2	2又は3	選択必修	茶園 成樹	月5	20		19	1		
知的財産法演習	3	選択必修	青江 秀史	火2	11		11			
労働法基礎	2又は3	選択必修	水島 郁子	水1	36		36			1
労働法演習	3	選択必修	山田 長伸	木5	16		15	1		
環境法	3	選択必修	松本 和彦	月2	7		7			1
国際法1	2又は3	選択必修	村上 正直	水5	12		11	1		
国際私法1	2又は3	選択必修	野村 美明	月4	6		6			
民事回収法応用	2又は3	選択必修	下村 真美	月2	3		3			
情報法	3	選択必修	鈴木 秀美	月4	46		46			12
企業課税法	3	選択必修	谷口 勢津夫	火6	4		2			2
消費者法	3	選択必修	平田 健治	水4	2		2			
保険法	2又は3	選択必修	山下 典孝	月1	2		2			
技術的財産法	3	選択必修	高山 裕真・竹内 耕三・榎 豊・森下 八郎・山田 卓二	水2	9		9			
国際法3	3	選択必修	村上 正直・内記 香子	金3	2		2			
国際民事訴訟法	3	選択必修	長田 真里	金2	2		2			
特殊講義C(信託法)	1,2又は3	選択	堀野 桂子	火6	18		18			

出典：教務係保管資料

資料3-1-1-⑥

【平成24年度第2学期 受講者数一覧】										
科目名	配当年次	必修・選択	担当教員	開講時限	受講者人数	複数の入 ある場合 合計	受講者人数内訳			
							はじめて 受講する 学生	再履修 者	他研究 科学生	聴講生
憲法基礎1	1	必修	鈴木 秀美	金2	36		31	5		
行政法基礎	1	必修	大久保 規子	水4	33		31	2		
行政法応用2E	2	必修	野呂 充	金4	43	90	39	4		
行政法応用2F	2	必修	野呂 充	金3	47		45	2		
民法基礎3	1	必修	高橋 智也	水2・金3	36		31	5		
民法基礎4	1	必修	冷水 登紀代	火4	46		36	10		
民法応用3	2又は3	選択必修	高橋 智也	金1	36		36			
民法応用4N	2又は3	選択必修	松井 和彦	金3	30	53	29	1		4
民法応用4P	2又は3	選択必修	松井 和彦	金2	23		23			3
会社法基礎	1	必修	松尾 健一	月3・4	36		30	6		
会社法応用2E	2	必修	久保田 安彦	月5	45		41	4		
会社法応用2F	2	必修	久保田 安彦	月3	44	89	43	1		
コーポレート・ガバナンス	2又は3	選択必修	池田 裕彦	金6	31		31			
民事訴訟法基礎	1	必修	名津井 吉裕	火5	32		29	3		
民事訴訟法応用1E	2	必修	池田 辰夫	火3	44		44			
民事訴訟法応用1F	2	必修	池田 辰夫	火4	42	90	40	2		
民事訴訟法応用1H	2	必修	下村 眞美	火3	23		0	23		1
民法法総合演習	3	選択	高橋 智也・川上 良・ 名津井 吉裕・久保田 安彦・山中 健児	木2	26		26			
刑法基礎2	1	必修	垂井 輝忠	火2	34		29	5		
刑法応用1E	2	必修	島岡 まな	水4	46	91	46			
刑法応用1F	2	必修	島岡 まな	水3	45		45			
刑事訴訟法基礎	1	必修	松田 岳士	木2	34		29	5		2
刑事法応用Y	2	必修	川端 伸也	木4	24	49	24			
刑事法応用Z	2	必修	川端 伸也	木2	25		25			1
法曹倫理X	2	必修	下村 眞美・南川 博 茂・福田 健次・後岡 良知	木4	37		35	2		
法曹倫理Y	2	必修	下村 眞美・南川 博 茂・福田 健次・後岡 良知	火1	24	87	24	0		
法曹倫理Z	2	必修	下村 眞美・南川 博 茂・福田 健次・後岡 良知	火2	26		25	1		
裁判実務基礎(刑事)J	3	必修	水谷 規男・久禮 博 一・奥谷 千穂・岩本 朗・大川 治・後藤 貞 人・服部 敬・的場 悠 紀	火1	23		23			
裁判実務基礎(刑事)K	3	必修	水谷 規男・久禮 博 一・奥谷 千穂・岩本 朗・大川 治・後藤 貞 人・服部 敬・的場 悠 紀	火2	26	68	26			
裁判実務基礎(刑事)L	3	必修	水谷 規男・久禮 博 一・奥谷 千穂・岩本 朗・大川 治・後藤 貞 人・服部 敬・的場 悠 紀	火3	19		19			
公法訴訟	3	選択必修	棟居 快行・野呂 充・ 松村 信夫・赤津 加 奈美・坂本 団・藤 原 精吾	火6	15		15			1
弁護実務	3	選択必修	川上 良・塩野 隆史・ 福田 健次・岩谷 敏 昭・吉村 信幸	木6	31		31			
エクスターナシップ1	2又は3	選択必修	塩野 隆史・福田 健 次・宮本 圭子・教務 委員会	集中	30		30			
模擬裁判(民事)	3	選択必修	高原 知明・北嶋 紀 子・山口 昌之	月2	27		27			
特殊講義A(債権保全・回収の実務)	2又は3	選択	大川 治・奥津 周	月6	10		10			
特殊講義A(企業再建の実務)	2又は3	選択	小畑 英一	金5	10		10			
法理学	1,2又は3	選択必修	中山 竜一	水3	23		23			
比較法史	1,2又は3	選択必修	三阪 佳弘	金1	12		12			
法社会学P	1,2又は3	選択必修	福井 康太	金4	26		26			
ロー法	1,2又は3	選択必修	林 智良	水2	6		2			4
現代行政学	1,2又は3	選択必修	北村 昌	火3	0		0			
財務報告概論	2又は3	選択必修	八ツ屋 順一	火3	12		12			
特殊講義B(生命倫理と法)	1,2又は3	選択	瀬戸山 晃一	水6	8		5			3
倒産法基礎2	2又は3	選択必修	藤本 利一	火5	30		28	2		3
倒産法演習	3	選択必修	藤本 利一・出水 順 阿部 秀一・福田 正毅・大川 治・小野 昌史・木村 真也・塩 野 隆史・善 聡一郎・ 高橋 敏信・谷口 安 平・服部 敬・浜田 雄 久・宮本 圭子・山本 和彦	水6	14		14			
経済法2	2又は3	選択必修	武田 邦宣	水1	20		20			
経済法演習	3	選択必修	武田 邦宣	水2	10		10			3
労働法応用	2又は3	選択必修	水島 龍子	月4	18		18			2
環境訴訟	2又は3	選択必修	大久保 規子	水3	17		17			
国際法2	2又は3	選択必修	真山 金	火4	5		4			1
国際私法2	2又は3	選択必修	長田 真理	木1	5		4			
国際取引法	2又は3	選択必修	高杉 直	金2	7		7			
民事回収法基礎	2又は3	選択必修	下村 眞美	月3	33		30	3		
金融法	2又は3	選択必修	吉田 光瑛	木4	4		4			
金融商品取引法	3	選択必修	久保田 安彦	火4	13		13			
社会保険法	3	選択必修	水島 龍子	月1	8		7			1
少年法	2又は3	選択必修	水谷 規男・岩本 朗・ 横山 敏	水5	13		13			1
国際知的財産法	3	選択必修	飯島 睦・堀井 豊・中 山 健一	水2	6		2			4
ベンチャー法ワークショップ	3	選択必修	青江 秀史	木1	4		4			

出典：教務係保管資料

資料3-1-1-⑦

【平成25年度第1学期 受講者数一覧】											
科目名	配当年次	必修・選択	担当教員	開講時限	受講者人数	複数クラスある場合合計	受講者人数内訳				
							はじめて受講する学生	再履修者	他研究科学生	聴講生	
憲法基礎1	1	必修	鈴木 秀美	水4	42	87	39	3		1	
憲法応用E	2	必修	松本 和彦	金2	44		41	3			
憲法応用F	2	必修	松本 和彦	金4	43		42	1			
行政法応用1E	2	必修	野呂 充	月4	40	110	40			3	
行政法応用1F	2	必修	野呂 充	月2	42		42				1
行政法応用1H	2	必修	野呂 充	月1	28		28				3
公法総合演習N	3	選択	野呂 充・高井 裕之	水4	41		41				
民法基礎1	1	必修	石田 剛	月2木2	41		38	3			
民法基礎2	1	必修	松井 和彦	月4・金1	43		38	5			
民法応用1E	2	必修	石田 剛	水2	46	89	42	4			
民法応用1F	2	必修	石田 剛	水3	43		41	2			
民法応用3N	2又は3	選択必修	高橋 智也	金2	31	59	30	1		2	
民法応用3P	2又は3	選択必修	高橋 智也	金3	28		28				
会社法応用1E	2	必修	久保 大作	火5	41	88	39	2			
会社法応用1F	2	必修	久保 大作	火2	47		44	3			
商法基礎	2又は3	選択必修	山下 典孝	金1	35		35			8	
民事訴訟法応用2J	3	必修	下村 真美	火2	34	98	29	5		1	
民事訴訟法応用2K	3	必修	下村 真美	火4	26		22	4			
民事訴訟法応用2L	3	必修	下村 真美	水3	38		35	3			
民事手続法概論1	1又は2	選択	仁木 恒夫	火3	41		41				
民事手続法概論2	2	選択	川上 良・藤本 利一	水4	31		31				
刑法基礎1	1	必修	重井 輝忠	火2	41		38	3			
刑法応用2N	3	選択	島岡 まな	水6	18	41	18				
刑法応用2P	3	選択	島岡 まな	水5	23		23				
刑事訴訟法応用E	2	必修	水谷 規男	金3	39	101	31	8			
刑事訴訟法応用F	2	必修	水谷 規男	金2	37		34	3			
刑事訴訟法応用H	2	必修	水谷 規男	水4	25		18	7			
刑事法応用X	2	必修	川端 伸也	木2	33		30	3		2	
刑事法総合演習	3	選択	水谷 規男・島岡 まな	水2	14		14				
導入演習	1	必修	石田 剛・松井 和彦・鈴木 秀美・重井 輝忠	集中	38		38				
裁判実務基礎(民事)E	2	必修	下村 真美・岩井 一真	月2	42	104	41	1			
裁判実務基礎(民事)F	2	必修	下村 真美・岩井 一真	月3	44		42	2			
裁判実務基礎(民事)H	2	必修	下村 真美・岩井 一真	月5	18		0	18			
ベンチャー社会と法	1,2又は3	選択必修	青江 秀史	火3	31		31				
刑事法律文書作成1	2又は3	選択必修	奥谷 千織	月2	45		45				
刑事法律文書作成2	2又は3	選択必修	奥谷 千織	月3	45		45				
模擬裁判(刑事)	3	選択必修	水谷 規男・奥谷 千織・久禮 博一・岩本 朗・大川 治・後藤 真人・服部 敬	火1・木1	46		46				
リサーチ&ライティング1	1	選択	新谷 俊彦	火1	35		35				
リサーチ&ライティング2	2	選択	坂川 雄一	火1	34		34				
特殊講義A(民事裁判実務演習)	2又は3	選択	吉野 孝義	火5	20		20				
法理論	1	選択必修	福井 康太・中山 竜一・林 智良・三成 賢次・坂口 一成	水3	26		25	1			
法社会学N	1,2又は3	選択必修	福井 康太	金4	43		42	1			
現代政治学	1,2又は3	選択必修	上川 龍之進	水5	4		2		2		
倒産法基礎1	2又は3	選択必修	藤本 利一	火4	49		47	2		1	
倒産法応用	3	選択必修	出水 順	木6	20		20			1	
税法1	2又は3	選択必修	谷口 勢津夫	金5	20		14		4		
税法2	2又は3	選択必修	谷口 勢津夫	月6	12		7	1	4		
税法演習	3	選択必修	谷口 勢津夫	月5	8		8				
経済法1	2又は3	選択必修	武田 邦宣	水1	22		21	1		1	
知的財産法1	2又は3	選択必修	茶園 成樹	火4・5	24		19	1	4		
知的財産法2	2又は3	選択必修	茶園 成樹	月5・6	19		19				
知的財産法演習	3	選択必修	青江 秀史	火2	8		8				
労働法基礎	2又は3	選択必修	水島 郁子	水1	34		34			2	
労働法演習	3	選択必修	山田 長伸	木5	16		16				
環境法	3	選択必修	松本 和彦	月4	15		15				
国際法1	2又は3	選択必修	村上 正直	水5	7		7				
国際私法2	2又は3	選択必修	野村 美明	月5	12		10	2			
情報法	3	選択必修	鈴木 秀美	木2	39		39				
企業課税法	3	選択必修	谷口 勢津夫	金6	9		5		4		
保険法	2又は3	選択必修	山下 典孝	月1	11		11				
金融商品取引法	3	選択必修	松尾 健一	火3	25		25				
技術的財産法	3	選択必修	高山 裕貢・竹内 耕三・椿 豊・森下 八郎・山田 卓二	水2	5		5				
国際法3	3	選択必修	村上 正直・内記 香子	金3	7		7				
国際民事訴訟法	3	選択必修	長田 真里	金3	6		6				
特殊講義C(信託法)	1,2又は3	選択	堀野 桂子	火6	10		10				

出典：教務係保管資料

**基準3-1-2****法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。**

(基準3-1-2に係る状況)

平成21年度までは、本研究科の入学定員は100人であった。このうち、法学未修者は70人程度、法学既修者は30人程度であったため、1年次においては2クラス、2年次以降については3クラス制をとり、1クラス40人未満を基本とするクラス編成を行ってきた。平成22年度からは、入学定員を80人とし、またそのうちの法学未修者の受け入れの目安を概ね30人としたため、1年次（法学未修者クラス）は1クラス、2年次以降は、2クラス（法学未修者、法学既修者の混成クラス）へと順次移行した。その結果、2年次以降の大半の必修科目では、1クラスの人数は40人台となったが、それでも認証評価基準3-1-2の定める50人を上回ることはない。また、再履修者が多い場合など、履修者数が90人を上回るような場合には、再履修者クラスを設けて3クラス制をとるなど、少人数教育の実質を維持するよう配慮している。（以上については、「基準3-1-1に係る状況」の記述も参照）【解釈指針3-1-2-1】

### 3-2 授業の方法

#### 基準3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実  
に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力  
その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法  
がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方  
法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措  
置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

#### 【基準中の(1)について】

本研究科において開講する各授業科目の教育内容は、法曹として必要な「専門的な法知識を確実に修得させる」ために編成した、「基準2-1-1に係る状況」、「基準2-1-2に係る状況」、「基準2-1-3に係る状況」で記述したような教育課程に基づいて決定している。また、個々の授業科目においては、次のような取組みを行っている。

まず「専門的な法知識」が個々の授業でカバーされるように、各授業科目を担当する教員は、シラバス（《別添資料1-① 平成25年度授業科目の概要（シラバス）》参照）の中で、詳細な授業計画を示すとともに、使用した教材等が適切であったかどうかを総括するために、各学期に「教材コメント聴取」（《別添資料11 教材コメント集（24-1）（24-2）》参照）を行う体制をとっている。同時に、より大きな法分野ごとに必要となる法知識が、各授業科目の適切な役割分担のもとにカバーできているかを検証するために、平成22年度にコアカリキュラム検討部会を立ち上げ、コアカリキュラムによる現教育課程の洗い出しとして、①個別科目・分野・学年・3年間の全カリキュラムについて、コアカリキュラムとの関係で、その対応関係を検証する、②コアカリキュラムとの対応の中で、授業を軸にした予習→復習・自学自習サイクル、課外プログラムの全体像の構築、等について検討を行った。（コアカリキュラム検討部会の構成は《資料3-2-1-①》参照）

コアカリキュラム検討部会での議論を踏まえ、法律基本科目に関してはシラバス作成の段階で、各回の授業において、コアカリキュラムとの対応を示すことで、授業で直接扱われる部分と受講生が自学自習をする必要がある部分を事前に理解できるよう配慮している。《資料3-2-1-②》【解釈指針3-2-1-1】

さらに、コアカリキュラムを「体系番号」や「論点番号」毎に枝分けし、それを「コアカリキュラム・シラバス対応表」として、CLE（大阪大学授業支援システム—Collaboration and Learning Environment—の略称。平成24年9月までは、WebCT。）にてウェブ上で学生に公表している。【解釈指針3-2-1-1】

なお、前述した「教材コメント聴取」と「科目間・クラス間・担当教員間調整についての調査」の詳細については、FD活動との関連が深いため、「基準5-1-1に係る状況」の「3. 活動内容（2）各授業科目の授業運営方法に関する組織的な把握」で記述している。

## 資料3-2-1-①コアカリキュラム検討部会の構成

全体部会	運営委員会	三阪・下村
	公法部会	野呂・松本
	民事法部会	山下・名津井・松井
	刑事法部会	島岡・水谷
	自学自習プログラム検討部会	三阪 ※各部会から1人

出典：平成22年4月15日 教授会資料

## 資料3-2-1-② コアカリキュラムに関するシラバス記載事項

## (5) 授業計画

＜1回ごとの授業内容を記載する…予習範囲の学生への周知＞

- ・ 参考判例や参考文献等も記載する。
- ・ “授業日程毎に登録する”を使用する。年月日・時限の記入は任意。ただしオムニバス科目については、年月日・担当教員欄に記入すること。
- ・ 法律基本科目については、特段の事情が無い限りコアカリキュラム対応箇所についても明記すること。ただし、教務委員会の議を経て省略することができる。  
例：コアカリキュラム ○-○-○参照 等
- ・ 講評を実施する場合の記載について  
16回目（4単位科目については31回目）を期末試験終了後に行うこととなっているので、同上授業回については、以下の記載を必ず含めるように記載する。

出典：別添資料10 シラバス記載事項

本研究科は、法曹として必要な能力の育成のために、「基準2-1-1に係る状況」の冒頭に示した4つの柱にもとづいて授業科目を提供しており、本研究科の全教育課程は、全体として必要な能力を涵養しようとするものである。しかも、個々の授業科目においては、できるだけ具体的な事例（判例）を題材にしながら、そこから抽出すべき論点を引き出し、これらを理論化していくプロセスを学び、逆に、これらの理論を新たな事例へ適用する能力を育成することを意識して授業を行っている。（特に《別添資料1-① 平成25年度授業科目の概要（シラバス）》中の、法律基本科目の授業計画を参照されたい）また、法律基本科目・法律実務基礎科目においては、「基準2-1-2に係る状況 1.」に記載したように、研究者教員と実務家教員の緊密な協働によって、こうした理論化のプロセスを学ばせるべく、常に実務との架橋を意識させるように配慮している。特に本研究科では、実務基礎科目のうち、民事裁判手続と刑事裁判手続の概要を実務的観点から学ばせる「裁判実務基礎（民事）」「裁判実務基礎（刑事）」を必修とし、法廷教室を利用した模擬裁判（民事または刑事の選択必修）を必ず経験させることとしている。【解釈指針3-2-1-2】

授業科目の性質に応じた適切な授業を実現するための方策としては、まず、本章「基準3-1-1に係る状況」および「基準3-1-2に係る状況」でも述べたように、双方向または多方向の授業が実現できる最大の条件として、少人数教育を重視し、適切な受講者数の維持のため最大限の配慮をしている。「また、授業方法については、いずれの授業科目も、事前に一定の課題を与えた上で、その課題について応答的・双方向的に授業を進めるなど、学生との質疑応答や対話を重視した方法で行っている。《別添資料1-① 平成25年度授業科目の概要（シラバス）》《別添資料11 教材コメント集（24-1）（24-2）》1年次法学未修者科目については、必要に応じて講義形式を適切に組み合わせるなどの授業方法の工夫がなされている。特に1年次法学未修者科目として、導入演習科目を設けるなど、法学未修者に適切に配慮した授業方法に配慮している。

また、施設・設備の面でも、双方向・多方向の授業に配慮した教室を整備している。各授業科目で用いる教材についても、双方向的・対話的形式の授業方式を意識して、指定教科書に加えて教員が自ら作成したレジュメや

教材を用いている。これらについては、各学期に前掲の「教材コメント聴取」を通じて各教員が総括し、検証できる体制をとっている。《別添資料11 教材コメント集(24-1)(24-2)》《本研究科教務係保管資料 各授業教材資料集》【解釈指針3-2-1-3】【解釈指針3-2-1-4】

エクスターンシップについては、以下のような厳格な指導体制をとっている(本研究科においては、クリニックの形態の授業は行っていない)。

平成24年度に実施したエクスターンシップ1は、2年次を対象として、2月下旬から3月の2週間法律事務所に、エクスターンシップ2は、3年次生を対象として、8月または9月初旬に企業の法務部門に学生を赴かせて実施した。(エクスターンシップ1は受講者30名、エクスターンシップ2は受講生4名)《別添資料1-② 平成24年度授業科目の概要(シラバス)》

実施にあたっては、担当教員が派遣先と事前に協議・調整を行い、学生の法令遵守および守秘義務の確保に努めている。《別添資料12-① エクスターンシップ関係資料①「秘密保持誓約書」》また、学生に対して報酬が支払われるなどの不適切な取り扱いがなされないように十分に配慮した。受講する学生に対しては、事前にオリエンテーションを行ってエクスターンシップの趣旨や目的、遵守事項等について詳しい説明をすると共に、守秘義務遵守を誓約する書面を提出させるなど、適切に指導監督を行っている。《別添資料12-② エクスターンシップ関係資料②「受講希望調査票」》、《別添資料12-③ エクスターンシップ関係資料③「エクスターンシップ実施要領」》、《別添資料12-④ エクスターンシップ関係資料④「エクスターンシップの受講にあたって」》、《別添資料12-⑤ エクスターンシップ関係資料⑤「エクスターンシップ授業委託契約書」》また、成績評価に関しても、派遣先の担当者が研修学生より提出された「研修についての報告書」《別添資料12-⑥ エクスターンシップ関係書類⑥「研修についての報告書(ひな形)」》を参考にして作成した研修指導報告書の提出を受け、教務委員会が責任をもって単位認定を行っている。《別添資料12-⑦ エクスターンシップ関係書類⑦「研修指導報告書(ひな形)」》【解釈指針3-2-1-5】

#### 【基準中の(2)について】

1年間の授業計画、授業内容と方法、成績評価の基準と方法については、「学生ハンドブック」「シラバス」において周知徹底している。(《別添資料1-① 平成25年度授業科目の概要(シラバス)》《別添資料5 平成25年度学生ハンドブック》)また、実際に担当する教員の具体的な教育方針あるいは教育方法を受講生に十分理解をさせるために、《資料3-2-1-②》のように、シラバスに盛り込むことで、受講学生に対して事前に告知するシステムをとっている。

成績評価については、《別添資料5 平成25年度学生ハンドブック》27頁-28頁で説明されている通り、可否については絶対評価をしたうえで、合格者については原則とし申合せに従った相対評価を行っている。

#### 【基準中の(3)について】

学生が効果的に事前事後の学習を行うことができるようにするために、1日に受講する必修科目が、原則として2科目以内にとどまるように時間割を調整している。《別添資料9 授業時間割(平成25年度版)》例えば、《資料3-2-1-③》のように、平成25年度の1年生と2年生Eクラスの1学期は、以下のように時間割が組まれており、必修科目が過度に集中しないように配慮している。【解釈指針3-2-1-6(1)】

## 資料3-2-1-③ 必修科目の時間割上の配置

	1年生	2年生Eクラス
月曜	民法基礎1・民法基礎2	裁判実務基礎(民事)・行政法応用1
火曜	刑法基礎1	会社法応用1
水曜	憲法基礎1	民法応用1
木曜	民法基礎1・導入演習	刑事法応用
金曜	民法基礎2	憲法応用・刑事訴訟法応用

出典：平成25年度第1学期時間割表より作成

双方向的に授業を行うためには、授業で用いられる教材・資料等は、確実に事前に配付されることが必要である。教務係においては、「教材配布の手配・整理・保管」を所管事務として明記し、確実に教材を配布する体制をとっている。同時に、CLEシステムによって、ウェブ上で教材・資料、レジュメ、授業の課題を随時提供する体制を整えている。《資料3-2-1-⑤》使用する教科書や参考文献は事前にシラバスに記載するか、授業開始1週間前に配布するレジュメ等において参考文献を示している。【解釈指針3-2-1-6(2)】【解釈指針3-2-1-6(3)】【解釈指針3-2-1-6(4)】

資料3-2-1-⑤ CLE システムによる教材配布の一例 平成24年度商法基礎



出典：CLE システム

また、「基準10-1-1に係る状況」で記述するように、授業時間外の自習のために自習室を開設し、セミナー室、談話室、ローライブラリー4（図書室）を備えている。図書室には基本文献や基本雑誌を配架している。

【解釈指針3-2-1-6（5）】

集中講義の場合、《資料3-2-1-⑥》にあるように、元来、集中講義形式で開講する授業科目数が少ない上、開講する場合にも、おおむね授業期間外で行っているため、通常授業と同様に、あるいはそれ以上に、事前事後の時間外学習に必要な時間を取ることができる状況にある。現在においては、集中講義は実習系科目である「エクスターンシップ1」および「エクスターンシップ2」のみであることから、学習上の支障が生じることはない。

【解釈指針3-2-1-7】

資料3-2-1-⑥ 集中講義開講期間一覧		
平成21年度	エクスターンシップ2 ネゴシエーション1	夏季休業期間中 5/22 : 18:30~20:30 8/17~8/22 : 10:30~16:30
	エクスターンシップ1	春季休業期間中
平成22年度	エクスターンシップ2 ネゴシエーション1	夏季休業期間中 5/28 : 18:30~20:30 8/16~8/21 : 10:30~16:30
	エクスターンシップ1	春季休業期間中
平成23年度	エクスターンシップ2 ネゴシエーション1	夏季休業期間中 5/26 : 18:30~20:30 8/29~9/3 : 10:30~16:30
	エクスターンシップ1	春季休業期間中
平成24年度	エクスターンシップ2 ネゴシエーション1	夏季休業期間中 8/4 : 8:50~10:20 8/5 : 8:50~12:00 8/10~8/12 : 8:50~12:00 8/17~8/19 : 8:50~12:00
	エクスターンシップ1	春季休業期間中

出典：教務係保管資料より作成

また、選択科目となっている特殊講義などについても、その位置づけを明確化するため、「カリキュラム・授業等に関する申合せ」を作成して、その方針を確認している。《資料3-2-1-⑦》

資料3-2-1-⑦ カリキュラム・授業等に関する申合せ

高等司法研究科教授会  
平成20年2月14日  
改訂 平成25年6月20日

カリキュラム・授業等に関する申合せ

○「特殊講義」関係

- ・「特殊講義」は、研究科規程別表の「法律実務基礎科目」、「基礎法学・隣接科目」及び「展開・先端科目」の各科目群に掲げられている科目の内容に準ずるか、または密接に関連する内容の科目であって、担当者・テーマ等の点で常設の科目とすることができないか、または必ずしも適当でないようなものを、適宜、カリキュラムの中に取り込んで教育に反映させることができるようにするために開講する、というコンセプトに基づく授業科目であり、前記各科目群に「特殊講義A」、「特殊講義B」および「特殊講義C」として配置される。
- ・「特殊講義」も、研究科規程の適用上、常設の科目と同様に取り扱われる（例えば、研究科規程第8条第2項に規定する履修単位の上限に含まれる）。

○「大学院横断教育科目」関係

- 研究科規程第8条第4項の適用上、大学院横断教育科目（学部学生が履修できる授業科目を除く。）は、「基礎法学・隣接科目」に属する選択科目」として同条第1項に規定する単位に充当する。ただし、研究科規程の別表の「展開・先端科目」の科目群に掲げられている科目の内容に準ずるかまたは密接に関連する内容の科目については、「展開・先端科目」に属する選択科目」として同規程第8条第1項に規定する単位に充当する。

○「集中講義」関係

- ・研究科規程第8条第4項および第9条の適用上、大学院横断教育科目または他の研究科、他の大学院もしくは外国の大学院の授業科目で集中講義として開講されるかまたは開講された科目については、教授会は同第8条第1項に規定する単位に充当することを承認しない。
- ・本研究科が授業科目を集中講義として開講する場合には、1日の授業時間を原則として2授業時間以内とするなど、学生がその授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間を確保することができるように配慮する。

出典：カリキュラム・授業等に関する申合せ

## 3-3 履修科目登録単位数の上限

**基準3-3-1：重点基準**

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

(基準3-3-1に係る状況)

本研究科では、中教審特別委員会報告に沿ったカリキュラムの改定を行い、1年次の履修登録単位数は、40単位を上限とすることとした。（「基準2-1-5に係る状況」の記述を参照）なお、本研究科は、法学既修者に対して、法学未修者1年次に配当されるすべての授業科目につき履修を免除しており、他方、法学既修者認定試験の結果により履修を免除しない授業科目を設定していない。【解釈指針3-3-1-1】

本研究科規程第8条《資料3-3-1-①》にあるように、本研究科では、平成24年度以降入学対象の学生が本研究科を修了するために必要な修得単位数98単位について、各年次の履修登録単位数の上限を、1年次40単位、2年次36単位、3年次40単位と定めている。その趣旨を学生ハンドブック中にも明記し、学生に周知徹底している。《資料3-3-1-②》【解釈指針3-3-1-1】【解釈指針3-3-1-2】なお、平成23年度以前入学者については、「導入演習」を設定しておらず、必要な修得単位数96単位について、各年次の履修登録単位数の上限を、1年次38単位、2年次36単位、3年次40単位と定めていた。

## 資料3-3-1-① 本研究科規程の履修方法に関する規定

(修了要件および履修方法)

第8条 学生は、本研究科の課程に3年以上在学し、別表の授業科目の中から、次の各号に掲げる単位を含む98単位以上を修得しなければならない。

- (1) 法律基本科目のうち必修科目58単位および選択必修科目2単位以上
- (2) 法律実務基礎科目のうち必修科目6単位および選択必修科目6単位（模擬裁判（民事）または模擬裁判（刑事）のいずれか1科目2単位を含む。）以上
- (3) 基礎法学・隣接科目のうち選択必修科目4単位以上
- (4) 展開・先端科目のうち選択必修科目12単位以上

2 学生は、1学年においてそれぞれ次の単位を超えて授業科目を履修登録することができないものとする。

第1年次 40単位

第2年次 36単位

第3年次 40単位

3 第4条の2第1項または第2項の規定により第2年次または第3年次に進級することができなかった学生に係る第1年次または第2年次における履修単位の上限は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する履修単位の上限に相当する単位数から当該年次においてB以上の成績評価を受けた授業科目の単位数を減じた単位数とする。

4 学生は、教授会の承認を得たときは、大学院横断教育科目（学部学生が履修できる授業科目を除く。）を履修し、これを当該授業科目の内容に応じ別表の基礎法学・隣接科目又は展開・先端科目に属する選択科目として第1項に規定する単位数に充当することができる。この場合において、第1項に規定する単位数に充当することができる単位は、次条の規定により充当する単位と合算して8単位を超えないものとする。

出典：別添資料18-① 本研究科規程

資料3-3-1-② 各年次の履修上限単位数

1学年において履修登録することのできる単位数は以下のとおりです。

年次	1年次	2年次	3年次
単位数	※40単位	36単位	40単位

※ただし、平成23年度入学者は38単位とします。以下の計算においても同様です。

【注1】履修方法その他の注意事項の詳細については、次ページ「4 履修方法」の項を参照してください。

(例) 例えば、第2学年の第1学期に24単位を履修登録した場合、第2学期は、12単位(36単位-24単位)を履修登録することができます。第1学期に「F(不可)」もしくは「X(欠席)」評価を受けた科目の単位数分および履修放棄手続をした単位数分を、第2学期分にプラスして履修登録することはできません。

【注2】進級できなかった学生の年間履修登録単位の上限について

第1学年から進級できなかった学生の上限

40単位-前年度に「B」以上(「合格」を含む)の成績評価を受けた授業科目の単位数

(例) 例えば、前年度に修得した単位数30単位のうち、B以上の単位数が18単位 Cの単位数が12単位(修得できなかった単位数が10単位)の学生の場合、上限は、22単位(40単位-18単位)となります。

第2学年から進級できなかった学生の年間履修登録単位の上限

36単位-前年度に「B」以上(「合格」を含む)の成績評価を受けた授業科目の単位数

出典：別添資料5 平成25年度 学生ハンドブック 7頁

本研究科では、進級制度に基づいて原級留置となった場合には、再履修科目単位数および基準4-2-1(1)アで履修が認められる授業科目単位数について、すべて前述の履修上限単位数の中に含めている。進級を認められた場合で、再履修科目がある場合についても、当該学年の履修上限単位数の中に含めて履修登録を行うものとしている。【解釈指針3-3-1-3】

なお、本研究科においては、【解釈指針3-3-1-4】は該当しない。

## 2 特長及び課題等

### 1) 特長

本研究科は、双方向的・多方向的に授業を行うための必須の条件が適正な受講者数の維持であることに鑑み、少人数教育を可能な限り実現するように配慮し、クラス単位で受講させる法律基本科目や法律実務基礎科目中の必修科目については、50人までの規模を維持してきた。そのことは、授業方法として双方向対話的形式を徹底し、少人数教育に見合った工夫と実践を行うことについての認識を、教員間で共有することにつながっている。

コアカリキュラムと本研究科における授業内容との対応関係を綿密に調査し、コアカリキュラムを意識した授業を実施すると同時に、授業で直接扱う部分と学生が自学自習をする必要がある部分を学生に明示し、基礎的な法知識に関しては網羅的な学習ができるよう配慮している。

### 2) 課題

特になし。

## 第4章 成績評価及び修了認定

### 1 基準ごとの分析

#### 4-1 成績評価

##### 基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

（基準4-1-1に係る状況）

##### 【基準中の（1）について】

本研究科は、教授会において、全授業科目に共通する成績評価基準を設定し、全学生に配布している『学生ハンドブック』にこれを掲載して学生に周知している。《資料4-1-1-①》【解釈指針4-1-1-2】

## 資料 4-1-1-① 試験および成績

## (1) 成績評価の原則

成績は、原則として、筆記試験による期末試験の評点と平常点によって評価します。期末試験の評点と平常点の割合は授業科目ごとに異なり、その割合はシラバスに記載します。

ただし、法律基本科目以外の科目によっては、期末試験の方法としてレポート試験の場合もあります。ここでいうレポート試験とは、教務委員会によって設定された、授業期間終了後に提出しなければならないものをいい、提出時期が授業期間中に設定されたものは、その形式・内容を問わずレポート試験には含めません。

また、オムニバス科目（「法律基本科目」にあたらぬものに限る。以下同じ。）であつて、かつ、受講生が10人以下であるもの、及び「導入演習」は、平常点のみで評価することがあります（受講人数確定後に期末試験を行うかどうかをお知らせします。）いずれの場合においても、授業期間中にレポート提出を最低限1回は課し、レポートに対する評価を含めて平常点を評価します。

各授業科目の成績は、100点を満点として次の評価をもって表し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とします。

S (90点以上)

A (80点以上90点未満)

B (70点以上80点未満)

C (60点以上70点未満)

D (60点未満)

受験者が次の段階に進むことができるかどうか、または法曹を目指す者として適切なレベルに達しているかどうかを客観的かつ公正に絶対評価により可否を決定します。合格者のうち、SおよびAは合格者の30%~20%（Sは0%~5%未満以下）、Bは合格者の55%~40%、Cは合格者の35%~25%の範囲として相対評価により評価します。なお、Sは特に優れた学業成績を修めた学生にのみ与えられるべき評価であるため、「該当者なし」と判定することもあります。

## (2) 平常点の評価

平常点は、授業への出席、授業時の質疑応答の際の発言内容、臨時試験（小テスト）、提出したレポート等により評価します。評価項目については各科目のシラバスに記載しています。

出典：別添資料5 平成25年度 学生ハンドブック 27-28頁

さらに、各授業科目の「シラバス」において、期末試験の方法、期末試験の評点と平常点の割合、平常点において考慮する評価項目を明示している。なお、平常点の客観性、透明性を確保するため、平常点において考慮する評価項目は、出席状況以外に1つ以上の客観的項目（例えば授業での発言内容や臨時試験（小テスト）、レポートなど）を含むことを要し、例えば「授業時の態度」などの主観的な評価項目のみによる平常点の評価を禁じている。《資料4-1-1-②》【解釈指針4-1-1-2】

## 資料 4-1-1-② シラバス記載事項

## (9) 成績評価

〈成績評価の申合せを参照のこと〉

成績評価の基準：期末試験の評点と平常点との割合を明記する

例) 期末試験の評点：平常点＝8：2

期末試験の評点：平常点＝9：1 など

期末試験の方法：必ず明示する

例) 期末試験（筆記試験）を実施する など

ただし、「法律基本科目」以外の科目でレポート実施の可否につき教務委員会の議を経た科目の場合

例) 期末試験（レポート試験）を実施する など

なお、受講生の人数が確定した後、期末試験の方法に変更がある場合は、直ちに受講生に通知するものとする。

平常点として加減する要素：評価対象とするものを明記する

出席以外に1つ以上の客観的項目（たとえば授業での発言内容や臨時試験（小テスト）、レポートなど）も含むものとする（たとえば「授業時の態度」などの主観的な評価項目だけでは足りない）。

出典：別添資料10 シラバス記載事項

以上の基準に従い、各授業科目の担当教員は、修了時点において法曹となるに必要な基本的学識を修得するとの観点から、当該授業科目の配当学年、配当学期、授業科目の性質を考慮して到達目標を設定し、この到達目標の達成度に応じて、客観的かつ厳正に成績評価を行っている。この点は《別添資料1-① 平成25年度授業科目の概要（シラバス）》中の各授業科目「授業の目的」「成績評価」の欄、および期末試験に関する講評書を参照されたい。【解釈指針4-1-1-1】

【基準中の（2）について】

本研究科では、成績評価プロセスにおいて匿名化を徹底することにより、客観的かつ厳正な成績評価を確保している。具体的には、第1に、期末試験実施前に平常点を提出させることにより、期末試験後に恣意的に平常点を上下させることを防止している。第2に、学期ごとに受験者記入票番号を各学生に発行し、期末試験答案には、その受験者記入票番号のみを記載する。氏名や学籍番号は一切記載させない。受験者記入票番号は、教務係においてアランダムに割り振られ、教員は期末試験の採点を終えるまで各番号の学生が誰であるかを知ることができない。こうして、期末試験採点時における匿名化を図っている。第3に、期末試験の採点后、教員は、採点票の提出と引換えに受験者記入票番号と氏名の対応表を教務係から受け取り、これをもとに平常点（期末試験前に提出済み）を合算し、相対評価の割合を勘案して最終的な成績評価を行っている。ただし、相対評価を行うのは合格者（60点以上）のみであるため、60点に満たない者を、相対評価の結果、合格とすることはない。《別添資料13-② 成績評価の申合せ》

また、成績発表と同時に、採点済みの答案用紙（コピー）を学生に返却している。これは、第一義的には、学生の復習の便に供することを目的としているが、答案の評価を学生に説明する役割、および適切な採点を行っていることを学生に示す役割も果たしている。《資料4-1-1-③》

## 資料4-1-1-③ 答案の返却・保管

## 1) 期末試験の答案の添削・返却

答案を添削するかどうかは、各教員の任意とするが、採点后、答案用紙の写しを受験者本人に返却する。

## 2) 評点の記入

期末試験の答案用紙には、小問ごとの点数および合計点を必ず記入する。

## 3) 答案等の保管

教務係は、成績評価に対する異議申立期間経過後、教員から成績評価の基礎となった期末試験の答案、臨時試験（小テスト）の答案用紙およびレポート等（いずれも写しでよい）を回収し、5年間保存する。

出典：別添資料13-② 成績評価の申合せ

さらに、本研究科では、すべての授業科目を対象に、成績に関する異議申立制度を設けている。異議申立てをした学生に対して審査結果を書面で交付することを通じ、成績評価について適切に説明を行っている。《資料4-1-1-④》《資料4-1-1-⑤》《別添資料13-③ 異議申立書様式》【解釈指針4-1-1-3（1）】

## 資料4-1-1-④ 授業科目の成績に対する異議申立制度

授業科目の成績に対して異議がある場合は、所定の期間内に教務係に異議申立書を提出することができます。担当教員は、異議申立てがあったときは、異議を審理し、提出日より2週間以内に審査結果を異議申立書の「審理結果」欄に記載し、回答します。異議申立書所定用紙は教務係にあります。

出典：別添資料5 平成25年度 学生ハンドブック 29頁

## 資料4-1-1-⑤ 異議申立てに対する審査手続

## 1) 処理の手順

① 教務係は、学生から提出された異議申立書の写しを作り、原本を当該教員に交付する。

② 教員は、異議事由を審査のうえ、結果を原本に記載し、教務係に提出する。

③ 審査においては、まず、異議事由として記載された内容が成績に対する異議に該当するか否かを判断する。

(i) 成績に対する異議に該当しない（例えば、素点や平均点等の詳細な点数の開示の要求それ自体）と判断する場合には、その理由を理由欄に記述する。

(ii) 成績に対する異議に該当すると判断する場合には、その記載内容を審査し、審査結果として、素点を変更するか否か、また成績評価（評語）を変更するか否かについて記載するとともに、その理由を理由欄に記載する。

④ 教務委員会は、異議申立書に記載された審査結果が不適切なものである場合には、当該教員に対して審査結果の記載の修正を求める。

当該教員は、原本における審査結果の記載を修正し、これを教務係に提出しなければならない。

⑤ 教務係は、審査結果が記入された異議申立書の写しを保管し、原本を学生に交付する。

## 2) 審査の結果、成績を変更する場合の事由

成績評価の客観性、透明性、公平性を損なう事由による変更はできない。

例) 事後にレポートを提出させて、評価の対象とする など

出典：別添資料13-② 成績評価の申合せ

前述のように、成績評価の匿名化を徹底すると、担当教員が最終的な成績分布を正確に予測し「成績評価の原則」中の相対評価の割合を遵守することが困難になる。そこで、本研究科では、「成績評価換算ソフト」を導入し、評価の偏りをなくしている。また、相対評価の割合を逸脱する場合には、担当教員は、そのようにせざるを得ない特段の理由を講評書に明記して学生に説明を行うとともに、教務委員会はその旨を教授会に報告すること

としている。これにより、相対評価の割合を逸脱する事態をできる限り生じないように努めている。《資料4-1-1-⑥》《別添資料13-④ 成績評価換算ソフト》

ただし、繰り返しになるが、可否については絶対評価により決定するため、換算前において期末試験と平常点の合計が60点に満たない者が、換算の結果、60点に達することはない。

資料4-1-1-⑥ 相対評価の割合を逸脱する場合について

(i) S・A・B・Cの割合はそれぞれ以下の範囲を厳守する。

Sは合格者の0%～5%未満

SとAの合計は合格者の20%～30%の範囲

Bは合格者の40%～55%の範囲

Cは合格者の25%～35%の範囲

上記各割合の範囲から逸脱する場合には、当該科目の担当者は、特段の理由を成績評価に関する講評書の中に明記し、教務委員会が教授会に報告する。

※「特段の理由」として想定される場合とは、「受講生が20人前後程度までの少人数の科目」または「演習あるいは実技的な内容を持ち、平常点の割合が大きい科目」であるために、同点者が多くなるなど、調整ソフトを使っても所定の割合におさまらないような場合を考えている。

出典：別添資料13-② 成績評価の申合せ

以上のような成績評価のプロセスおよび諸制度について、教員に周知徹底させるため、毎学期、当該学期に本研究科の授業を担当した教員に最新の「成績評価の申合せ」をメールで配布するとともに、平成25年度から、各制度を概観できる「教員ハンドブック」を作成して全教員に配布している。《別添資料7 2013年度教員ハンドブック》

このようにして行った各授業科目の成績評価に関するデータを、本研究科教授会において席上配布し、教員間において共有している。《別添資料4 成績分布データ(24-1)(24-2)》【解釈指針4-1-1-3(2)】

【基準中の(3)について】

本研究科では、期末試験終了後、試験問題をCLE上の「高等司法研究科—学生向け教育情報」に掲載することにより公表している。

さらに、前述のとおり、期末試験の採点後に答案のコピーを返却するとともに、講評書を作成してCLEに掲載し、同時に紙媒体を教務係で閲覧に供することにより、期末試験の出題の意図、採点基準、解答への道筋ないしポイント、目立った誤りや留意点、成績分布等を公表している。《資料4-1-1-⑦》《資料4-1-1-⑧》

【解釈指針4-1-1-4】

資料4-1-1-⑦ 期末試験の講評

6 講評

成績評価の確定後、科目によって、授業内容の総まとめおよび試験の講評・解説を実施する場合があります。実施の有無・詳細については、シラバスに記載します。

また、講評については、併せてCLE(大阪大学授業支援システム)上の「高等司法研究科—学生向け教育情報」欄にも掲載します。

法律基本科目については、模範となる優秀答案がある場合には、当該答案を講評に付して公表します。

なお、講評書集は教務係で閲覧に供します。

7 期末試験問題の公表

期末試験の問題については、学期ごとにCLE上の「高等司法研究科—学生向け教育情報」欄に掲載します。

出典：別添資料5 平成25年度 学生ハンドブック 28頁

## 資料4-1-1-⑧ 成績評価に関する講評

平成24年度第2学期 成績評価に関する講評

○科目名：

○担当教員名：

## 1 成績評価の基本方針

シラバス記載の成績評価の割合

採点の方針（減点法、加点法）

どのような点に注目して、減・加点するのか など

## 2 期末試験の出題の趣旨

## 3 期末試験の答案についての講評

## 4 成績分布（期末試験の評点と平常点による成績評価をする科目にあつては最終成績の分布）

S・A・B・C・F（不可）の割合（%）および人数（F評価は人数のみで割合には含めない）

\*S・A・B・Cの割合はそれぞれ以下の範囲を厳守する。

Sは合格者の0%～5%未満

SとAの合計は合格者の20%～30%の範囲

Bは合格者の40%～55%の範囲

Cは合格者の25%～35%の範囲

上記各割合の範囲から逸脱する場合には、当該科目の担当者は、特段の理由を成績評価に関する講評書の中に明記し、教務委員会が教授会に報告する。

\*「特段の理由」として想定される場合とは、「受講生が20人前後程度までの少人数の科目」または「演習あるいは実技的な内容を持ち、平常点の割合が大きい科目」であるために、同点者が多くなるなど、調整ソフトを使っても所定の割合におさまらないような場合を考えている。

同一学期に複数のクラスが開講されている科目の場合、全クラスをあわせた総受講者での成績分布が、所定の割合内におさまっていないなければならない。

## 5 その他

\*期末試験を行わない科目については、2および3の項目については記載しない。

\*受講生が10名以下の科目については、4の項目については記載しない。また、3の項目の記載に当たっては、特定の受講生の成績が推測されることのないように注意する。

\*法律基本科目については、模範となる優秀答案がある場合には、当該答案を講評に付して公表する。公表する優秀答案は、一部の小問に対するものだけでもよく、また小問ごとに別の学生のものもよい。

出典：別添資料13-① 成績評価に関する講評（ひな形）

## 【基準中の（4）について】

期末試験の実施に際しては、学生の勉学上の便宜に配慮して、必修科目の試験実施の日時をできる限り分散させるなど、より適切な試験時間割を作成している。

また、筆記試験における文献等の参照やその種類等については、各授業科目の担当教員に委ねているが、少なくとも法律基本科目の大部分については、参照物を「一切許可しない」または「判例の付いていない六法」に限定して実施している。《別添資料13-⑤ 期末試験の体制（平成24年度）》

## 【基準中の（5）について】

本研究科では、病気・事故等やむを得ない理由で期末試験を受験できなかった学生に対しては、追試験の制度（レポート試験の場合には提出期限の猶予）を設け、受験生が不当に不利益を受けないように配慮している。ただし、単なる体調不良や自己都合を理由とする追試験を安易に認めることは、学生間の公平を欠くため、一定の感染症の罹患や近親者の死亡または葬儀など追試験を受験できる事由を適切に限定している。《資料4-1-1-⑨》

## 【解釈指針4-1-1-5】

平成20年度～24年度までに追試験を9回(受験者合計3名)行っているが、追試験においては、本試験とは異なる問題を出题することなどにより、成績評価の点で期末試験受験者と追試験受験者の間で不公平が生じないようにしている。《資料4-1-1-⑩》

他方、再試験は実施していない。

資料4-1-1-⑨ 追試験

3 追試験

次の各号の一に該当する理由によって期末試験を受験できなかった場合、当該科目の期末試験日に教務係へ電話連絡をしたうえで、当該試験終了時から起算して1週間以内に「追試験行願」を提出することができます。郵送の場合は、高等司法研究科教務係宛に簡易書留郵便で上記期間内に到着するように送ってください。当該試験終了時から起算して6日以内に発送したことが消印その他書類から確認できるときは、上記提出期限後に到着したものも受理します。

- (1) 公共交通機関の途絶により当該試験開始後30分以内に入室できなかった場合において、他に取得可能な交通手段が存在しなかったとき。
- (2) 学校保健法施行規則第18条に定める学校において予防すべき感染症にかかり、医師から出席停止の指示を受けたとき。
- (3) 配偶者、一親等または二親等の親族の死亡または葬儀
- (4) その他本研究科がやむを得ないと認める事情があるとき。

追試験行願には、上記(1)ないし(4)の一に該当することを証明するに足りる書類を添付してください。

本研究科が、特に必要と認めたときに限り、本研究科の科目の追試験を行います。

\*レポート提出期限の猶予について

期末試験としてのレポートが正規のレポート提出期限までに提出できなかった場合におけるレポート提出期限の猶予は、「3 追試験」に記載されている、正規の試験を受けることができなかった場合の追試験と同様の取扱いをします。そのため、レポートの提出期限の猶予を求める学生は、所定の「レポート提出猶予願」およびその理由を証明するに足りる書類を、正規のレポート提出期限から起算して1週間以内に提出してください。郵送の場合は、高等司法研究科教務係宛に簡易書留にて提出期限から起算して1週間以内に到着するように送ってください。

4 再試験

再試験(成績評価の結果、合格点に達しない者に対する救済措置)は、実施しません。

出典:別添資料5 平成25年度 学生ハンドブック 26頁-27頁

資料4-1-1-⑩ 追試験・レポート提出猶予願申請一覧表

種類	年度・学期	科目	申請理由	承認の可否	問題
追試験	H21・2	会社法基礎	インフルエンザ	承認	別
追試験	H24・2	行政法応用2	感染性胃腸炎	承認	別
追試験	H24・2	会社法応用2	感染性胃腸炎	承認	別
追試験	H24・2	民事回収法基礎	感染性胃腸炎	承認	別
追試験	H24・2	会社法応用2	インフルエンザ	承認	別
追試験	H24・2	民事回収法基礎	インフルエンザ	承認	別
追試験	H24・2	法曹倫理	インフルエンザ	承認	別
追試験	H24・2	民法応用3	インフルエンザ	承認	別
追試験	H24・2	民事訴訟法応用1	インフルエンザ	承認	別

出典:教務係保管資料から作成

**基準4-1-2**

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準4-1-2に係る状況）

本研究科では、段階的な積み上げ式の学修を徹底するため、進級制を採用している。各学年の進級要件は、次のとおりである。

まず、第1年次から第2年次に進級するためには、第1年次配当の必修科目について30単位以上修得し、かつ、第1年次に修得した単位の総数について、「C」判定の単位が10分の7以下であるという要件を満たす必要がある。

また、第2年次から第3年次に進級するためには、第1年次配当の必修科目について34単位全部を修得し、第2年次配当の授業科目を22単位以上修得し（この中には、公法系必修科目4単位以上、民事系必修科目6単位以上および刑事系必修科目4単位以上ならびに法律基本科目以外の選択必修科目2単位以上を含まなければならない。）、かつ、第2年次に修得した単位の総数について「C」判定の単位が10分の7以下であるという要件を満たす必要がある。《資料4-1-2-①》（なお、資料4-1-2-②は、大阪大学大学院高等司法研究科規程第4条の2に依拠して学生向けに説明したものである。）

「C」判定の単位に関する要件を設けているのは、たとえ全部または大部分の単位を修得していても、「C」判定が多い場合には十分な学力が身についておらず次学年の授業を十分に理解できない可能性が高いと考えられるからである。また、第2年次から第3年次への進級要件に、各法分野の最低修得単位を設定しているのは、偏りのない学修が重要であるとの教育的配慮に基づく。

進級できなかった場合、当該学生が当該年次において修得した授業科目の単位のうち、「C」判定を受けた授業科目の単位を無効としている。すなわち、原級留置の学生は、修得できなかった必修科目に加えて、「C」判定を受けた必修科目を再履修しなければならない。これは、原級留置に至った学生には、十分な学力を修得して進級させることが長期的には当該学生にとって有益であるという教育的配慮に基づく。

以上のように、本研究科では、進級要件（進級に必要な修得単位数および成績内容）、原級留置の場合の取扱い（再履修を要する授業科目の範囲）を適切に設定している。

## 資料4-1-2-① 進級制

大阪大学大学院高等司法研究科規程（抜粋）

（進級）

第4条の2 第1年次配当の必修科目の単位を30単位以上修得した者は、第2年次に進級することができる。ただし、第1年次において修得した授業科目の単位の総数（以下この項において「単位総数」という。）のうちCの成績評価を受けた授業科目の単位数が単位総数の10分の7を超えるときは、進級することができない。

2 次に掲げる授業科目の単位を修得した学生は、第3年次に進級することができる。ただし、第2年次において修得した授業科目の単位の総数（以下この項において「単位総数」という。）のうちCの成績評価を受けた授業科目の単位数が単位総数の10分の7を超えるときは、進級することができない。

（1）第1年次配当の必修科目34単位

（2）第2年次において第2年次配当の授業科目22単位（別表の法律基本科目のうち公法系必修科目4単位以上、民事系必修科目6単位以上および刑事系必修科目4単位以上ならびに法律基本科目以外の選択必修科目2単位以上を含む。）以上

3 第1項または前項の規定により進級することができなかったときは、当該学生が当該年次において修得した授業科目の単位のうちCの成績評価を受けた授業科目の単位は、無効とする。

出典：別添資料18-① 本研究科規程

以上のことは、全学生に配布する『学生ハンドブック』に記載して周知している。《資料4-1-2-②》【解釈指針4-1-2-1】

資料4-1-2-② 進級制

進級制は、各学年の学業成績について、以下の要件を満たさない者には進級を認めない制度です。また同一年次には2年を超えて在学することはできません。

進級することができなかつたときは、当該学生が当該年次において修得した授業科目の単位のうちCの成績評価を受けた授業科目の単位は、無効となります。

年次	第2年次進級	第3年次進級
要件	第1年次配当の必修科目につき30単位以上修得していること *1 + 第1年次に修得した単位の総数について「C」判定の単位が10分の7以下であること	第1年次配当の必修科目につき34単位全部修得していること *2 + 第2年次において第2年次配当の授業科目を22単位以上修得していること (※) + 第2年次に修得した単位の総数について「C」判定の単位が10分の7以下であること

※ 2年次に修得した22単位には、公法系必修科目4単位以上、民事系必修科目6単位以上および刑事系必修科目4単位以上ならびに法律基本科目以外の選択必修科目2単位以上を含まなければなりません。

ただし、平成23年度入学の法学未修者については、「2年次に修得した20単位には公法系必修科目2単位以上」と、平成23年度入学の法学既修者および平成22年度以前入学者については、「公法系必修科目2単位以上、民事系必修科目8単位以上」となります。

註 \*1 平成23年度入学者は28単位以上、平成22年度以前入学者は26単位以上とします。

\*2 平成23年度入学の法学未修者は32単位、22年度以前入学の法学未修者は30単位となります。

出典：別添資料5 平成25年度 学生ハンドブック 7頁

ところで、本研究科では、平成23年度からGPA制度を導入し、全学生のGPA値を算出している。《資料4-1-2-③》しかし、GPA値を進級要件と直結させていない。現在は、素点による評価との差異を検証しているところであり、最終的な結論には至っていないが、①本研究科では、各授業科目における相対評価を徹底しているため、素点平均点による学生の順位付けが有効に機能している、②取得単位数だけでなく「C」判定の割合が多い学生について原級留置とする進級制により、GPA値を進級要件とする場合と同じ結果を得られている、という暫定的な評価をしている。【解釈指針4-1-2-2】

資料4-1-2-③ GPA制度

本研究科ではGPA制度を導入しています。

これにより、下記の履修放棄の手続をとらずに受講等を放棄した科目の成績も、最終成績評価の平均値の算定の対象とします。

《中略》

【GPAの算出方法】

$$4.0 \times S \text{ の取得単位数} + 3.5 \times A^+ + 3.0 \times A + 2.5 \times B^+ + 2.0 \times B + 1.5 \times C^+ + 1.0 \times C$$

総履修登録単位数

※ S=100~90点、A+=89~85、A=84~80、B+=79~75、B=74~70、C+=69~65、C=64~60

※ 総履修単位数には「F」「欠」の単位数は含み、「合」「認定」の単位数は含まれません。

出典：別添資料5 平成25年度 学生ハンドブック 27頁

以上のような進級制の運用実績は、概ね次のとおりである。

まず、第1年次から第2年次への進級状況であるが、原級留置率は、平成20年度を除けば概ね20~36%の間で推移しており、平均して約4分の1の学生が原級留置となっているが、厳格な成績評価の結果であり、適正なものであると考えられる。《資料4-1-2-④》

資料4-1-2-④ 第1年次から第2年次への進級状況

		1年次					計
判定年	進級者	留年者			計		
		留年	休学	計			
2008(H20)	59 (0)	3	6	9 (2)	68		
2009(H21)	54 (1)	12	6	18 (6)	72		
2010(H22)	30 (0)	11	6	17 (8)	47		
2011(H23)	38 (1)	6	4	10 (2)	48		
2012(H24)	30 (0)	6	5	11 (2)	41		

※ ( ) 内は進級判定後退学した人数

出典：教務係保管資料から作成

次に、第2年次から第3年次への進級状況であるが、原級留置率は、平成20年度を除けば概ね8～13%の間で推移しており、平均して約1割弱の学生が原級留置となっている。法学既修者の原級留置率が平均して約4%であるのに対して、法学未修者のそれは平均して約14%であり、法学未修者の原級留置率の高さが目立つ。しかし、この結果も、厳格な成績評価に基づくものであり、適切であると考えられる。《資料4-1-2-⑤》

資料4-1-2-⑤ 第2年次から第3年次への進級状況

		2年次					計
判定年	所属コード	進級	留年				
			留年	休学	計		
2008(H20)	既修	39 (0)	0	0	0 (0)	39	
	未修	60 (0)	3	1	4 (0)	64	
2008 集計		99 (0)	3	1	4 (0)	103	
2009(H21)	既修	32 (0)	1	1	2 (0)	34	
	未修	53 (1)	7	2	9 (0)	62	
2009 集計		85 (1)	8	3	11 (0)	96	
2010(H22)	既修	48 (1)	0	1	1 (0)	49	
	未修	51 (0)	7	2	9 (2)	60	
2010 集計		99 (1)	7	3	10 (2)	109	
2011(H23)	既修	41 (0)	1	2	3 (1)	44	
	未修	27 (0)	6	1	7 (0)	34	
2011 集計		68 (0)	7	3	10 (1)	78	
2012(H24)	既修	49 (1)	0	3	3 (1)	52	
	未修	38 (0)	4	1	5 (1)	43	
2012 集計		87 (1)	4	4	8 (2)	95	

※ ( ) 内は進級判定後退学した人数

出典：教務係保管資料から作成

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	10単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

- (3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。  
ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

(基準4-2-1に係る状況)

本研究科における修了要件は、次のとおりである。《資料4-2-1-①》

【基準中の(1)について】

本研究科の標準修業年限は3年であり、修了するためには、98単位以上を修得しなければならない。これについて、以下のような取扱いをしている。《資料4-2-1-①》

(ア) 教授会の承認を得たときは、他の研究科、他の大学院または外国の大学院の授業科目を履修し、これを当該授業科目の内容に応じ、基礎法学・隣接科目または展開・先端科目に属する選択科目として、8単位を限度に、修了要件たる98単位に充当することができる。

(イ) 本研究科が教育上有益と認めるときは、教授会の承認を得て、学生が本研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、上記(ア)の単位とは別に、当該授業科目の内容に応じ、基礎法学・隣接科目または展開・先端科目に属する選択科目として、8単位を限度に、修了要件たる98単位に充当することができる。ただし、この場合において、当該単位の修得により本研究科の教育課程の一部を履修したと認めるときに当該単位数やその修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本研究科が定める期間在学したものとみなすことができる旨の規定は、設けていない。

(ウ) 本研究科の課程において必要とする法学の基礎的な学識を有すると教授会が認めた者(法学既修者)については、第1年次配当の必修科目34単位を修得したものとみなしている。【解釈指針4-2-1-1】なお、法学既修者については、上記アに基づく他の研究科等での修得単位および上記イに基づく入学前の既修得単位を本研究科における修了要件たる98単位に含めることを認めていない。

資料4-2-1-① 修了認定に関する規定

(修業年限および在学年限)

第3条 本研究科の標準修業年限は、3年とする。

2 本研究科には、6年(同一年次においては、2年)を超えて在学することはできない。

(修了要件および履修方法)

第8条 学生は、本研究科の課程に3年以上在学し、別表の授業科目の中から、次の各号に掲げる単位を含む98単位以上を修得しなければならない。

- (1) 法律基本科目のうち必修科目58単位および選択必修科目2単位以上
- (2) 法律実務基礎科目のうち必修科目6単位および選択必修科目6単位以上(模擬裁判(民事)または模擬裁判(刑事)のいずれか1科目2単位を含む。)以上
- (3) 基礎法学・隣接科目のうち選択必修科目4単位以上
- (4) 展開・先端科目のうち選択必修科目12単位以上

2 学生は、1学年においてそれぞれ次の単位を超えて授業科目を履修登録することができないものとする。

- 第1年次 40単位
- 第2年次 36単位
- 第3年次 40単位

3 第4条の2第1項または第2項の規定により第2年次または第3年次に進級することができなかった学生に係る第1年次または第2年次における履修登録単位の上限は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する履修登録単位の上限に相当する単位数から当該年次においてB以上の成績評価を受けた授業科目の単位数を減じた単位数とする。

4 学生は教授会の承認を得たときは、大学院横断教育科目(学部学生が履修することができる科目を除く。)を履修し、これを当該授業科目の内容に応じ別表の基礎法学・隣接科目または展開・先端科目に属する選択科目として第1項に規定する単位に充当することができる。この場合において、第1項に規定する単位に充当することができる単位は、次条の規定により充当する単位と合算して8単位を超えないものとする。

(他の研究科における授業科目の履修等)

第9条 学生は、教授会の承認を得たときは、他の研究科、他の大学院または外国の大学院の授業科目を履修し、これを当該授業科目の内容に応じ別表の基礎法学・隣接科目または展開・先端科目に属する選択科目として8単位を限度に前条第1項に規定する単位に充当することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第10条 本研究科が教育上有益と認めるときは、教授会の承認を得て、学生が本研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。)を、前条の規定により修得した単位とは別に当該授業科目の内容に応じ別表の基礎法学・隣接科目または展開・先端科目に属する選択科目として8単位を限度に第8条第1項に規定する単位に充当することができる。

(法学既修者)

第11条 本研究科の課程において必要とする法学の基礎的な学識を有すると教授会が認めた者(以下「法学既修者」という。)については、別表の第1年次配当の必修科目34単位を修得したものとみなす。

- 2 法学既修者については、第9条および前条の規定は適用しない。
- 3 法学既修者の修了に要する在学期間は、1年を超えない範囲で、本研究科が認める期間在学したものとみなすことができる。

※別表は《別添資料18-① 本研究科規程》を参照。

出典：別添資料18-① 本研究科規程

【基準中の(2)について】

本研究科は、修了に必要な単位を、法分野ごとに定めている。まず、法学未修者については、次のとおりである。《資料4-2-1-②》

- ア 公法系科目 12単位(全て必修)
- イ 民事系科目 32単位(同上)
- ウ 刑事系科目 12単位(同上)

なお、上記以外に、公法・民事法・刑事法の全てを扱う「導入演習」（2単位）を必修科目としているほか、ア～ウを問わず選択必修科目として2単位の修得を要する。

エ 法律実務基礎科目 12単位（必修6単位、選択必修6単位）

オ 基礎法学・隣接科目 4単位（全て選択必修）

カ 展開・先端科目 12単位（同上）

他方、法学既修者については、次のとおりである。

ア 公法系科目 6単位（全て必修）

イ 民事系科目 12単位（同上）

ウ 刑事系科目 6単位（同上）

なお、上記以外に、ア～ウを問わず選択必修科目として2単位の修得を要する。

エ 法律実務基礎科目 12単位（必修6単位、選択必修6単位）

オ 基礎法学・隣接科目 4単位（全て選択必修）

カ 展開・先端科目 12単位（同上）

このように、いずれも適正な修了要件を設定している。

#### 資料4-2-1-② 修了に必要な最低必要単位数

修了するためには、3年以上（法学既修者は2年以上）在学し、かつ、次に掲げる単位を修得しなければなりません。

##### 【平成24年度以降入学者対象】

科目群		未修者	既修者
法律基本科目	必修	58単位	24単位
公法系科目		12単位	6単位
民事系科目		32単位	12単位
刑事系科目		12単位	6単位
その他		2単位	—
	選択必修	2単位	2単位
法律実務基礎科目	必修	6単位	6単位
	選択必修	6単位 * 1	6単位 * 1
基礎法学・隣接科目	選択必修	4単位	4単位
展開・先端科目	選択必修	12単位	12単位
その他、各科目群の中の選択必修・選択科目		10単位 * 2	10単位 * 2
合計		98単位	64単位

##### 【平成23年度以前入学者対象】略

\* 1 選択必修6単位には、「模擬裁判（民事）」「模擬裁判（刑事）」のどちらか1科目を含むこと。

\* 2 法律基本科目以外の選択必修・選択科目4単位以上を含むこと。

出典：別添資料5 平成25年度 学生ハンドブック 6頁-7頁

#### 【基準中の（3）について】

前述のとおり、本研究科では、法律基本科目以外の授業科目から32単位以上を修得することを修了要件としている。修了に必要な修得単位数は98単位であるが、このうち法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目4単位（基準2-1-5ただし書による単位数）を除くと94単位であり、法律基本科目以外の授業科目（32単位）は、この3分の1以上である。

ところで、本研究科では、平成23年度からGPA制度を導入し、全学生のGPA値を算出しているが、GPA値を修了判定に直結させていない。《資料4-1-2-②》「基準4-1-2に係る状況」で述べたとおり、現在、素点による評価との差異を検証しているところであり、最終的な結論には至っていないが、各授業科目において絶対評価により単位認定（可否の決定）を行っていることや、進級制が年次進行に見合った学力を有していない学生に

再度の学習を促す効果を有していることから、GPA 値を直接に用いなくても、法曹となるための基礎的な学力を有する学生に修了認定をするという実質は保たれていると評価している。【解釈指針4-2-1-2】

**基準4-2-2**

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

(基準4-2-2に係る状況)

本研究科は、修了の認定に必要な修得単位数を、法学未修者1年次に配当される法律基本科目を含め、98単位以上としている。《資料4-2-2-①》

資料4-2-2-① 修了の認定に必要な修得単位数に関する規定

(修了要件及び履修方法)

第8条 学生は、本研究科の課程に3年以上在学し、別表の授業科目の中から、次の各号に掲げる単位を含む98単位以上を修得しなければならない。

出典：別添資料18-① 本研究科規程

### 4-3 法学既修者の認定

#### 基準4-3-1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

（基準4-3-1に係る状況）

本研究科における法学既修者の認定は、開設から平成18年度までは、合格判定の後に法学既修者としての認定を行う内部振り分け方式をとっていたが、平成19年度以降、入学者選抜における一般選抜に「法学既修者コース」を設定して行っている。法学既修者コースにおける入学者選抜は、適性試験の点数、大学の成績、志望理由書等の書類審査の点数（以上を第一次選抜を実施する場合の評価対象としている）に加え、法律科目試験（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の7科目）の点数を総合して行っている。なお、平成19年度から平成23年度までの間は、小論文試験に加えて法律科目試験を課していたが、法律科目試験において論理的思考力や文章力は十分に判定できるため、平成24年度入試からは法学既修者コースについては、小論文試験を課さないこととした（なお、本研究科では、一般選抜において法学既修者コースと法学未修者コースを併願することを認めているため、併願者は従前と同じように小論文試験と法律科目試験を受験する。その際の小論文試験は、法学未修者コースの合否判定にのみ用いている）。

法科大学院の入学者選抜に求められる公平性、開放性、多様性は、適性試験の点数、志望理由書、学部を問わない大学での成績を総合評価に当たって考慮することで、既修者認定にあたっても確保している。《別添資料14-

① 平成25年度大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）学生募集要項》【解釈指針4-3-1-1】

平成19年度以降、法律科目試験の試験科目は、法学既修者コース入学者が履修を免除される1年次の法律基本科目と一致する憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の7科目とし、このうち学修が十分でないと認められる科目がある場合は、法学既修者としては入学を認めない方針で臨んでいる。（《別添資料14-

① 平成25年度大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）学生募集要項》を参照）法学既修者として入学を許可した場合の在学期間は標準2年であり、これは未修1年次の法律基本科目の必修科目7科目を一括認定することと見合ったものである。【解釈指針4-3-1-2】【解釈指針4-3-1-6】

各科目の出題、採点については、本研究科または法学研究科の専任教員が責任を持って行っており、他機関の実施した法律科目試験の結果等を合否判定にあたって考慮することもしていない。【解釈指針4-3-1-5】

また、出題は高等司法研究科1年次配当科目を履修したのと同等の実力を判定できるよう工夫しており、採点にあたっては、7割以上を合格点とすることを目安とし（《別添資料15-② 一般選抜出題・採点にあたってのお願い》参照）、採点委員にはこの方針を文書で通知し、周知を図っている。出題、採点にあたっては、受験生の出身大学等の情報は、採点者に知らされず、また、アドミッション委員会において、本学法学部期末試験と類似した問題が出題されないよう注意を払っている。このため、法律科目試験において本学法学部出身者が優遇されることはなく、結果的にも本学法学部出身者は多数とはなっていない。《資料4-3-1-①》《資料4-3-1-②》【解釈指針4-3-1-4】

## 資料 4-3-1-① 法学既修者コース入学者選抜実施状況

	志願者	第一次選抜合格者	最終合格者	入学者（本学出身者）
21年度	401名	270名	105名	34名（8名）
22年度	451名	297名	112名	47名（14名）
23年度	530名	299名	117名	45名（5名）
24年度	424名	301名	131名	50名（13名）
25年度	307名	307名（一次選抜なし）	123名	52名（11名）

出典：別添資料 15-④ H21～H25 入学者選抜実施状況

## 資料 4-3-1-② 平成 25 年度法学既修者入学者（全 52 名）の出身大学別内訳

大阪大学	11	(4)
同志社大学	9	(3)
立命館大学	6	(1)
京都大学	5	(0)
関西大学	4	(1)
大阪市立大学	3	(1)
関西学院大学	3	(1)
早稲田大学	2	(1)
近畿大学	1	(0)
慶応義塾大学	1	(0)
甲南大学	1	(0)
神戸大学	1	(0)
千葉大学	1	(0)
中央大学	1	(0)
名古屋大学	1	(0)
新潟大学	1	(0)
広島大学	1	(0)
合計	52	(12)

\* ( ) 内は女性の内数

出典：教務係保管資料から作成

既修認定を受けた者に対する教育上の配慮としては、法学部の卒業者であり、すでに法律科目に相当の知識を有する者であっても、将来法律実務に携わることを前提に学修してきたとは限らないことに鑑み、実務科目を十分に学べるようにする配慮をしている。具体的には、必修科目ではないが、「刑事法律文書作成1」、「刑事法律文書作成2」や「リサーチ&ライティング2」の履修を推奨している。

なお、既修認定に当たり履修免除単位数を減少させる措置は取っていないため、【解釈指針4-3-1-3】は該当しない。

## 2 特長及び課題等

### 1) 特長

- (1) 成績評価プロセスにおいて匿名化を徹底することにより、客観的かつ厳正な成績評価を確保している。
- (2) 「成績評価の申告書」を作成し、合否および合格者のうち特に優秀な「S」については絶対評価を用い、「A」「B」「C」については相対評価を用いることを明記するとともに、「S」「A」「B」「C」の割合についても明示している。この相対評価の割合を遵守するため、「成績評価換算ソフト」を導入している。
- (3) 期末試験の答案（コピー）を学生に返却し、講評書を作成して公表することにより、出題・採点の適切さを確保するとともに、学生に復習の機会を提供している。
- (4) 成績不良者を救済するような再試験を行っておらず、進級制度は、厳格な成績評価に基づき、適正に実施している。しかも、進級できなかった者には、単位を取得できなかった科目だけでなく、留置される年次において「C」評価であった授業科目の認定単位も取り消して翌年度に再度履修させることとしており、積み上げ型のプロセスとしての学修を徹底させる、法科大学院の理念に沿った進級制度を構築している。

### 2) 課題

特になし。

## 第5章 教育内容等の改善措置

### 1 基準ごとの分析

#### 5-1 教育内容等の改善措置

##### 基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

##### 1. FD活動の体制

本研究科では、管理運営全般に関する協議を行う運営委員会の元に、特に教育の内容および方法を改善するために、FD・教育企画委員会を設置している。FD・教育企画委員会は、計画的にスケジュールを立てて、様々な企画に取り組み、教務委員会とも連携を図りながら、ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を実施し、あわせてカリキュラムの点検、改善およびeラーニングの整備等を担当している。FD活動と教育企画活動とを有機的に結合させるとともに、FD・教育企画委員会が企画立案機能を担い、教務委員会が実施機能を担うという形で役割分担を行っている。このような両委員会の役割分担の在り方については、本研究科の管理運営に関する内規《資料5-1-1-①》およびFD・教育企画委員会内規《資料5-1-1-②》において、明確化している。【解釈指針5-1-1-2】 【解釈指針5-1-1-4】

資料5-1-1-① 大阪大学大学院高等司法研究科の管理運営に関する内規

第1章 管理運営機関

第1条 大阪大学大学院高等司法研究科（以下「本研究科」という。）は、その管理運営を行う機関として、大阪大学大学院高等司法研究科教授会（以下「教授会」という。）、大阪大学大学院高等司法研究科長（以下「研究科長」という。）、2名の大阪大学大学院高等司法研究科副研究科長（以下「副研究科長」という。）及び大阪大学大学院高等司法研究科運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

…

第5章 運営委員会

第9条 運営委員会は、本研究科の管理運営全般に関する協議を行う。

- 2 運営委員会の下に、教務委員会、FD・教育企画委員会、アドミッション委員会、総務委員会、人事委員会を置く。
- 3 前項の委員会の長は、定期的に運営委員会に対しその委員会の活動状況を報告しなければならない。

…

第6章 各種委員会

第12条 教務委員会は、学生の身分に関する事項、カリキュラムの実施に関する事項、開講科目および担当教員を含む学務に関する事項ならびにティーチング・アシスタントの採用に関する事項を審議し、カリキュラムを実施する。

第13条 FD・教育企画委員会は、FDに関する事項、カリキュラム改革に関する事項、教育プログラムおよび教材開発に関する事項を審議し、教員研修を行う。

…

第17条 教務委員会、FD・教育企画委員会については、学務担当副研究科長がそれぞれの委員となり、アドミッション委員会、総務委員会、人事委員会については、管理運営担当副研究科長がそれぞれの委員となる。

2 教務委員会、FD・教育企画委員会、アドミッション委員会、総務委員会は、前項に定める副研究科長のほか、教授会構成員の中から研究科長が任命する若干名の委員をもって構成する。研究科長が任命する委員の任期は2年とし、再任を妨げない。各委員会は、研究科長が副研究科長を委員長に任命する場合を除き、委員の互選により委員長を選出する。

…

出典：別添資料18-② 本研究科の管理運営に関する内規

資料5-1-1-② 大阪大学大学院高等司法研究科 FD・教育企画委員会内規

（設置）

第1条 大阪大学大学院高等司法研究科の管理運営に関する内規第9条第2項の規定に基づき、FD・教育企画委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的および所掌事項）

第2条 委員会は、ファカルティ・ディベロップメント（教員の教育活動の改善を図るために組織的に取り組む活動をい、以下「FD」という。）を推進し、またカリキュラムおよび教育内容を点検・改善することにより、高等司法研究科の教育の質を高めるとともに、学生の自学自修のための環境を整備することを目的とする。

2 委員会は、次の事項を所掌する。

- 一 授業見学会の企画および実施
- 二 FDに関する調査および研究
- 三 FDに関する報告書の作成
- 四 カリキュラムの点検および改善
- 五 eラーニングの整備
- 六 その他FD、教育企画に関する事項

…

出典：大阪大学大学院高等司法研究科 FD・教育企画委員会内規

## 2. FD・教育企画委員会の活動状況

FD活動を実施するための体制として、平成22年度より、従来のFD委員会を改組し、現在のFD・教育企画委員会を設置した。平成23年度および平成24年度におけるFD・教育企画委員会の活動状況（開催日と主要な議題）は、《資料5-1-1-③》のとおりである。このように本研究科においては、FD・教育企画委員会を中心として、組織的かつ継続的に教育内容等の改善に向けた取り組みを行っている。【解釈指針5-1-1-4】

資料5-1-1-③ FD・教育企画委員会の活動状況

平成23年度

第1回 平成23年7月5日(火)

平成23年度年間計画・研究科アンケートの項目変更・来年度の先端訴訟について

第2回 平成23年8月22日(月)

平成23年度第1学期の研究科アンケートの集計結果・平成23年度1学期優秀教員表彰について

第3回 平成23年10月24日(火)

修了に必要な単位数の変更・未修者の質向上のための措置・既修者のカリキュラム・岡山大学ローファーム見学および刑事系科目の授業見学・研究科アンケート・来年度の先端訴訟について

第4回 平成23年12月26日(月)

未修者の修了に必要な単位数の変更・授業改善アンケートおよび研究科アンケートの様式・年度計画・授業見学・全学FD委員会への報告書作成について

※この他、複数日にわたる持回り審議により、以下の事項を審議した。

法律基本科目の必修単位数・科目（「刑法応用」、「民事手続法概論」、「裁判実務基礎（刑事）および模擬裁判（民事）」、「ネゴシエーション1」、「同2」、「展開・先端科目」）の見直し、岡山大学法科大学院の見学報告について

平成24年度

第1回 平成24年3月30日(金)

平成24年度の活動基本方針・活動計画・予算要求・平成23年度2学期優秀教員表彰について

第2回 平成24年5月8日(火)

平成24年度1学期の授業見学会の企画・授業見学会参加教員報告書について

第3回 平成24年6月5日(火)

国際法3の授業改善アンケートの扱い・少人数クラスにおける授業改善アンケートの実施について

第4回 平成24年7月11日(水)

オムニバス授業におけるアンケート実施方法・他大学の法科大学院の見学および意見交換について

第5回 平成24年8月23日(木)

平成24年度第1学期研究科アンケートの集計結果・平成24年度第1学期優秀教員表彰について

第6回 平成25年1月8日(火)

民法科目のカリキュラム変更案について

第7回 平成25年2月20日(水)

平成24年度第2学期の研究科アンケートの集計結果・平成24年度第2学期優秀教員表彰について

平成25年度

第1回 平成25年4月8日(月)

平成25年度の活動計画・予算要求・認証評価向け自己点検報告書のFD・教育企画会に該当する部分について

出典：FD・教育企画委員会資料

### 3. 活動内容

教育内容および方法の改善活動として、本研究科においては、以下のものを実施している。【解釈指針5-1-1-1】【解釈指針5-1-1-2】【解釈指針5-1-1-3】

#### (1) 学生からの意見の収集

本研究科では、授業改善のための学生からの意見の収集手段として、毎年、学期毎に、授業改善アンケートと研究科アンケートという2種類のアンケートを実施している。いずれに関しても、アンケートの内容形式につき、FD・教育企画委員会における幾度にもわたる検討の結果、改善作業を積み重ねてきた。

授業改善アンケートは授業開始後1か月ほどを経過した頃に授業科目毎に実施し、授業担当教員がアンケート結果を各自参照して、当該授業改善に活用するためのものである。《資料5-1-1-④》 研究科アンケートは、期末試験がほぼ終了する頃に一括して実施し、カリキュラムや設備等を含め、高等司法研究科の教育全体についての意見を聴取するためのものである。《資料5-1-1-⑤》 研究科アンケートの結果は教授会に報告して意見交換を行うとともに、優れた授業についての投票で上位となった授業の担当教員を表彰している。《資料5-1-1-⑥》

資料5-1-1-④ 授業改善アンケート書式

平成24年度第2学期 高等司法研究科 授業改善アンケート

※ 2・3年次の必修科目および複数クラスを開講している選択必修科目については、必ず下記のように受講クラスについても記入してください。

例：法曹倫理Ⅹ、民法応用4Ⅹ

授業科目名	クラス	授業担当教員名	<注意> 担当教員名も誤りのない ように記入すること。

\* A=強くそう思う、B=そう思う、C=どちらともいえない、D=そう思わない、E=全くそう思わない

[1] 授業運営について

1. 1回の授業について想定される自習（予習・復習）時間はシラバスに記載してあります。教材はその想定時間内に自習を終わらせるのに適切な量ですか。 A B C D E

[2] 授業内容について

2. 配付資料（レジュメ等）の量は適当ですか。 (該当なしの場合は答えなくてよい。) A B C D E
3. 板書の量は適当ですか。また、読みやすいですか。 A B C D E

[3] 質問について

4. 授業の内容について担当者に質問する機会が十分に与えられていますか。 A B C D E

[4] 全体的に

5. この授業に満足していますか。 A B C D E

[5] 自由記載欄

6. 授業に対する意見・感想・希望などを、将来の法曹として相応しい文章で書いてください。問題と考える点がある場合には、具体的にどのようなものであるかを記載したうえ、それについて建設的な改善案を記載してください。

※自由記載欄が不足する場合は、欄外に記入せず裏面に記載してください。

回収に間に合わなかった場合は、翌日までに教務係前メールボックスNo. 5 に提出してください。

出典： 授業改善アンケート

資料5-1-1-⑤ 研究科アンケート

高等司法研究科アンケート 2012年度第2学期

年度入学	年	クラス
------	---	-----

\*以下の項目について、A~Cのいずれかに○を付してください。BまたはCに○を付したときは、括弧内にその理由を記載してください。

\*将来の法費を目指す者として、相応しい文章で記載してください。

\*A:はい B:いいえ C:その他

1. カリキュラム編成は、学習しやすいものでしたか。 A B C

2. 時間割編成は、学習しやすいものでしたか。 A B C

<2012年度第2学期 最も優れた授業(科目)について>

- ◆ 選択必修・選択科目・配当年次に関係なく、科目名が順に並んでいます。
- ◆ 集中講義は、授業が終了していないため、この一覧に含まれていません。

設問1	今学期に受講した全ての科目の中から、優れた授業と思うもの上位3つに○を付けてください(必修・選択必修・選択は問いません)。
設問2	「授業改善アンケート」実施前・実施後を比べて大きな変化があった科目があれば、その番号と具体的な変化の内容についてお答えください。

科目名が順 (\*他研究科同時開講科目)

No	開講科目名	必修区分	配当年次	担当教員 (下線・太字は代表教員)	受講者数	設問1 優れた授業と思うもの上位3つに○をしてください

以下省略

出典：高等司法研究科アンケート

## 資料 5-1-1-⑥ 優秀教員表彰

## 各種委員会等報告書

会議の名称	高等司法研究科 FD・教育企画委員会														
開催の日時	平成25年2月20日（水）： 持ち回り審議														
開催の場所															
報告者 氏名	松本 和彦	出席者 氏名	石田 剛 久保 大作 松本 和彦												
<p><b>【報告内容】</b></p> <p>1. 平成24年度第2学期の研究科アンケートの集計結果について 別紙アンケートの集計結果について確認した。</p> <p>2. 平成24年度第2学期 優秀教員表彰について 平成24年度第2学期の科目について以下のとおり決定した（科目名50音順）</p> <p>必修科目</p> <table> <tr> <td>会社法応用2</td> <td>久保田安彦</td> </tr> <tr> <td>行政法応用2</td> <td>野呂 充</td> </tr> <tr> <td>民事訴訟法基礎</td> <td>名津井吉裕</td> </tr> </table> <p>選択必修科目等</p> <table> <tr> <td>経済法演習</td> <td>武田 邦宣</td> </tr> <tr> <td>国際取引法</td> <td>高杉 直</td> </tr> <tr> <td>特殊講義A（企業再建の実務）</td> <td>小畑 英一</td> </tr> </table>				会社法応用2	久保田安彦	行政法応用2	野呂 充	民事訴訟法基礎	名津井吉裕	経済法演習	武田 邦宣	国際取引法	高杉 直	特殊講義A（企業再建の実務）	小畑 英一
会社法応用2	久保田安彦														
行政法応用2	野呂 充														
民事訴訟法基礎	名津井吉裕														
経済法演習	武田 邦宣														
国際取引法	高杉 直														
特殊講義A（企業再建の実務）	小畑 英一														

出典：FD・教育企画委員会報告書

回収した授業改善アンケートは、教務係とFD・教育企画委員会で保管し、各授業科目の実施状況について把握し、必要に応じて適切な措置を講じることができよう、情報の収集および管理を行っている。

研究科アンケートは、集計を行い、また自由記載欄の記述内容を教授会で配布し、次年度以降のカリキュラム編成・授業内容の改善に役立てることができるよう、教員間で共有できる仕組みを整えている。教員表彰の基礎となる詳細なデータも教員間で共有している。《別添資料16 研究科アンケート集計結果（24-1）（24-2）》

研究科アンケートの回収率を、直近の平成24年度2学期のデータで見ると、1年次生82.35%、2年次生74.42%、3年次生63.24%となっている。学年が上がるにつれて、微減する傾向にあるものの、3学年の合計値

は、71.81%であり、回収率は良好であるという評価が可能である。《別添資料16 研究科アンケート集計結果(24-1) (24-2)》

その他、意見箱を設置して学生がいつでも意見や提案を行うことができるようにしている。平成20年度から24年度2学期までに計47件の意見が出されている。この他にも、学生が組織する団体である学生委員会の代表者から意見や要望を聴取する機会を毎年設けている。

学生の意見を制度の改善に結びつけた例としては、平成23年度に司法試験選択科目のガイダンスを2年次の履修登録前に行ってほしいとの要望を受けて、教務委員会での検討の上、各授業科目担当教員の協力を得て、科目選択の指針をとりまとめ、掲示・配布する方法により、学生の要望に対応したことが挙げられる。

コンティナー制度（「基準1-1-1に係る状況」の記述を参照）の導入に伴い、平成19年度以降、クラス担任制を廃止し、定期的な学生からの意見聴取はコンタクト・ティーチャーにより行うこととした。例えば平成24年度における「刑法応用」のカリキュラム変更や平成25年度における「民法応用」科目のカリキュラム変更などは、コンタクト・ティーチャーの面談の場で聴取した意見や授業改善アンケートおよび研究科アンケートに記載された学生の要望を尊重しつつ行ったものである。

さらに、平成22年度より、学生、教員、事務職員が自由に参加できる懇談会として、待兼山茶話会（まっちゃ会）を開催することにし、平成22年度は8回、平成23年度以降は年4回開催して、交流を深めている。

## (2) 各授業科目の授業運営方法に関する組織的な把握

本研究科では、担当教員に各授業において学生向けに配布された資料等のすべての提出を求めるほか《資料5-1-1-⑦》、平成23年度以降は、授業終了後に、担当教員がどのような具体的な工夫をしたか、それがどのように奏功したのか、あるいはどのような課題が残されているのかについてコメントを求めることにしている。《資料5-1-1-⑧》このように、FD・教育企画委員会が各教員の教材作成上あるいは授業遂行上の工夫について情報を組織的に収集する体制を整備している。【解釈指針5-1-1-1】 【解釈指針5-1-1-4】

## 資料 5-1-1-⑦ 学生向け資料等の提出依頼文

平成24年7月2日

授業担当責任教員 各位

高等司法研究科長 谷口 勢津夫

平成24年度学生向け資料等の提出について (依頼)

1) 平成24年度第1学期において担当されたすべての科目の授業において、学生に配布・提示したすべての資料を対象とします。

※予習・復習のために配布した資料、レジュメ類

授業中に配布した資料・レジュメ類 等

パワーポイントのスライド (プリントアウトしたもの) など

※なお、確認のための小テスト・小レポートに関する配付物については、別添用紙のコメントの部分で補足的にその実施の目的・方法・効果などについて記載していただくと、FDの参考資料となりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

2) ご提出に際しては、今年度分より以下のとおり変更させていただきますので、ご注意ください。【担当：教務係】

①科目毎に使用された資料等のうち、WebCTに掲載して配布したもの

… WebCT→教員向け教育情報→H24 教材 (評価用) 内の科目毎のフォルダ\*に担当者において再掲載いただく。

(掲載時期については、当該学期終了時まで完了いただければ結構です。)

\*科目毎のフォルダについては、専任および学内教員については、氏名のフォルダ内に科目別のフォルダを作成しております。

ただし、複数で担当の科目および客員教授・非常勤講師担当科目については、直下に掲載しております。

ただし、今年度すでに紙ベースでご準備いただいているものについては、②と同様の取扱いをいたしますので、随時教務係にお届け願ひます。

②授業時に配布した物や研究準備室・教務係を通じて紙媒体で配布したもの

… データで管理されている場合上記と同様に掲載いただくか、CD-ROM・紙媒体での提出でも結構です。教務係でお預かりしたもののについては、PDF データ等に変換し、それぞれのフォルダに掲載します。(ただし、補足1に関わる資料の場合は、その旨ご連絡願ひます。) この場合、掲載時期は教務係が繁忙でない時期に順次作業をおこないます。

※資料は使用された授業回数 (第1回～第15回) が判るようなファイル名にして頂きますようお願いいたします。「H24〇〇法第01回講義資料」「H24〇〇法 レジュメ.01」など (このルールは各自で統一いただければ結構です。)

③科目毎のコメント

… 様式を同送いたしますが、「H24 教材」直下にも掲載しておきますので、当該学期終了後に、必要事項を入力の上、科目毎の専用フォルダに掲載願ひます。

※コメントは①②に分けておりますが、授業の進め方をどのように構想され、そのうえでどのような種類の教材・配付資料等を有機的に組み合わせて、授業を行っておられるかについて、教材を整理するなかで振り返っていただき、効果的だったと思える点、思ったほどの効果がなかった点などを、ざっくばらんに①②毎、あるいはまとめて総括的に書いていただければ結構です。研究科のFDにとって非常に有益な資料となりますので、後日皆さんの参考になるよう集約してご報告したいと思います。

3) 非常勤教員のみが複数で実施している科目につきましては、責任者教員の方がとりまとめて対応いただくようお願い申し上げます。

補足1) 法務省法務総合研究所より提供されました教材は、法務省の許可無しに電子データ化する事が出来ませんので、教材として使用されている場合は、資料をご提出頂く際に該当部分を省いて提出頂きますようお願い申し上げます。

補足2) 授業で教科書のみ使用の場合でも、コメントの掲載はお願いいたします。

補足3) WebCTの科目毎のページについては教務係では取扱権限がないため、教材用フォルダにデータを移行させることが出来ませんので、その旨ご了承願ひます。

出典：学生向け資料等の提出依頼文

資料5-1-1-⑧ 授業担当者による科目ごとのコメント

平成24年度	科目名 _____
第1学期担当者	_____
コメント	
①授業の進め方との関連で、どのような種類の教材（事前指定教科書、事前配付資料・レジュメ、授業中配付した資料・レジュメ。以下同じ）をどのような形で組み合わせたか。 ※たとえば、「関連文献・論文を資料として事前予習用に配布、当日はパワーポイントで事前学習内容の整理と知識の確認、授業中に発展的な関連文献を紹介するために、一部をコピーして追加資料として配付」など	
②実際に上記の教材を授業で活用したときに、作成時に留意・工夫した点について想定通りの効果があったかどうか、なかったとすればどのような点に改善の余地があるかなど。 ※「前回講義した知識を確認するために配付した〇〇の資料は、応答的に授業を進める上で効果的だった」など	
①どのような種類の教材をどのような形で組み合わせたか。	
②作成時に留意・工夫した点について想定通りの効果があったかどうか。	

出典：授業担当者による科目ごとのコメント

(3) 授業見学会の実施

本研究科では、従来から教員が相互に授業を見学する授業見学会を行ってきた。平成22年度までは、毎年10回程度の授業見学会を実施していた。実施にあたっては、授業担当教員が事前に「授業見学会担当教員調査票」を作成し、見学した教員は、授業後に「授業見学会参加教員報告書」を提出し、また、授業担当教員がこれを見て「授業見学会担当教員改善報告書」を提出することにより、相互の授業改善に資するようにした。この取組みにより、平成22年度までに、ほぼすべての教員の授業が見学対象になった。そこで、本研究科のFDは他の教員の授業を「知る」という段階から、優れた方法論を抽出して「学び共有する」という段階への移行を図る時期が来たとの認識から、平成23年度においては見学会を実施せず、FD・教育企画委員会において、授業科目ごとの授業資料の提出と各担当教員のコメントを集約することにより、授業改善に必要なノウハウの蓄積に努めた。【解釈指針5-1-1-1】 【解釈指針5-1-1-2 (1)】

また平成24年度は、1学期に、前年度の研究科アンケートで高く評価された授業を見学対象とする形で見学会を実施した。《資料5-1-1-⑨》 実施にあたっては、必修科目と選択必修科目についてそれぞれ3科目を見学対象とし、見学会に参加した教員には、見学した授業の優れた点や自己の授業の改善点について参考にすべき点を記載した授業見学会参加報告書を提出することを求め、《資料5-1-1-⑩》 提出されたすべての報告書をもとに教員会議を開催し、情報を共有するとともに、授業改善に向けた意見交換を行った。《別添資料17 教員会議報告書》 意見交換の結果については、教員会議の報告書という形でまとめている。

## 資料 5-1-1-⑨ 授業見学会開催要領

高等司法研究科 FD・教育企画委員会

平成24年度1学期 授業見学会開催要領

## 1. 授業見学会の目的

評判のよい授業を見学し、授業の形式や方法等を参考にすることで、自己の授業改善のための手がかりを得る。

## 2. 授業見学会の期間

6月第1週および第2週（6月4日から15日）

## 3. 授業見学会の対象授業（前年度の学生アンケート結果を参考に決定）

必修科目系 憲法基礎2（棟居教授）火4限・L2

憲法応用（松本教授）水2限／水3限・23番

刑事法応用（川端教授）木2限・L3

選択必修科目系 技術知的財産法（オムニバス）水2限・L4

経済法（武田准教授）水1限・L4

労働法基礎（水島教授）水1限・L3

## 4. 授業見学会の想定参加者

L Sの授業担当者（法研・国際公共の所属教員を含む）

期間中、少なくとも1度、対象授業を見学する

所定の報告書（電子データ）を作成し、教務係に送信する

5月28日（月）までに参加を予定している対象授業を教務係まで報告する

（教室のキャパシティの関係で、場合によれば、調整を必要とするため）

## 5. 提出された報告書の扱い方

FD・教育企画委員会でまとめて、教員会議に提出、そして討論に付す

教員会議での討論の結果をさらにFD・教育企画委員会が全体報告書にまとめる

## 6. 教員会議の開催

6月21日（木）の高司教授会に合わせて開催する

授業見学会報告書をまとめたものを資料にし、授業改善をテーマに意見交換を行う

出典：FD・教育企画委員会資料

資料5-1-1-⑩ 授業見学会 参加教員 報告書

- ・報告者名 :
- ・日時 : 年 月 日 時限
- ・科目名 :
- ・担当教員名 :

1. 見学した授業について

見学した授業について、工夫されていると感じた点、参考になると評価された点など、これはよいと思われたことをお書き下さい。

2. 自己の授業の改善点について

見学した授業と比較することによって、自己の授業の改善点が明らかになったと思われた場合、その点を具体的にお書き下さい。

出典：FD・教育企画委員会資料

(4) 教育内容に必要な知見の調査研究（他大学の訪問・授業見学）

本研究科教員は、定期的に、他の法科大学院を訪問し、授業見学や教育方法に関する意見交換を行っている。最近3年間における訪問先および参加者は以下のとおりである。【解釈指針5-1-1-2(3)】

平成22年11月19日に、慶應義塾大学法科大学院において、民事系教員との意見交換会を行った（谷口勢津夫研究科長、下村眞美教授、高原知明特任教授、藤本利一准教授、松井和彦准教授、齋藤由起准教授）。平成22年11月22日に、京都大学法科大学院において授業見学（「民事法応用」[潮見佳男教授]）を行った。（下村眞美教授、武田邦宣准教授、齋藤由起准教授、松井和彦准教授）

平成23年6月9日に、関西大学法科大学院において授業見学（「民事法総合演習」[下村正明教授]）を行った。（下村眞美教授）

平成23年11月29日に、岡山大学法科大学院において授業見学（「刑事実務演習」[吉沢徹准教授]）を行い、クリニック授業の運営方法に関する訪問調査を行った。（下村眞美教授、水谷規男教授、南川博茂特任教授）

平成24年6月18日に、慶應義塾大学法科大学院教務主任と未修者教育の在り方について意見交換を行った。（棟居快行教授、島岡まな教授、松井和彦准教授）

平成24年6月25日に、早稲田大学法科大学院において未修者教育の在り方について意見交換を行った。（棟居快行教授、下村眞美教授、齋藤由起准教授）

平成24年10月30日に、千葉大学大学院における授業見学（「会社法2」[青木浩子教授]）および訪問調査を行った。（松本和彦教授、石田剛教授、久保大作准教授）

平成24年に11月5日に、一橋大学大学院法学研究科における授業見学（「民事法演習Ⅲ」[滝沢昌彦教授]）および訪問調査を行った。（松本和彦教授、南川博茂特任教授、石田剛教授、久保大作准教授）

(5) 教育方法に関する講演会・研修会

教育方法に関する講演会・研修会・シンポジウムとしては、本研究科主催のもの他、法学研究科や全学主催のものを含め、主なものとして、以下のようなものを行っている。《資料5-1-1-⑩》【解釈指針5-1-1-2(2)】

## 資料 5-1-1-⑪ 講演会・研修会開催実績

平成22年1月14日 本研究科主催 講演会

清水浩大阪大学情報科学研究科副研究科長「情報科学研究科におけるFD活動について」

平成22年9月8日、17日 全学FD研修

平成22年12月8日 全学ハラスメント講習会

吉武清實教授（東北大学学生相談所副所長）「アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止—知っておきたいこと—」

角田由紀子弁護士「大学におけるセクハラ防止のために」

平成23年2月10日 法学研究科FD委員会 FD研修

サイバーメディアセンター「講習会 WebCT 初級編」

平成22年3月4日 本研究科ALEC企画 講演会

田炳西氏「韓国における法曹養成制度の改革」

平成23年9月8日 法学研究科FD委員会企画 FD研修

三成賢次教授、三阪佳弘教授、福井康太教授（コーディネータ）「授業のためのパワーポイントの作り方・使い方」

平成23年9月13日、16日 全学FD研修

平成24年2月9日 法学研究科FD委員会、学生支援室

中川晶（「なかかわ中之島クリニック」院長）メンタルヘルス研修

平成24年2月23日 法学研究科法曹養成科研 EUIJ セミナー

ミルヤ・シュトルク氏（ドイツ・ハンブルク大学法学部助手）「ドイツにおける法曹養成と法学教育」

平成24年9月21日、26日 全学FD研修

平成24年9月13日 法学研究科FD委員会 FD研修

酒井高子氏（留学生相談室）「留学生との接し方」

平成24年12月8日 法学研究科法曹養成科研

国際シンポジウム「公的部門における法律専門家—その養成と役割の国際比較—」

平成25年2月14日 法学研究科・高等司法研究科・国際公共政策・知的財産センターFD委員会合同研修

池田忠義氏（東北大学高等教育開発推進センター准教授）「大学におけるアカデミック・ハラスメント問題の理解と対応」

出典：専門職員保管資料

## (6) 教育方法および法律実務に関する知見獲得のための研修

本研究科においては、実務家教員が教育方法に関する知見を得るために、また研究者教員が実務上の知見を得るために、以下のように、(a)～(e)の方法を重層的に活用している。【解釈指針5-1-1-3(1)】

## (a) 法律実務基礎科目・法律基本科目における授業の共同担当

本研究科では、法律基本科目および法律実務基礎科目において、実務家教員と研究者教員が共同で授業を担当し、あるいは研究者教員が実務家教員が担当する授業のコーディネーターを務めるという形で、教育方法および法律実務における相互的な交流を日常的に図っている。（本評価書「第2章 教育内容」参照）

## (b) 授業見学会における相互交流の促進

授業見学会においては、実務家教員が研究者教員の授業を見学することができる一方、研究者教員が実務家教員の授業を見学する機会をも設けている。相互の連携を深めながら、各教員が自己の視野を広げることにより、特に法律実務基礎科目において、研究者教員と実務家教員とが、適切な役割を果たすことができるよう、鋭意工夫を重ねている。

## (c) 司法研修所主催の各種教員研修への参加

平成23年度以降の司法研修所における教員研修への参加状況は以下のとおりである。

平成23年8月18日 教員研修（民事系） 石田剛教授

平成23年9月9日 教員研修（刑事系） 川端伸也特任教授

平成25年1月16日 第66期司法研修所教官派遣講義講師との懇談会 下村眞美教授

(d) 弁護士会主催の各種研修への参加

平成23年度以降の弁護士会主催の各種研修への参加状況は以下のとおりである。

平成23年5月24日 日弁連「平成23年の日弁連「法曹養成過程における実務導入教育の内容・方法についての意見交換会」 川端伸也特任教授

平成23年12月17日 大阪弁護士会との意見交換会 下村眞美教授

平成24年1月16日 日本弁護士連合会三重弁護士会・新規登録弁護士研修 水谷規男教授

平成24年12月7日 大阪弁護士会における第66期第1班の実施状況見学 南川博茂特任教授

平成25年1月16日 司法修習生民事弁護出張講義の見学・講師との懇談会参加 下村眞美教授

平成25年2月14日 大阪弁護士会における第66期第2班の冒頭収集傍聴 川上良特任教授

(e) 実務家教員と研究者教員による共同研究会の実施

民事系科目に関しては、授業担当や授業見学会以外の方法でも、教員相互間で情報および意見の交換を密に行っている。適切なテーマが浮上するたびに、随時下記の(i)および(ii)のような共同研究会を実施している。

【解釈指針5-1-1-3(2)】

(i) 要件事実教育および民事系科目のカリキュラムの在り方を考えるための会合

平成24年9月25日には、大阪大学において、研究者教員と派遣裁判官が要件事実教育に関する合同での勉強会を開催した。(参加者は、高原知明特任教授、平田健治教授、藤本利一教授、石田剛教授、松井和彦准教授、名津井吉裕准教授、武田直大准教授)

さらに、平成25年1月27日、2月16日および3月17日に、大阪地方裁判所において、3回にわたって、裁判官・研究者教員・司法修習生有志で合同の勉強会を行った。その検討結果は裁判実務基礎(民事)の教材作成作業に反映させる予定である。《資料5-1-1-⑫》

## 資料5-1-1-⑫ 大阪地方裁判所 債権法改正勉強会

## 1. 日程

- (1) 第1回 1月27日(日) 午前・午後
- (2) 第2回 2月16日(土) 午前
- (3) 第3回 3月17日(日) 午後(午後2時～午後5時頃)

場所は大阪地方裁判所内

## 2. メンバー

- (1) 修習生(いずれも66期)

竹村友里、寺田悠亮、中野知美(以上23組)、國宗省吾、小林美紀(以上24組)、小瀧優理、永井誠一郎、林祐樹〔和歌山修習〕(以上26組)

- (2) 裁判官有志

森純子(20名)、森鍵一(1名)、高原知明(11名)、松波卓也(9名)

- (3) 研究者教員

藤本利一教授、石田剛教授、松井和彦准教授、武田直大准教授

## 3. 目的

法制審議会民法(債権関係)部会で2月末を目途に取りまとめられる予定である中間試案の各提案のうち、履行障害法を中心とする中核的提案が民事訴訟実務においてどのような意味を持ち、主張整理を中心とする審理判断の在り方にどのようなインパクトを及ぼしうるのかを横断的に検討する。その検討過程において、関係提案による改正後の民法を素材として具体的に考えていくなかで、より柔軟な要件事実の考え方を涵養することも期待される。

…

出典:FD・教育企画委員会資料

## (ii) 教育に関する分野横断的な研究会

民事系科目(民法・民事手続法・商法・会社法)を担当する研究者教員と実務家教員が共同して、民事判例研究会を平成23年度より定期的の実施している。これまでに合計4回開催し、研究教育における連携を一層深めている。開催日程は以下のとおりである。

- |     |                |            |          |
|-----|----------------|------------|----------|
| 第1回 | 2012年2月2日(木)   | 大阪大学豊中総合学館 | 総合セミナー室1 |
| 第2回 | 2012年7月26日(木)  | 〃          | 総合セミナー室1 |
| 第3回 | 2012年12月27日(木) | 〃          | 総合セミナー室2 |
| 第4回 | 2013年4月4日(木)   | 〃          | 総合セミナー室1 |

## 2 特長及び課題等

### 1) 特長

- (1) 授業改善アンケート、研究科アンケートのほかにも、授業改善を意味あるものとするのに不可欠な、学生の意見等の収集を様々な方式や機会を設けて行っている。また優秀授業見学会および教員会議の実施等により、組織的・継続的にFD活動を行っている。FD・教育企画委員会がFD活動に必要な情報を多面的に収集したうえで、教員相互間における情報共有を充実させる取組みを行っている。
- (2) 他大学の授業見学・訪問調査、司法研修所や弁護士会が実施する様々な研修にFD委員を中心に積極的に参加し、教員の授業改善活動への意識を向上させるための工夫を凝らしている。研究者教員が実務研修等に参加することを促し、また実務家教員が教育研修等に参加することを促すために、そのような参加のための費用を研究科で負担することになっている。
- (3) 法律基本科目および法律実務基礎科目において、授業の共同担当、授業見学会における相互見学、更には共同研究会を実施するなどの工夫により、日常的に実務家教員と研究者教員との密接な連携をとるよう心掛けている。

### 2) 課題

特になし。

## 第6章 入学者選抜等

### 1 基準ごとの分析

#### 6-1 入学者受入

##### 基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

（基準6-1-1に係る状況）

本研究科のアドミッション・ポリシーは、学生募集要項に要旨版を、本研究科ホームページに詳細版を掲載し（[http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/introduction\\_admissionpolicy.html](http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/introduction_admissionpolicy.html)）《別添資料15-① アドミッション・ポリシー》、高等司法研究科案内、学内外の説明会等でも繰り返し周知に努めている。周知の状況は、例えば学生募集要項に関しては、《別添資料14-② 学生募集要項配布状況》のとおりであり、実際の受験者数に比して相当多くの部数を配布して適切な周知を行っている。入試説明会については、本研究科単独で実施するものと、他の法科大学院と合同で実施されるものの両方を適切に行っている。《資料6-1-1-①》 また、受験生にとって必須の情報となる【解釈指針11-2-1-1】に定める事項については、本研究科ホームページにおいて公表している。【解釈指針6-1-1-1】

本研究科のアドミッション・ポリシーは、教育理念、それを実現するための教育プログラムや求める学生像を設定したうえで、出身学部等を問わず、広く法曹志望者に門戸を開き、「多面的・総合的評価」による選抜を行い、また、多様な知識と経験を有する学生を確保するために、特に社会人や他学部等出身者について特別選抜を行うことである。これは、「公平性」「開放性」「多様性」の確保を重視するものである。

##### 資料6-1-1-①入試説明会実施状況（平成25年度入試分）

平成24年4月11日	法学既修者向け入試ガイダンス（豊中キャンパス）	参加者数	48名
6月16日	法学未修者・社会人向け入試ガイダンス（豊中キャンパス）	〃	50名
6月24日	新聞社主催の合同説明会への参加（大阪市北区）	〃	24名

出典：教務係保管資料

**基準6-1-2**

**法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。**

（基準6-1-2に係る状況）

入試業務（法学既修者コース入試による法学既修者の設定にかかる業務を含む）の実施体制に関しては、高等司法研究科アドミッション委員会が作成し、教授会において周知している各選抜の実施要領によって、責任体制と業務分担を明確にしている。すなわち、研究科長を総括責任者とし、副研究科長を実施責任者、事務部の事務長を事務実施責任者とすることで、研究科全体で取組む体制を確立している。これにより、開設年度以来、入試の出題や実施に関してミスは生じていない。《別添資料15-③ 本研究科アドミッション委員会内規》《別添資料15-⑤ 平成25年度入学者選抜実施要領関係資料（特別選抜実施要項、一般選抜実施要項）》

**基準6-1-3**

**各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。**

(基準6-1-3に係る状況)

本研究科では、本研究科のアドミッション・ポリシーに照らし、入学者選抜の方法として、適性および能力等を適格かつ客観的に評価するために多面的で総合的に判定する方法をとっている。（「基準6-1-1に係る状況」中の《別添資料15-①アドミッション・ポリシー》を参照）

具体的には、入学定員80名のうち、20名を特別選抜の募集定員、残り60名を一般選抜の募集定員として、多様な知識・経験を有する学生の確保に努めている。両選抜の日程については、試験実施時期が制約されていたため、別日程を確保することが困難であった16年度入試を除き、別個に設定している。

合否判定に用いる要素としては、適性試験の点数、大学(学部)の成績、志望理由書等の書類審査の点数に加えて、特別選抜については、面接の点数、一般選抜については小論文の点数を考慮している。また、面接や小論文試験に関しては、法律知識を問うものではないことを受験者にも周知しており、法学部出身者、あるいは大阪大学出身者を優遇するような措置も取っていない。さらに、各判定要素の配点については、募集要項等であらかじめ公表しており、その配点に従って以上の要素を点数化して、総合的に合否を判定しており、合否判定は多面的かつ客観的に行っている。各判定要素の点数化についても、あらかじめ定めた基準に従って客観的かつ公平に行っている。例えば、《別添資料15-⑥大学成績評価基準》は、大学の成績の点数化の方法であり、《別添資料15-⑦志望理由書採点基準》は、志望理由書等の採点基準である。なお全体の配点については《別添資料14-①平成25年度大阪大学大学院高等司法研究科(法科大学院)学生募集要項》を参照されたい。

本研究科の入学者選抜試験における特徴的な取組みは、社会人・他学部出身者を対象とする特別選抜を設けていることである。特別選抜は、アドミッション・ポリシーに沿って、多様な知識・経験を有する学生を確保するために行うものであり、法学部・法律学科(法学科)以外の学部・学科出身者であるか、3年以上の社会人経験を有するという受験資格の他は、一般の大学院入学資格と同等の受験資格を要求しているのみであり、選抜の公平な機会を確保している。また、特別選抜の実施時期を早めに設定する(第2次選抜試験を9月に実施し、10月に合格発表を行っている)ことにより、社会人であっても、辞職ないし休職して入学後の勉学条件を整えるための時間的猶予を確保できるよう配慮している。(平成17年度以降)《別添資料14-①平成25年度大阪大学大学院高等司法研究科(法科大学院)学生募集要項》

一般選抜においては、一般の大学院入学資格以上の資格を求めておらず、出願資格の点での公平性を確保している(実施時期の点で併願を認めることができなかった16年度入試を除き、特別選抜と一般選抜の併願も認めている)。なお、一般選抜の第2次選抜試験の実施時期についても、近隣国立大学法科大学院の入試日程と競合しないようにすることで、広く志願者一般に受験機会を保障する方針を採用している。このことは、本学出身者が他大学法科大学院を受験する機会を認めているということでもあり、合否判定においても、本学出身者を優遇するような制度は設けていない。(《別添資料15-④H21～H25入学者選抜実施状況》中の出身大学学部別入学者数一覧を参照)【解釈指針6-1-3-1(1)】なお、本研究科においては、入学者に対する寄附募集は行っておらず、【解釈指針6-1-3-1(2)】については該当しない。

身体に障害がある者の受験については、事前に申し出ってもらうことにより、別室での受験、座席の配慮、試験時間の延長、試験問題用紙の拡大などの措置を講じており、このような措置を講じることについては、募集要項にも明示している。【解釈指針6-1-3-1(3)】

**基準6-1-4：重点基準**

**入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。**

(基準6-1-4に係る状況)

本研究科の入学者選抜は、特別選抜と一般選抜の区別に従い、「基準6-1-3に係る状況」で述べたとおりの要素を点数化して行っている。適性試験の結果は、適性試験が判断力、思考力、分析力、表現力を判定する試験であり、法科大学院における高度な法律知識の修得のためには、これらの一般的学力が不可欠であることに鑑み、これを入学者選抜にあたっては配点を多くして重視している（平成19年度から一般選抜においては適性試験の配点を若干下げたが、これは第一次選抜において適性試験のみで合否が決してしまう傾向が見られたためである）。

また、特別選抜の第2次選抜においては面接試験を、一般選抜の第2次選抜においては法学未修者コース志願者には小論文試験を、法学既修者コース志願者には論述式の法律科目試験を行っており、特別選抜においては表現力とコミュニケーション能力を、一般選抜においては論理的思考力、表現力を重視した入学者選抜を行っている。【解釈指針6-1-4-1】この点については、《別添資料15-⑧ 平成25年度入学者選抜試験（特別選抜面接テーマ）（一般選抜試験問題）》を参照されたい。また、各要素の具体的な配点等については、《別添資料14-①平成25年度大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）学生募集要項》も参照されたい。

適性試験の入学最低基準点については、平成25年度入学者選抜から設定しているが、それ以前においても、本研究科では相当の比率で適性試験の点数を各入学者選抜における第一次選抜の段階で考慮していたため、適性試験の点数が極端に低い者が合格したことはない。【解釈指針6-1-4-2】

### 基準6-1-5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準6-1-5に係る状況)

「基準6-1-4に係る状況」で述べた適性試験、面接試験、小論文試験の他に、本研究科の入学者選抜においては、大学(学部)の成績、および志望理由書等の書類審査を合否判定に用いることで、一般選抜においても多様性の確保のための考慮をしている。

大学の成績は、出身学部にかかわらず、学生としてどれだけ真摯に勉学に取り組んだかを示す指標となるため、選抜にあたって考慮している。点数化にあたっては、法学部出身者を優遇する方法はとらず、学部、出身大学を問わないで優、良、可(A、B、C)の数で客観的に点数化する方法をとっている。(その方式については、《別添資料15-⑥ 大学成績評価基準》を参照)

志望理由書については、法科大学院を志望する理由、将来のキャリア・プランを書かせることにより、志願者の問題関心の広さ、深さを判定する資料として考慮している。なお、志望理由書の評価にあたっては、資格、特技、他者の評価(推薦書)などを考慮している。【解釈指針6-1-5-1(1)】 志望理由書の採点に際し、「多様性への寄与」を評価項目としているため、社会人の場合、職業経験等に根ざして書かれる志望理由書や資格等が相対的に高く評価され、他学部・他学科出身者の場合には、異なる分野から法曹を志すに至った動機等が明確に述べられている点が高く評価されることになる。そのため、志望理由書を合否判定の資料とすることが入学者の多様性確保につながっている。《別添資料15-⑦ 志望理由書採点基準》【解釈指針6-1-5-1(2)】

本研究科においては、社会人、他学部・他学科出身者を対象とする特別選抜と上記の多様性確保のための点数化の工夫により、これらの者の入学者に占める割合について3割以上を確保できるように努めている。【解釈指針6-1-5-1(3)】 しかしながら、定員を80名とした平成22年度以降においては、社会人、他学部・他学科出身者の割合が目標としている3割を満たしていない。《資料6-1-5-①》 例年どおり特別選抜において20数名の合格者を出していたが、特に、平成24年度については入学者が激減し、社会人、他学部・他学科出身者の割合が2割を下回ったが、平成25年度においても引き続き特別選抜制度を維持するとともに、一般選抜の法学未修者コースにおいても、社会人、他学部・他学科出身者を確保できるように努力しており、平成25年度入学者においてはその割合は2割を上回った。【解釈指針6-1-5-1(4)】

資料6-1-5-① 入学者選抜実施状況

	①他学部・ 他学科出身者	②社会人	③入学者	①・②の割合
平成21年度	14名	6名(7名)	99名	20.2%(21.2%)
平成22年度	17名	5名(8名)	82名	26.8%(30.5%)
平成23年度	13名	9名(10名)	86名	25.6%(26.7%)
平成24年度	4名	4名(9名)	84名	9.5%(15.5%)
平成25年度	7名	15名(18名)	91名	24.2%(27.5%)

※社会人であり、かつ、他学部等の出身者については、「②社会人」のうちに算入している。なお、ここでいう社会人とは、出願時に3年以上の職歴を有する者をいい、単に職歴がある者という意味でとらえれば、各年度の社会人経験のある入学者数は、やや増加する(( )内の数値)。

出典：教務係保管資料から作成

## 6-2 収容定員と在籍者数

### 基準6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること、また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

(基準6-2-1に係る状況)

本研究科の入学定員は、1学年80名(平成21年度までは100名)であり、総収容定員は、240名である。【解釈指針6-2-1-1】

入学定員を80名に減じた以降の各年度の入学者数は、平成22年度82名、平成23年度86名、平成24年度84名、平成25年度91名であり、予測した以上に合格者のうちの入学手続者が多かった平成25年度を除き、概ね定員を若干上回る程度の入学者数になるよう、過去の合格者の動向を踏まえて、合格者数を設定している。その結果、平成25年5月1日現在の在籍者数は、1年次48名、2年次88名、3年次102名となっており、計238名で、収容定員240名を上回ってはいない。すなわち、各年度の入学者数は入学定員を上回っているものの、法学既修者として入学する者の比率が法学未修者として入学する者よりも高いため、構造的に在籍者数が収容定員を上回することは起こりにくいといえる。《別添資料2-② 学生数の状況(別紙様式2)》

### 基準6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

(基準6-2-2に係る状況)

本研究科の入学定員は、平成21年度までは100名、平成22年度以降は80名である。平成21年度以降の入学者選抜の実施状況は、《資料6-2-2-①》のとおりである。

#### 資料6-2-2-① 入学試験実施状況

##### <特別選抜>

	志願者数	第1次選抜 合格者数	受験者数	最終 合格者数	入学者数
平成21年度	134名	134名(第1次選抜なし)	127名	32名	8名
平成22年度	104名	66名	103名	25名	11名
平成23年度	85名	67名	81名	26名	11名
平成24年度	88名	69名	84名	23名	3名
平成25年度	43名	43名(第1次選抜なし)	40名	17名	11名

##### <一般選抜>

	志願者数	第1次選抜 合格者数	受験者数	最終 合格者数	入学者数
平成21年度	642名	437名	600名	199名	91名
平成22年度	586名	397名	560名	155名	71名
平成23年度	635名	358名	607名	159名	75名
平成24年度	514名	355名	490名	183名	81名
平成25年度	368名	368名(第1次選抜なし)	338名	162名	80名

##### <競争倍率(特別選抜・一般選抜を合わせたもの)>

平成21年度	3.14倍
平成22年度	3.68倍
平成23年度	3.71倍
平成24年度	2.78倍
平成25年度	2.11倍

※「受験者数」は、志願者数から第2次選抜試験の欠席者数を減じた数である。

※「競争倍率」は、合格者に対する受験者数の割合である。

出典：教務係保管資料から作成

本研究科では、「基準6-1-3に係る状況」で述べたように、一般選抜の第二次選抜において他の国立大学法科大学院と日程的に競合しない入試日程をとっているため、受験者が多数見込める反面、合格者のうち相当数が他大学の法科大学院に進むことを理由に入学を辞退することが予測できる。そこで、本研究科では、あらかじめ募集定員の2倍程度の合格者を決定し、辞退者が予測よりも多めに出た場合には、追加合格者を行うことで入学定員どおりの入学手続者を確保するよう努めてきた。その結果、定員を80名とした平成22年度以降でみると、平成22年度82名、平成23年度86名、平成24年度84名、平成25年度91名の入学者となった。平成25年度は、合格者の歩留まり率が従来よりも高かったことから、入学者数が、所定の80名の1.13倍となっている。このことについては、平成25年度の歩留まり率の上昇が平成24年度司法試験において本研究科修了生が過去最高の合格者数となったことを好感した一時的なものであるのかどうかをアドミッション委員会において慎重に検討することを求めており、是正する取組みを行っている。

**基準6-2-3：重点基準**

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

(基準6-2-3に係る状況)

本研究科の入学者選抜における競争倍率は、《資料6-2-2-①》のとおりである。年度ごと、選抜方法ごとのばらつきはあるものの、平成21年度以降、最高で3.71倍(平成23年度)、最低となった平成25年度においても2.11倍となっている。このように、競争倍率が2倍を下回る年度は過去5年間において1回もなく、競争性を確保している。【解釈指針6-2-3-1】

平成22年度からの定員の削減にもかかわらず、専任教員数は従前どおりである。《別添資料2-③ 教員一覧(別紙様式3)》《別添資料2-④ 科目別専任教員数一覧(別紙様式4)》また、修了生の司法試験合格状況においても、合格率が全国平均を下回った年度はなく、法学既修者にあつては累計で7割以上、法学未修者にあつては累計で4割以上の合格実績をあげている。

本研究科は、入学定員の100人から80人への見直しを、すでに、平成22年度から実施している。さらに、過去5年間において、所定の入学定員を充足しつつ、2倍以上の競争率を維持していることや、司法試験の合格状況にも鑑みて、現時点では、入学定員の見直しなど、入学者選抜を変更する必要はないものと考えている。なお、法学未修者の司法試験合格率の向上という課題については、定員の削減とそれに伴う法学未修者の入学者数の減少により、手厚い未修者教育が可能となっており、その取組みの効果を見定めたいと考えているところである。

## 2 特長及び課題等

### 1) 特長

(1) 社会人、他学部・他学科出身者を対象とする特別選抜を実施していることは、多様な人材の確保を目指すアドミッション・ポリシーの具現化である。設立当初に比べればその比率は低下したものの、全国的に他学部・他学科、社会人出身の法科大学院志望者が激減している中でなお、相当の割合の他学部・他学科、社会人出身者を入学者として受け入れている。

(2) 受験機会の保障という観点から、本研究科の入試日程は、他の近隣国立大学法科大学院と本学高等司法研究科の両方を受験できるように配慮して設定している。

### 2) 課題

特になし。

## 第7章 学生の支援体制

### 1 基準ごとの分析

#### 7-1 学習支援

##### 基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準7-1-1に係る状況)

本研究科は、平成22年度より法学研究科と共同で学生支援室を設置し、専門の職員とスペースを確保して、後述する学生に対するキャリア支援、経済的・生活的支援を行うとともに、同室のもとに、高等司法研究科固有の入学前および入学後の学習支援を企画検討実施する学習サポート担当会議（専任教員3名と教務係員1名）を置き、学習支援の体制を整えている。このような体制の下で、以下のような学習支援を行っている。

##### 1. 入学前・入学時・在学中の履修指導全般について

本研究科は、(1) 入学試験の合格者に対する入学前の履修指導、(2) 入学者（法学未修者・法学既修者共通）に対する開講前の履修指導、(3) 在学中の履修指導の3つの段階に分けて、履修指導を行っている。

##### (1) 入学前の履修指導

本研究科ホームページ内に「合格者専用ページ」を開設し（平成17年秋以降）、入学前になすべき自主学習の内容、本研究科の教育体制等を案内している。《資料7-1-1-①》「合格者専用ページ」を通じて、合格者に提供される情報は、《資料7-1-1-②》の通りである。

合格者の中でも、特に法学未修者は、入学後の授業に不安を抱く者が多いことから、入学前の自主的な学習の指針を提示する目的で、1年生担当の必修科目に関して、授業科目ごとに入学予定者が「事前学習」としてなすべきことを説明している。その内容は、入学後の授業を見据えた学習目標の提示、および、自主学習に適した教科書等の文献の適示を主な内容としている。《資料7-1-1-③》

もともと、平成24年度より、法学既修者を対象として、選択科目についても「事前学習」を行うこととした。この取組みは、選択科目の選び方についてアドバイスをしてほしいとの要望が学生から出されたため、平成23年度に在学中の履修指導（後述(3)）として、選択科目の概要や参考文献等を説明したことをきっかけとする。本研究科は、平成23年度の経験を踏まえて、選択科目の選び方等の情報は、入学前の法学既修者にとっても有益と判断して、上記の通り「事前学習」に加えることにした。《資料7-1-1-④》したがって、本研究科では現在、法学未修者と法学既修者を区別した形で入学前の履修指導を行っている。【解釈指針7-1-1-2】

資料7-1-1-① 合格者専用ページ (イメージ)



大阪大学大学院高等司法研究科 (法科大学院)

---

**学習の準備**

**学習の準備 掲載スケジュールについて**

2012/12/06:事務室(教務係)

本サイトでは、以下の予定で学習についてのアドバイス等を行います。(掲載日時・内容については変更となる可能性があります。)

**●1年次科目概要について**  
1年次に配当されている科目について、科目の概要・読んでおくことが望ましい文献などをご案内します。

第1回 12月13日(木)「(1)公法・民法・刑法【未修者(場合によっては既修者にも役立つ)】」  
第2回 12月20日(木)「(2)商法・民訴・刑訴【未修者(場合によっては既修者にも役立つ)】」  
第3回 1月10日(木)「(3)選択科目【未修者(場合によっては既修者にも役立つ)】」

**●事前学習**  
入学までの学習方法について、アドバイス等を掲載します。

第4回 1月17日(木)「法律や判例の読み方・書籍情報【未修者(場合によっては既修者にも役立つ)】」  
第5回 1月24日(木)「憲法①【未修者・既修者】」  
第6回 1月28日(月)「憲法②【未修者・既修者】」  
第7回 1月31日(木)「民法①【未修者】」  
第8回 2月4日(月)「民法②【既修者】」  
第9回 2月7日(木)「刑法①【未修者(場合によっては既修者にも役立つ)】」  
第10回 2月11日(月)「刑法②【既修者】」

**●科目選択の指針**  
司法試験の科目選択の指針となるような情報をお知らせします。

第11回 2月14日(木)「倒産法・税法【既修者】」  
第12回 2月21日(木)「知的財産法・労働法・経済法【既修者】」  
第13回 2月28日(木)「環境法・国際法・国際私法【既修者】」

**●予習課題**  
4月からの授業について、予習課題が課された場合に掲載いたします。(3月中旬以降)

このほかにも、事務からの案内や在校生のメッセージ等を掲載していきますので、定期的にご確認下さい。

▶ 合格者専用HPトップへ

**サイト内検索**

検索

**このサイトについて**

このサイトは合格者専用サイトです。入学までの主な伝達はこのサイトを通じて行いますので定期的にご覧ください。

**更新カレンダー**

◀ 3月2013 ▶

Sun	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

**コンテンツ**

- ALL
- 学習の準備(16)
- キャンパス(4)
- 学生の生活(5)
- オリエンテーション(1)
- 事務室からのお知らせ(8)
- 事前課題(1)

出典：本研究科ホームページ合格者専用ページ

## 資料 7-1-1-② 平成25年度合格者HP掲載記事一覧

平成25年度合格者HP掲載記事一覧(10月23日公開)		
掲載予定日	カテゴリー	タイトル
10月23日(火)	オリエンテーション	合格者のみなさんへ(谷口先生祝辞)
10月23日(火)	事務室からのお知らせ	お問い合わせについて
11月8日(木)	キャンパス	キャンパスはどんなところ?
11月8日(木)	学生の生活	法科大学院生の一(1年生)
11月15日(木)	キャンパス	キャンパスの紹介
11月15日(木)	学生の生活	ロースクールの授業について
11月22日(木)	キャンパス	キャンパス情報(設備面)
11月22日(木)	学生の生活	入学までの学習についてのアドバイス
11月29日(木)	キャンパス	キャンパスの照会(最寄り駅など周辺情報)
12月6日(木)	学習の準備	入学前学習指導 予定表
12月13日(木)	学習の準備	1年次科目概要等について その1
12月13日(木)	事務室からのお知らせ	入学手続き書類発送のお知らせ
12月20日(木)	学習の準備	1年次科目概要等について その2
12月25日(火)	事務室からのお知らせ	【ご案内】待兼山茶話会～新春まっちゃ会～
12月27日(木)	学生の生活	法科大学院生の一(2年生)
12月27日(木)	学生の生活	ロースクールの授業について(その2)
1月10日(木)	学習の準備	1年次科目概要等について その3
1月10日(木)	学生の生活	修了生(仮)から新入生に伝えたいこと
1月11日(金)	事務室からのお知らせ	研究科長レポートについて
1月11日(金)	事務室からのお知らせ	合格者専用ページのIDについて
1月17日(木)	学習の準備	法律や判例の読み方
1月17日(木)	学習の準備	事前学習 書籍情報
1月24日(木)	事務室からのお知らせ	2月実施ALEC企画講演会
1月24日(木)	学習の準備	事前学習 憲法①
1月24日(木)	事務室からのお知らせ	メールマガジンの登録について
1月28日(月)	学習の準備	事前学習 憲法②
1月31日(木)	学習の準備	事前学習 民法①
2月4日(月)	学習の準備	事前学習 民法②
2月7日(木)	学習の準備	事前学習 刑法①
2月11日(月)	学習の準備	事前学習 刑法②
2月14日(木)	学習の準備	科目選択の指針その1 倒産法・税法
2月21日(木)	学習の準備	科目選択の指針その2 知的財産法・労働法・経済法
2月28日(木)	学習の準備	科目選択の指針その3 環境法・国際法・国際私法
3月4日(月)	事務室からのお知らせ	入学前特別講座(スプリングスクール)について
3月7日(木)	事務室からのお知らせ	新入生のためのオリエンテーション・プログラムのお知らせ
3月上旬	事務室からのお知らせ	平成25(2013)年度時間割表の公表
3月14日(木)	学習の準備	事前学習 第1学期開講科目の予習課題①
3月21日(木)	学習の準備	事前学習 第1学期開講科目の予習課題②
3月下旬	事務室からのお知らせ	既修者コースクラス発表について
4月下旬	事務室からのお知らせ	合格者専用ページ サービス終了のお知らせ

出典：教務係保管資料

資料 7-1-1-③ 必修科目に関する事前学習の指示 (合格者専用ページ内)

**事前学習 憲法①**

2013/01/24 : 事務室 (教務係)

今回は、「憲法」の読書案内です。新入生の皆さん、4月からスタートする授業の予習は進んでいるでしょうか。最近の傾向として、法学部以外の学部出身者の場合、1年次の授業についていけなくなり留年を余儀なくされるケースが増えています。また、法学部出身者であっても、生半可な法律知識が仇となり、入学後に伸び悩む場合があります。皆さんがそのような事態に陥らないためにも、入学までに憲法の教科書を使ってしっかり予習しておいてください。

新1年生 (未修者) の皆さんは、入学までに憲法の基本書を1冊通読しておきましょう。代表的な基本書は、芦部信喜・高橋和之補訂『憲法 (第5版) 』(岩波書店・2011年)です。芦部『憲法』でなくてもかまいませんが、いわゆる予備校本ではなく、学者の執筆した憲法の標準的な教科書 (いわゆる基本書) を入学前に通読しておきましょう。憲法の基本書を読んでいて、もし意味のわからない言葉が出てきたら、そのつど法律学辞典等に当たって意味を確認しておくことも大切です。

なお、2013年度は、1年 (未修者) 第1学期に「憲法基礎1」(人権)を開講します。担当者は、鈴木秀美教授です。教科書は、上記の芦部『憲法 (第5版) 』(岩波書店)です。概念の定義や学説の整理にこの教科書を使用します。この他、高橋和之ほか編『憲法判例百選 I・II (第5版) 』(有斐閣・2007年)を副教材とする予定です。

第2学期開講の「憲法基礎2」(統治機構)でも、教科書として上記の芦部『憲法 (第5版) 』(岩波書店)を使用します。

新2年生 (既修者) の第1学期開講「憲法応用」は、松本和彦教授が担当します。第1学期開講「憲法応用」の教科書は、渋谷秀樹・松本和彦他『憲法事例演習教材』(有斐閣・2009年)です。また、上記の芦部『憲法 (第5版) 』(岩波書店)、松井茂記『日本国憲法 (第3版) 』(有斐閣・2007年)、高橋和之ほか編『憲法判例百選 I・II (第5版) 』を参考書として用います。

新2年生の予習として、「憲法応用」の教科書の問題について、手持ちの基本書等を頼りに考えてみることをお勧めします。

出典 : 本研究科ホームページ合格者専用ページ

資料 7-1-1-④ 選択科目に関する事前学習の指示 (合格者専用ページ内)

**事前学習 科目選択の指針 その1**

2013/02/14 : 事務室 (教務係)

司法試験の科目選択の指針となるような情報をお知らせします。  
今回は「倒産法」「税法」です。

●倒産法

「倒産法」は、旧司法試験時代の選択科目「破産法」の時代から、司法試験受験生だけでなく、法学部の学生にとっても、なじみの深い選択科目の一つであった。そして、現在の司法試験においては、選択者の多い選択科目の一つとなっている。平成24年の司法試験では、11,000人あまりの受験者のうち、1,965人が選択し、その選択の割合は、労働法に次ぐ23.6%であった。倒産法は現在においても主要科目の一つである。

「破産法」は、その形式において、破産法という名の法典を意味するものであるが、「倒産法」という法律は存在しない。講学上用いられるこの用語には、破産法に加え、会社法上の清算手続の特別手続 (特別清算) やいわゆる再建型手続を規律する法律 (民事再生法・会社更生法) が含まれる。特に、民事再生法の制定により、再建型手続に関する実務の集積が増し、併せて理論の著しい進展が起こった。このことは、優れた体系書 (伊藤眞『破産法 [第4版補訂版] 』(2006年)) が、その射程を民事再生法へと拡大したこと (同『破産法・民事再生法 [第2版] 』(2009年)) にも反映されている。また、代表的な入門書 (山本和彦『倒産処理法 [第4版] 』(2012年)) では、独立した章として、私的整理や倒産ADR (特定調停法やADR法等) が取りあげられ、「新世界」が示されている。

倒産法を選択するメリットは、財産法 (民法)、組織法 (会社法)、手続法 (民事訴訟法、民事執行・保全法) の理解がより確かなものになる点である。それは、倒産法選択者の司法試験合格率の高さに顕れている (法務省のデータでご確認を!)。また、倒産事件は、労働事件とならび、地域 (都市と地方)、事務所規模 (個人と大規模) を問わず扱われる「実務の基本」である。つまり実務に直結した科目であるということ。それゆえ、本学の倒産法プログラムは、多数の有力な倒産弁護士を組み込んでいる。民事法に強い関心があり、「理論と実務の架橋」を実体験したい方にぜひお勧めしたい。

出典 : 本研究科ホームページ合格者専用ページ

## (2) 開講前の履修指導

入学者に対する履修指導は、開講直前に「新入生オリエンテーション・プログラム」《資料 7-1-1-⑤》を開催し、法学未修者・法学既修者の双方を対象として、本研究科の教育理念・目的の説明とともに、教育課程全般に関するガイダンスを行っている。この通知は、合格者に対し、「合格者専用ページ」を通じて案内している。【解釈指針7-1-1-1】【解釈指針7-1-1-2】

ところで、開講前の履修指導において、本研究科が、法学未修者と法学既修者を区別していないのは、次のような理由による。すなわち、法学既修者は、本学の法学未修者に配当された授業科目の履修を免除され、2年次配当科目から履修を開始する点では、同時入学の法学未修者と異なるものの、履修上留意すべき事項は同じである。本研究科の入試制度上、法学既修者認定に基づき履修を免除される授業科目は、法学既修者に対する入学試験の出題科目と同一である。そのため、法学既修者は、法学未修者と同じ履修指導を受ければ、前年度入学の法学未修者2年生と同様に受講することができる。ただし、(1)で説明した入学前の履修指導では、法学未修者と法学既修者は入学後に受講する予定の授業科目が異なるため、事前学習の内容を区別している。

資料 7-1-1-⑤ 新入生オリエンテーション・プログラム (通知)

**大阪大学大学院高等司法研究科**  
**新入生のためのオリエンテーション・プログラム**  
2013年4月1日(月)

◎受付 9:30～10:00

場所：豊中総合学館4階

受付および資料配布を行います。

◎午前の部 10:00～11:00

場所：豊中総合学館 4階 401講義室

司会：副研究科長 下村 眞美

1. 関係者 挨拶

高等司法研究科長挨拶

谷口勢津夫

法学研究科長からのご挨拶

竹中 浩

大阪大学法曹会長からのご挨拶

的場 悠紀

法学部同窓会長(青雲会長)からのご挨拶

野村 史郎

法学会からのご挨拶

島岡 まな

2. 配布物についての説明・施設紹介等

下村 眞美

◎新入生歓迎パーティー 11:10～12:50

場所：豊中総合学館 4階 402講義室

教員(非常勤講師を含む)・職員の紹介

下村 眞美

教員・上級生を交えての軽食と歓談

司会：アドミッション委員長

島岡 まな

◎午後の部

**法科大学院教育プログラムの概要の紹介 13:00～14:30**

場所：豊中総合学館 4階 401講義室

担当：教務委員長 山下 典孝

内容：クラス編成、履修登録、時間割の説明、その他注意事項等

**「リサーチ&ライティング」授業 14:40～16:00**

場所：サイバーメディアセンター豊中教育研究棟 CALL 第1教室

担当：養老 真一

内容：「リサーチ&ライティング」の第1回目(情報リサーチ部門)

今後の学習で利用する法科大学院研究支援システムの案内をします。

当日お渡しする「大阪大学個人ID」「研究科コンピュータシステムのパスワード」を使用します。

・研究科 パソコン・ネットワークの利用について

・授業支援システム(KOAN、CLE)について

・TKCロー・ライブラリの利用について

※「リサーチ&ライティング1・2」の第1回目として実施しますが、新入生は全員参加してください。

◎教科書販売 16:00～17:00

場所：豊中総合学館 4階 402講義室

シラバスに掲載されている教科書(1年・2年次配当の必修科目分)を出張販売します。

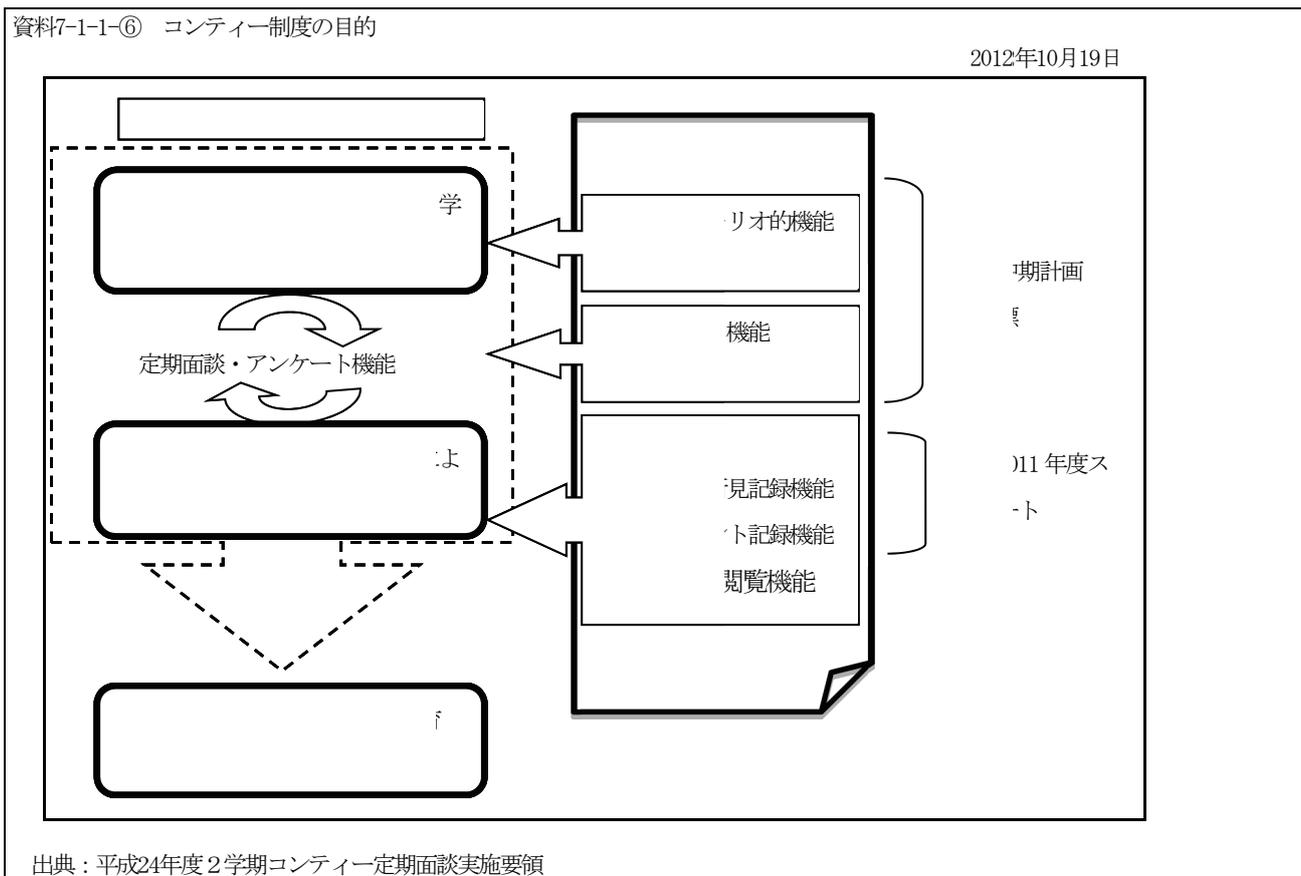
出典：新入生オリエンテーション・プログラム (通知)

(3) 在学中の履修指導

在学中の学生(法学未修者2・3年次、法学既修者3年次)に対しては、《別添資料5 平成25年度学生ハンドブック》を配布して、履修方法等の周知を図っている。これに加えて、次年度の開講科目、成績評価、履修上の重要な変更点に関する情報を、大阪大学学務情報システム(KOAN)の掲示板に掲載するとともに文書で通知している。

2. 在学中の個別の学習相談・助言等

本研究科では、平成18年度に、コンティナー制度を設けており（「基準1-1-1に係る状況」の記述を参照）《資料7-1-1-⑥》、コンタクト・ティーチャーは、毎学期に少なくとも1回は受け持ち学生と面談を行い、その結果得た学生の学習状況等について、Web上の「学生カルテ」に該当するコンタクト・チャートに記録し、教員間で共有できるようにしている。コンタクト・チャートは、入試成績、履修状況、成績表、素点順位、GPA、面談記録、個別コメントを含んでおり、学生指導のための基礎資料となっている。《資料7-1-1-⑦》【解釈指針7-1-1-1】



資料7-1-1-⑦ コンテナーWeb 画面例

基本情報	<b>履修状況</b>	素点成績表	成績情報	入試成績	面談情報
------	-------------	-------	------	------	------

**基本情報**

学籍番号		
氏名		
フリガナ		
学年		
在籍状態		
所属		
担当教員		
性別		
入学時の年齢		
出身大学・学部		
法学既修者or特別選抜区分		
職歴		

**一般コメント**

**最新一般コメント** [履歴](#)

該当の情報が存在しません。

**成績情報**

年目	【学期毎の素点平均点】						【入学時からの通算成績・順位】						留年等の情報
	1学期		2学期		通年		1学期			2学期			
	素点	GPA	素点	GPA	素点	GPA	素点	GPA	順位	素点	GPA	順位	
1年目													
2年目													
3年目													

**素点成績表 (明細)**

科目群	科目	単位	素点	評価	修得期

## 面談情報

法科大学院進学前の学習状況	法科大学院進学以前の法律学の学習の経験は？	
	法律学習歴	
	出身大学・ゼミ等	
法科大学院入試と大阪大学高等司法研究科入試について	法科大学院の入試に向けてどんな準備をしましたか	
	受験した大学と可否を教えてください	
	高等司法研究科の入試のあり方について	
所見記録1	面談・教員会議等実施日	
	所見記入者名	
	面談時の所見	
所見記録2	面談・教員会議等実施日	
	所見記入者名	
	面談時の所見	

出典：コンテナーWeb画面

## 3. 入学時の導入教育およびその後の法学未修者に対する配慮の実施

この点に関しては、(1) 正課授業への橋渡しとしての入学前教育＝「スプリングスクール」の実施と、(2) 法学未修者を対象とした学期中に正課授業のフォローを行うための弁護士アドバイザー制度、の2つの取組みを行っている。

## (1) スプリングスクール

入学前教育については、前述した事前の学習指導に加えて、以下のように平成23年度入学生から、憲法・民法・刑法の3基本科目の導入講座を3月に実施することとした。《資料7-1-1-⑧》内容は各分野について、学習の進め方などのガイダンス的なものからスタートし、1学期の正課授業との関係を意識して、まずは全体像をとらえることに重点を置いている。法学既修者入学生にも受講をできるだけ義務づけ、新入生全体に対する法科大学院教育導入としての役割を持たせている。【解釈指針7-1-1-2】

資料7-1-1-⑧ スプリングスクール実施状況

年度	科目名	講師	期日・コマ数	参加数
平成24年度入学生 対象講座	憲法	甲南大学 丸山敦裕	3/15・16 6コマ	38名
	民法	大阪市立大学 高橋智也	3/22・23 6コマ	35名
	刑法	関西大学 飯島 暢	3/21・26 6コマ	35名
	裁判実務	近畿大学 松山恒昭	3/24・27 4コマ	35名
※裁判実務については、法学既修者新入生を対象				
平成25年度入学生 対象講座	憲法	甲南大学 丸山敦裕	3/14・15 6コマ	62名
	民法	京都大学 佐久間毅	3/27・28 4コマ	66名
	刑法	京都大学 安田拓人	3/13・18 6コマ	68名

出典：教務係保管資料

(2) 弁護士アドバイザー制度

社会人・他学部出身の法学未修者にありがちな躓きに対応するため、社会人・他学部出身者を中心とした法学未修者少人数勉強会グループに、弁護士アドバイザーをチューターとして配置して月1～2回の勉強会を行うなど、特段の配慮を行っている。同チューターによるサポートは希望すれば、修了時まで受けることができるように配慮している。《資料7-1-1-⑨》【解釈指針7-1-1-4】

資料7-1-1-⑨ 法学未修者を中心とする勉強会のサポート実績			
	勉強会グループ数	参加学生数	弁護士アドバイザー数
平成20年度	7	41名	9名
平成21年度	6	37名	8名
平成22年度	5	31名	7名
平成23年度	5	25名	5名
	(追加実施) 9	47名	9名
平成24年度	1学期 7	33名	8名
	2学期 6	27名	6名

出典：教務係保管資料

4. オフィスアワーの実施

本研究科は、個別型（通常オフィスアワー）、受講者型（木曜オフィスアワー1）、応募型（木曜オフィスアワー2）という3つの形態のオフィスアワーを設け、実施にあたっては、その詳細を周知している。【解釈指針7-1-1-3】

(1) 個別型（通常オフィスアワー）

本研究科は、その創設から現在に至るまで、専任教員全員が週1コマ以上、授業時間以外にオフィスアワーを設け、学生の質問等に対応することとしている。各教員のオフィスアワーの時間帯、連絡方法等の一覧は、《別添資料1-① 平成25年授業科目の概要（シラバス）》を通じて周知している。しかし、このオフィスアワーは、各教員の都合に合わせて設定されることが多いため、必修科目の授業時間と重複することも少なくなく、結果的に学生の利用実績が芳しくなかった。

(2) 受講者型（木曜オフィスアワー1）

以上のような問題に対処するため、平成22年度以降、個別型オフィスアワーに加えて、木曜日午後の専任教員の授業が設定されていない時間帯（第3時限～第5時限）に新たな受講者型のオフィスアワー（木曜オフィスアワー1）を設定するとともにその内容を充実させることを決定した。このオフィスアワーは、必修科目の授業担当教員が、当該科目の受講者を対象として行うものであり、1年生、2年生以上、3年生および修了生、と対象者別に3種のオフィスアワーを用意している。《資料7-1-1-⑩》 重複開催による学生の不便を避ける目的で、それぞれのオフィスアワーの実施時間は、教務委員会で集中的に管理し、できる限りの調整をしている。

(3) 応募型（木曜オフィスアワー2）

受講者型の木曜オフィスアワーに加え、期末試験以外にも問題解決型の文書を作成する機会を提供する目的で、平成23年度2学期より、3年生および修了生を対象として応募方式のオフィスアワーを主要法律科目につき各1回程度、試験的に開始している。

なお、木曜午後は、オフィスアワー相互間およびオフィスアワーと非常勤教員の正課授業との間で競合が生じ、すでに窮屈な状態にあるため、再編に向けた検討を開始している。

## 資料7-1-1-⑩ 木曜オフィスアワー実施要領 (通知)

2012/10/02 高等司法研究科

## 高等司法研究科エクステンション・セミナーについて

高等司法研究科では、授業での学修内容を補完し、かつ確実に定着させるために、下記のエクステンション・セミナー（以下ではESと略記します）を実施します。

対象となっている学年の学生諸君は、授業内容の復習に役立てるように、積極的に参加してください。

名称	対象時間	担当者（2学期の科目担当）	
ES-Th 基礎 法律基本科目についてのフォローアップ授業 （1学期は「導入演習」で実施）	1年 木曜 3・4	鈴木（憲法基礎1担当） 高橋（民法基礎3担当） 名津井（民事訴訟法基礎担当） 重井（刑法基礎2担当）	○内容は、授業の進度に合わせ、担当者が決める。詳細については担当者から告知。 例1：判例百選の重要判例について、判旨を長めに読ませた上で、授業での基本論点の学習とリンクさせながら、解説する。 担当学生の報告形式も一部導入する。 例2：前半は基本的事項に関する質問に充て、後半は応用編として事例問題演習の時間とする。など
ES-Th 1 ＝木曜オフィスアワー1	2年生以上 木曜 3・5	各学期開講科目の担当教員	通常のオフィスアワー以外に、各学期開講科目担当教員が、学期中3回程度の授業内容に即した補習・復習セミナーを開催します（ただし、Th 基礎の担当者および1学期に授業のない科目は任意です）。詳細については、担当教員ごとに日程と内容一覧表を別途掲示・配布します。
ES-Th 番外編 ＝木曜オフィスアワー2	3年生、修了生 （実施予定については別途通知） ガイダンス： 10月18日3時 限目	（ガイダンス時に通知）	法律基本科目について、正課の授業でフォローする時間が不足しがちな法律文書起案について、問題解決型の文書作成の「作法」を指導します。2学期については、基本七法について各1回（計7回）を予定しています。詳細については別途通知します。 <b>なお、受講を希望する者は、備え付けの申込書を10月11日（木）15時までに教務係に提出してください。</b>

出典：木曜オフィスアワー実施要領 (通知)

## 5. 各種教育補助者（ティーチング・アシスタント）による学習支援の体制

本研究科は、教育補助者による学生に対する学習支援の体制として、大阪大学全体の規程に基づくティーチング・アシスタント（TA）制度を活用している。《資料7-1-1-⑩》平成24年度に同制度が改正され、従来のTAを、担当する教育業務のレベルに応じて、シニア・ティーチングアシスタント（STA）とジュニア・ティーチング・アシスタント（JTA）に区分するとともに、ティーチング・アシスタントに加え、教育業務を行わず事務的作業のみ担当するスチューデント・アシスタント（SA）の制度を新設している。TAは、教育業務を担当することからその採用条件が厳格であり、業務内容についても事務的作業のみを行わせることはできなかったが、SA制度の新設により教育補助者の柔軟な活用が容易になった。【解釈指針7-1-1-4】

これらの教育補助者のうち、STAは、大学院生が、教員の指導の下、一定の自主性をもって授業を行うことを想定するものであるため、本研究科では採用せず、教育業務を含む教育補助者としては、JTAのみを採用している。本研究科におけるJTAおよびSAの利用状況は、《資料7-1-1-⑫》の通りである。

資料7-1-1-⑩国立大学法人大阪大学ティーチング・アシスタントの受入れに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学（以下「大学」という。）が教育的配慮の下に、大学の学部または大学院に在籍する優秀な学生を、教育支援業務に従事させ、共通教育・学部教育等におけるきめ細かい指導を実現し、教育者としてのトレーニングにより、教育指導能力の育成を図る機会を学生に提供するとともに、これに対する経済的援助を行うことにより、学生の処遇改善の一助とするため、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）の受入れに関する事項について定めることを目的とする。

(TAの種類)

第1条の2 TAは、ジュニア・ティーチング・アシスタント（以下「JTA」という。）とシニア・ティーチング・アシスタント（以下「STA」という。）に区分する。

(業務内容)

第2条 TAの業務は、学部のほか、博士前期課程（修士課程）、生命機能研究科の博士課程（修士課程の修了に相当する要件を満たしていると認められない者を対象とするものに限る。）または高等司法研究科の専門職学位課程において、当該部局等の必要と認める教育活動（事務的・管理的業務を除く。）を支援することとする。

2 JTAは、教員の教育上の指導のもと、前項に定める教育活動における補助的な教育業務を支援することを主たる業務内容とする。

3 STAは、教員の教育上の指導のもと、第1項に定める教育活動における補助的な教育業務を自ら計画・準備して行うことを主たる業務内容とする。

(資格)

第3条 JTAとなることができる者は、修業年限を6年としている学部および学科で5年次以上の学部学生（以下「5年次以上の学部学生」という。）、博士前期課程（修士課程）、高等司法研究科の専門職学位課程または博士後期課程（博士課程）に在籍する優秀な学生とする。

2 STAとなることができる者は、博士後期課程（博士課程（生命機能研究科博士課程においては、修士課程の修了に相当する要件を満たしていると認められた者に限る。））に在籍する優秀な学生のうち、教育・情報室が別に定める要件を満たした者とする。

(選考の基準および方法)

第4条 TAの選考は、当該学生が所属する学部または研究科と十分連携した上で、実施部局の定める基準と方法に従って、これを行う。

(受入れの期間)

第5条 TAの受入れ期間は、1年以内の期間で、個々のTAごとに、これを定める。

(受入れ決定通知書の交付)

第6条 大学が学生をTAとして受入れることを決定した場合には、次の条件に係る事項を記載した受入れ決定通知書を、当該学生に交付する。

- (1) 報酬に関する事項
- (2) 業務に従事すべき場所、時間その他業務の実施に関する事項
- (3) 受入れの期間に関する事項
- (4) 受入れの終了に関する事項

(提出書類)

第7条 TAとなる者は、大学が必要と認める書類を大学に提出しなければならない。

2 前項の書類の提出を怠ったとき、または当該書類に不実の記載があったときは、TAとしての受入れを行わないことがある。

3 第1項の書類の記載事項に変更があったときは、その都度、速やかにこれを大学に届け出なければならない。

(受入れの終了)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日をもって、TAとしての受入れは終了したものとす。

- (1) 受入れの期間が満了したとき 満了日
- (2) TAが死亡したとき 死亡日
- (3) TAが大阪大学の学部または大学院に在籍しなくなったとき 学籍喪失日
- (4) TAが大阪大学の学部または大学院に休学を申し出たとき 休学開始日の前日
- (5) 外国人であるTAの出入国管理および難民認定法（昭和26年政令第319号）に基づく資格外活動許可期間が満了したとき 資格外活動許可満了日
- (6) やむを得ない事由により大学またはTAが受入れの中断を申し出たとき 大学が終了日と認めた日

(報酬)

第9条 JTAの報酬は、次のとおりとする。

(1) 5年次以上の学部学生および博士前期課程（修士課程（生命機能研究科博士課程においては、修士課程の修了に相当する要件を満たしていると認められない者に限る。））または高等司法研究科の専門職学位課程の学生 1時間あたり1,200円

- (2) 博士後期課程（博士課程（生命機能研究科博士課程においては、修士課程の修了に相当する要件を満たしていると認められた者に限る。））の学生 1時間あたり1,300円
- 2 STAの報酬は、1時間あたり1,600円とする。
- 3 前2項の報酬は、大学の財務状況等を勘案し、これを改定することがある。  
(以下、省略)

出典：大阪大学規程集

資料7-1-1-⑫ TA、JTA、SAの利用実績（平成20～24年度）

- ・平成20年度第1学期 TA（以下同じ） 10名（15科目に配置）
- ・平成20年度第2学期 14名（18科目に配置）
- ・平成21年度第1学期 8名（12科目に配置）
- ・平成21年度第2学期 15名（19科目に配置）
- ・平成22年度第1学期 12名（14科目に配置）
- ・平成22年度第2学期 14名（19科目に配置）
- ・平成23年度第1学期 12名（16科目に配置）
- ・平成23年度第2学期 14名（20科目に配置）
- ・平成24年度第1学期 JTA 9名（11科目に配置）、SA 5名（5科目に配置）
- ・平成24年度第2学期 JTA 12名（12科目に配置）、SA 12名（12科目に配置）

出典：教務委員会資料 ティーチング・アシスタント受入れ決定通知

## 7-2 生活支援等

### 基準7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

(基準7-2-1に係る状況)

本研究科は、平成22年度より法学研究科と共同で、学生支援室を設け、これを、専任教員(本研究科教員4名、法学研究科教員3名)と専任の職員1名によって運営することにより、生活支援全般(入学料等の免除、奨学金、学生相談窓口)を行う体制を整えている。このような体制の下で、以下のような学習支援を行っている。《資料7-2-1-①》

資料7-2-1-①「大阪大学大学院高等司法研究科の管理運営に関する内規」

大阪大学大学院高等司法研究科の管理運営に関する内規

第27条 学生支援室は、学生の学習支援、生活相談、就職支援のために必要な事項を審議し、各種相談機関との連携・調整を行う。

2 学生支援室は、青雲会、阪大法曹会、高等司法研究科後援基金等のOB組織との連絡調整を行い、前項の業務の実質化を図る。

出典：別添資料18-② 本研究科の管理運営に関する内規

#### 1. 入学料・授業料の免除・収納猶予、授業料分納の周知

標記の経済的な支援制度のうち、入学料・授業料に関しては全学的な制度として整備している。奨学金(日本学生支援機構およびその他の地方公共団体・民間団体の各種奨学金)は、全学の学生センターで、申請・紹介・周知を行っている。以上の概要および具体的な申請窓口と手続・紹介に関しては、《別添資料5 平成25年度学生ハンドブック 39頁-41頁》に明記し、また、本研究科のホームページ中の概況

([http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/introduction\\_gaikyo.html](http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/introduction_gaikyo.html))部分、全学のホームページ中の学生生活部分(<http://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student>)において、さらに、個別の奨学金の申請時期については、大阪大学学務情報システム(KOAN)の掲示板に掲載することによって周知徹底を図っている。これらについて気軽に相談できる窓口を学生支援室(専任職員1名の常駐)に設けている。【解釈指針7-2-1-1】それぞれの申請に必要な教員の推薦は、「基準7-1-1に係る状況」2.に前述したコンタクト・ティーチャーが担当し、学生に便宜を図っている。

本研究科学生の入学料・授業料免除ないし奨学金採用の実績は、《資料7-2-1-②》《資料7-2-1-③》の通りである。

## 資料7-2-1-②入学料・授業料免除実績

入学料免除		
	申請者数	免除者数
平成20年	9	6
平成21年	6	5
平成22年	8	5
平成23年	15	4
平成24年	9	5

授業料免除				
	申請者数	免除者数	免除者数の内訳	
			全額免除者数	半額免除者数
平成20年	106	80	45	35
平成21年	83	65	32	33
平成22年	65	44	18	26
平成23年	71	66	28	38
平成24年	64	57	32	25

出典：本学学生センター保管資料

## 資料7-2-1-③奨学金採用実績

奨学金採用数							
	日本学生支援機構※ 第1種・第2種重複 採用を含む実数	申請者数	採用者数	採用者数の内訳		その他地方公共団 体・民間の奨学金採 用者数	
				総数	第1種採用者数		第2種採用者数
平成21年	69	69	46	23	6		
平成22年	60	51	41	15	5		
平成23年	50	30	31	11	3		
平成24年	44	43	34	14	1		

出典：本学学生センター保管資料

## 2. 学生生活全般に関わる相談助言体制の整備

本研究科では、全学の相談助言体制を含めて、以下の相談助言体制を整備している。【解釈指針7-2-1-1-2】

## (1) コンティナー制度

「基準7-1-1に係る状況」 2. に前述したコンタクト・ティーチャーは、学習相談のみならず、1. で記載したような各種経済的支援を受けるための推薦書などを作成するなど、学生の研究科で過ごすなかで生じるさまざまなレベルの問題について、もっとも身近な相談窓口としての役割を担っている。さまざまな相談事項やトラブルが生じたときには、コンタクト・ティーチャーとの随時面談の機会等のなかで解決され、そのレベルで解決されない場合には、コンタクト・ティーチャーから運営委員会をはじめとする関係機関に報告・相談され、双方の連携によって解決される仕組みを整えている。

## (2) 学生支援室における相談窓口

記述した学生支援室には、相談受付窓口が設けられており、メール、ファックス等でも相談を受け付ける体制が整えられている。この点については、法学研究科／高等司法研究科合同の学生支援室ホームページ (<http://www.law.osaka-u.ac.jp/support/>) を通じて周知されている。

本室で受けた相談については、《資料7-2-1-④》のような取扱いにしたがって、学生支援室の教員がまず応対し、その相談内容に応じて、適宜その後の応対を決めることとしている。なお、高等司法研究科の学生については、学生支援室が設けられた平成22年度以降、平成24年度の1件の相談実績があるのみである。この点については、本研究科のコンティナー制度が機能していることもその一因であると考えている。

資料7-2-1-④ 学生支援室における相談対応について

6. その他

8月持ち回りにて、学生からの学生相談について、以下のように取り扱うこととした。

- 1) 学生支援室のメンバーで、まずは面談して相談内容を確認する。
- 2) 最初の応対者は、相談者の所属部局に応じた学生支援室のメンバーとする。
- 3) 相談内容について整理して、室に報告して、必要であれば室として次の対応策を決める。

出典：2012年8月2日学生支援室2012年度第1回会議議事録 教授会資料

(3) 全学における相談助言体制

学生支援室の窓口あるいは同室のホームページ (<http://www.law.osaka-u.ac.jp/support/>) を通じて、学生がそうした必要を感じたときに全学の相談助言体制を受けられるように周知徹底している。全学の相談体制の全体像については、大学のホームページの学生生活／生活全般のページ

(<http://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/general>) から各種相談窓口へのアクセス方法が周知されている。学業・進路・人間関係の悩み、カルト団体・悪徳商法に関するトラブル、経済上の問題など学生生活上のさまざまな問題については、全学の「学生生活支援ユニット」、学生の心身に関わる相談については保健センター、セクシャル、アカデミック、パワー等ハラスメントに関しては、ハラスメント相談室が対応するとともに、ハラスメント相談室全学相談員として高等司法研究科教員が1名必ず指定される体制をとっている。以上の関連資料についてはすべて、全学のホームページから入手することができる。

## 7-3 障害のある学生に対する支援

## 基準7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

- (1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。
- (2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準7-3-1に係る状況)

## 1. 研究科内の障害者支援の体制について

障害のある学生への支援に関しては、学習生活面においては教務委員会・教務係、障害に応じた施設・設備の整備、修学上の支援については前述の学生支援室が、それぞれ連携しながら対応する体制を整えている。

身体に障害のある者が本研究科を受験する際には、《資料7-3-1-①》にあるように、受験上の配慮について明示するとともに配慮を申し出てきた場合には、慎重な検討に基づいて積極的に対応してきた。これまで、腕に障害のある学生についてのパソコンによる答案作成の許可（匿名性を確保するために採点はそれを筆写したもので採点）、視覚障害のある学生についての試験時間の延長・最寄り駅への付き添い、下肢障害のある学生に対する座席・椅子・手洗いの配慮などを選抜試験において措置してきた。

## 資料7-3-1-① 平成25年度学生募集要項

## 4-2. 身体に障害がある方の受験上等の配慮について

平成25年度大阪大学大学院高等司法研究科への出願を検討している方の中で、身体に障害があることを理由として、受験上及び修学上の特別の配慮を希望する方については、相談を受け付けておりますので、事前にご連絡ください（連絡先は末尾の「問い合わせ先」を参照してください）。

出典：別添資料14-① 平成25年度大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）学生募集要項

身体に障害のある学生の入学実績は、平成24年度までに1件、平成25年度に2件である。これを例に、支援の実際を紹介すると以下のとおりである。まず、当該学生の入学が予定される段階で、教務委員会・教務係・学生支援室で修学上必要な施設、設備または措置を検討し、それに必要な予算を全学（学生部）に措置を求めて具体化することになる。これにより、平成24年度に入学した視覚に障害のある学生については、通学路に当たる学内キャンパスに街灯の増設を求めるとともに、夜間の通学の付き添いサポートやノートイク補助要員を措置し、平成25年度入学者2名のうち、1名については、その障害に対応した専用椅子を措置した（もう1名については、既存の施設で対応可能である）。

また、修学面では、教務委員会での審議に基づき、24年度入学の視覚に障害のある学生については、通常授業における座席位置の配慮、期末試験等における別室での受験、試験時間の延長および試験問題用紙の拡大の措置をとっている。平成25年度入学の学生については、いずれも通常授業における座席位置の配慮を行っているほか、入学後の状況を見ながら他の必要な対応を検討することとしている。

## 2. 全学の支援体制

全学においては、前述のように、障害のある学生を受け入れた部局が行うさまざまな支援措置に対して予算面での支援が行われる態勢がとられている。

また、全学のキャンパスライフ支援センターに設けられた「障害学生支援ユニット」が、障害に応じた支援について、相談、通学支援、授業を担当する教員や所属部局に対する配慮の要請、支援者の派遣、支援機器の設置・

貸与などさまざまなサービスを提供している。以上、全学のホームページ中の「障害学生支援ユニット」のページを参照のこと。（<http://www.osaka-u.ac.jp/jp/campus/shien/index.html>）

### 3. 施設・設備面での整備状況とその周知

施設面に関して、本学は、障害者が利用できる多目的トイレ、スロープ、エレベーター、車椅子使用者用の駐車スペース等を整備している。本研究科のある豊中キャンパスについては、全学のホームページ中の「豊中キャンパスバリアフリーマップ」において、急な坂道、建物玄関まわりのスロープ（斜面）、車イス用駐車スペース、車イスで出入りできる建物入口、エレベーターの所在地が示されている。同マップについては

（<http://www.osaka-u.ac.jp/ja/access/toyonaka/accessibility>）を参照のこと。

本研究科関係施設の多目的トイレ、エレベーターの利用については《別添資料5 平成25年度学生ハンドブック 38頁、72頁》以下の案内図において明示し、周知している。

## 7-4 職業支援（キャリア支援）

## 基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準7-4-1に係る状況）

本研究科は、本学学生部の下に置かれた「学生部学生・キャリア支援課」と連携しつつ、「基準7-2-1に係る状況」で前述した学生支援室を設け、さらに、そのもとに本研究科固有の就職支援を企画立案実施する学習サポート担当会議を設置し、学生に対するキャリア支援のコア機関としている。学生支援室は、進路や生活上の問題等についての学生からの相談窓口となるとともに、種々のプログラム実行の事務局を担っている。具体的には、以下のような職業支援（キャリア支援）を行っている。《資料7-4-1-①》

資料7-4-1-①大阪大学大学院高等司法研究科の管理運営に関する内規 抜粋

第27条 学生支援室は、学生の学習支援、生活相談、就職支援のために必要な事項を審議し、各種相談機関との連携・調整を行う。  
2 学生支援室は、青雲会、阪大法曹会、高等司法研究科後援基金等のOB組織との連絡調整を行い、前項の業務の実質化を図る。

出典：別添資料18-② 本研究科の管理運営に関する内規

1. キャリア支援に関して、第1に、学生支援室は、法学研究科・同研究科附属連携センターなどと連携して、《資料7-4-1-②》のように、民間企業への就職希望者や公務員志望者に対する説明会を随時実施している。

資料7-4-1-②「民間企業・公務員就職説明会概要」

平成24年度(2012年)前期 法政実務連携センター主催公開講義等一覧

開催日時	公開講義題目	講師名	講師所属	開催場所	主催
4月13日(金) 13時00分～14時30分	公開講義 「日経ベンチャー経営→弁護士。 キャリアと社会貢献に関する一つの考え方」	中村 隆夫氏	鳥飼総合法律事務所 弁護士	基礎工学国際棟シグマホール	法政実務連携センター 学生支援室
4月20日(金) 13時00分～14時30分	公開講義 「社会保障と税の一体改革」	武内 良樹氏	財務省大臣官房参事官	大阪大学会館講堂	法政実務連携センター 高等司法研究科 知的財産センター
4月26日(木) 16時20分～17時30分	公開講義 「日本銀行の機能と業務～リーマンショック、 大震災、欧州債務問題への危機対応を例に～」	菅野 浩之氏	日本銀行大阪支店 営業課長	基礎工学国際棟シグマホール	法政実務連携センター
5月11日(金) 13時00分～14時30分	公開講義 「地方政治と自治体のあり方 ～権本ショックの持つ意味は?～」	高井 章博氏	元三鷹市議会副議長	基礎工学国際棟シグマホール	法政実務連携センター
5月17日(木) 13時00分～14時30分	公務員セミナー 「国家公務員総合職試験面接セミナー」	岡本 登	大阪大学法学研究科教授兼 法政実務連携センター長	基礎工学国際棟セミナー室	法政実務連携センター 学生支援室
5月18日(金) 13時00分～14時30分	公開講義 「食品中の放射性物質に関するリスクについて」	北池 隆氏	内閣府食品安全委員会事務局 勧告広報課長	基礎工学国際棟シグマホール	法政実務連携センター
5月24日(木) 16時20分～17時30分	公開講義 「税務コンプライアンスと我が国の徴税」	菅野 良三氏	大阪国税局長	豊中総合学館(旧文系総合研究棟) 3階301教室	法政実務連携センター 高等司法研究科
6月01日(金) 13時00分～14時30分	公開講義 「中小企業金融円滑化と地域密着型金融について」	小西 昭氏	東海財務局長	基礎工学国際棟シグマホール	法政実務連携センター 高等司法研究科 知的財産センター

平成24年度(2012年)後期 法政実務連携センター主催公開講義等一覧

開催日時	公開講義題目	講師名	講師所属	開催場所	主催
9月14日(金) 13時00分～14時30分	国家公務員総合職試験(法務区分)セミナー ～学内生及び卒業生対象～	岡本 登	大阪大学法学研究科教授兼 法政実務連携センター長	基礎工学国際棟セミナー室	法政実務連携センター 学生支援室
10月12日(金) 13時00分～14時30分 14時40分～16時10分	グループワーク 「いまビジネスで求められる思考力とは?」 ～問題解決に活かすフェルミ推定とフレームワーク～	細谷 功氏	株式会社 コンサルティングフェロー	大阪大学附属図書館図書ホール	法政実務連携センター
10月18日(火) 13時00分～14時30分 14時40分～16時10分	国家公務員総合職 採用内定者懇談会	(法学部) 高原悠輔 (人間科学部) 棚明祐治 浦上晴香	24年度国家公務員総合職採用試験に 合格し、中央省庁に採用が内定した学生	文・法・経研究講義棟2階22番教室	法政実務連携センター
10月22日(月) 14時40分～16時10分	特別公開講義 「政府と憲法」	阪田 雅裕氏	アンダーソン・毛利・友常法律事務所顧問 元内閣法制局長官	基礎工学国際棟シグマホール	法政実務連携センター
10月25日(木) 13時00分～14時30分	公開講義 「金融危機後の国際規制改革」	堀本 善雄氏	プロモントリー・フィナンシャル・ジャパン 専務取締役	基礎工学国際棟シグマホール	法政実務連携センター
11月6日(火) 14時40分～16時10分	税法講演会 「最近の税務行政の課題と対応」	鈴木 孝直氏	大阪国税局課税第一部長	豊中総合学館(旧文系総合研究棟) 3階302教室	高等司法研究科 法政実務連携センター
11月9日(金) 13時00分～14時30分	公開講義 「映画・放送業界の現状と課題」(仮題)	白倉伸一郎氏	東映映画株式会社取締役 映画企画部担当兼企画制作部長 東京撮影所担当	豊中総合学館(旧文系総合研究棟) 4階402教室	法政実務連携センター
11月9日(金) 14時40分～16時10分	公開講義 「メイド・イン・ジャパン 逆襲のシナリオ」 ～世界に通用する日本人になるために～	片岡 利文氏	NHK制作局第1制作センター 経済・社会番組部 専任ディレクター兼解説委員	豊中総合学館(旧文系総合研究棟) 4階402教室	法政実務連携センター
11月16日(金) 14時40分～16時10分	特別講義(学内生向け) 「立法学概論」	阪田 雅裕氏	アンダーソン・毛利・友常法律事務所顧問 元内閣法制局長官	基礎工学国際棟シグマホール	法政実務連携センター
11月22日(木) 13時00分～14時30分	公務員セミナー	岡本 登	大阪大学法学研究科教授兼 法政実務連携センター長	基礎工学国際棟シグマホール	法政実務連携センター 学生支援室 法学会
11月26日(月) 14時40分～16時10分	公開講義 「『就活』としての自治体選挙～選挙の実態と地方政治」	高井 章博氏	元三鷹市議会副議長	基礎工学国際棟シグマホール	法政実務連携センター

(注)平成23年度は前期1回、後期11回の計12回開催。

出典：法学研究科附属法政実務連携センター保管資料

2. 第2に、本研究科では、高等司法研究科固有の学習支援と就職支援を行う「学習サポート担当会議」（「基準7-1-1に関する分析」を参照）を設置し、法科大学院生に向けたキャリア支援を以下のように展開している。

法曹志望の修了生に対するキャリア支援の一環として、平成19年度より本研究科ホームページに、「修了生」専用ページを設け、ユビキタスにアクセスすることを保障しつつ、現役学生との交流、講演会、修了生サポートのための企画授業等の情報とともに、就職に関連する情報を掲示している。《資料7-4-1-③》

資料7-4-1-③修了生専用ページ事項概要

掲載日	カテゴリー	タイトル
4月19日	開催案内	5/31待兼山茶話会～試験後まっちゃ会～
4月26日	受講生募集	木曜オフィスアワーについて
5月28日	依頼	第7回司法試験に関するアンケート(東京弁護士会より)
5月28日	修了生対象求人	独立行政法人「物質・材料研究機構」
5月31日	通知	就職支援システムの既卒者利用について
5月31日	案内	国際分野のスペシャリストを目指す法律家のためのセミナー
6月14日	求人案内	アルバイト募集について(日弁連事務局)
7月5日	案内	TKC-修了生サポートシステム
8月9日	お知らせ	平成24年度11月期司法修習生採用選考要項について
8月9日	開催案内	教育説明会及び平成24年司法試験合格者祝賀会について
8月23日	開催案内	東京三弁護士会 企業内弁護士セミナーについて
8月23日		平成24年度第2学期 聴講生の追加募集について
8月30日	案内	セミナー「国際機関で働く法律家とは？」
9月13日	司法研修所	「平成24年司法試験合格者説明用DVD」の視聴について
9月21日	案内	知財セミナー(知的財産人材育成推進協議会)
9月27日		OULS学習サポート便り
9月30日	求人案内	非常勤職員の公募について(文部科学省研究開発局)
10月11日	案内	日弁連シンポジウム「企業内弁護士の魅力と必要とされる人材」
11月8日		平成25年司法試験受験案内交付について
12月20日	開催案内	1/4待兼山茶話会～新春まっちゃ会～
1月24日		平成25年度聴講生の募集について
1月31日	求人案内	任期付公務員の募集について(総務省関東管区行政評価局)
2月28日	求人案内	非常勤職員(期間業務職員)採用のお知らせ

出典：本研究科ホームページ修了生専用ページ

学生・修了生に対するキャリア支援活動の一つとして、ALEC企画を実施している。ALECは、平成19年度文部科学省の専門職大学院等教育推進プログラム「紛争の予防能力と修復能力を備えた法曹養成プロセスとしての紛争解決に向けて一」の実施組織としてのALECセンター(アドバンスト・リーガルエデュケーション&キャリア)を継承し、学習サポート担当会議が実施している企画名称である。同企画においては、学生および修了生に対し、

それぞれの分野で卓越した外部の講師により、授業では学ぶことのできない新しい知見と、貴重な実務経験を語って頂くことで、学生の知的関心を喚起しつつ、将来のキャリア構想を具現化することを狙いとしている。平成24年度までの実施概要は、《資料7-4-1-④》の通りである。平成25年に入ってから、4月20日（土）に、内田貴氏（法務省民事局参事官・経済関係民刑基本法整備推進本部参与・民法（債権法）改正検討委員会事務局長）を講師として、「民法（債権法）改正と民法の学習」を実施している。また、これまでの講演会の成果をベースとして、キャリア支援のための授業（特殊講義A（リーガル・プロフェッションの最先端））を平成26年度に創設することを現在検討中である。この授業では、実務の最前線に立つ有力な研究者・実務家の経験に学び、将来の自己の法曹像をたしかなものに創造していくことを企図する。「法曹」とは何か、ということをもさに実体験し、そこから得られる知見を「対話」により深化させることを狙いの一つとしている。

資料7-4-1-④ ALEC 講演会実施概要

	日時	場所	講師	題目
2009年度				
1	2010年3月25日(木) 16:00~18:00	大会議室	東島 敏明 (北総合法律事務所) 清端 浩人 (清端公認会計士事務所)	モデルケースで見る会社再建の実務-弁護士の決断と財務諸表からのアプローチ
2010年度				
1	2011年3月1日(火) 16:00~18:00	大会議室	小畑 英一 (LM法律事務所) <コメンテーター> 中西 正 (神戸大学教授)	倒産・事業再生の新たな展開
2	2011年3月23日(水) 15:00~17:00	大会議室	甲斐 史郎 (西村あさひ法律事務所) <コメンテーター> 金 春 (大東文化大学)	国際的なビジネス分野における弁護士業務-中国における経験を中心に-
2011年度				
1	2011年9月28日(水) 16:30~18:00	大会議室	堀野 桂子 (北浜法律事務所・外国法共同事業)	信託の基礎~信託業務の魅力と今後の可能性~
2	2012年2月18日(土) 15:00~17:00	大会議室	佐藤 しほり (金融庁審判官)	ロースクールで学ぶべきこと~実務家を目指す皆さんへのメッセージ~
3	2012年2月29日(水) 18:00~19:30	大会議室	堀内 秀晃 (日本GE株式会社 GEキャピタル) 堀池 薫 (株式会社ゴートン・ブラザーズ・ジャパン)	アメリカのDIPファイナンス~倒産企業への輸血~
2012年度				
1	2012年4月12日(木) 14:40~16:10	LS2教室	山下 輝年 (法務省法務総合研究所国際協力部長)	法曹と法整備支援~何が求められるか~
2	2012年5月2日(水) 15:00~17:00	阪大会館大講堂	吉野 孝義 (大阪地方裁判所長)	法曹を目指す若い諸君に期待するもの
3	2012年6月28日(木) 16:20~17:50	L1教室	藤田 温香 (岩本法律事務所)	ロースクールで学んだことと実務
4	2012年6月16日(土) 13:30~17:00	大阪弁護士会館 920会議室	岡 正晶 (梶谷総合法律事務所) 中井 康之 (堂島法律事務所)	債権法改正ディスカッション
5	2012年7月10日(火) 16:20~17:50	402教室	多比羅 誠 (ひいらぎ総合法律事務所)	倒産法改正の必要性
6	2012年9月18日(火) 16:00~18:00	L2教室	木内 達祥 (木内・谷池法律事務所)	家事事件実務について 離婚事件で残された争点
7	2012年11月1日(木) 16:30~18:30	501教室	山中 健児 (石崎・山中総合法律事務所)	弁護士業務としての労働法実務について-使用者側の立場から-
8	2012年11月22日(木) 18:00~19:30	大会議室	田中 亘 (東京大学社会科学研究所)	会社法の改正 何を・どうして・どのように改めるのか
9	2013年2月6日(水) 15:00~17:00	法経研究棟 大会議室	高木 新二郎 (弁護士・法学博士、野村證券株式会社顧問)	法曹50年
10	2013年2月6日(金) 16:00~18:00	大阪大学 中之島センター 講義室404	福岡 真之介 (西村あさひ法律事務所パートナー弁護士 ・ニューヨーク州弁護士) 采木 俊憲 (西村あさひ法律事務所弁護士)	国際化する日本の法律事務所~アジアを中心として~
11	2013年2月20日(水) 18:00~19:30	法経研究棟3階 L2教室	佐藤 力 (弁護士、法テラス島根)	公設事務所で働くということ

出典：学生支援室（高等司法研究科学習サポート担当会議）資料

3. 本研究科は、阪大法曹会との連携を図りつつ、キャリア支援の充実を図っている。阪大法曹会とは、大阪大学法学部、その他の学部卒業生、大学院修了生およびロースクール修了生で司法試験に合格した者ならびに本研

究科教員により構成される親睦団体であり、毎年度、総会、司法試験合格祝賀会および就職説明会等を実施している。(http://www.seiunkai.net/housoukai/index.html を参照) この団体を通じて、本学OB・OGの法曹との緊密な交流を行い、修了生らとの確固たる紐帯を結んでいる。平成23年10月、本研究科修了生のうち司法試験合格者に対する就職説明会が阪大法曹会によって実施されることとなり《資料7-4-1-⑤》、現在、毎年度ごとに定期的に実施されるようになった。

資料7-4-1-⑤ 阪大法曹会就職説明会案内

平成23年10月24日

緊急企画 今年度司法試験合格者のみなさんへ

阪大法曹会  
会長 弁護士の場悠紀  
事務局長 弁護士 福田健次  
連絡先: 堂島法律事務所

**\*\*\*これからの就職活動に向けて\*\*\***

司法試験合格おめでとうございます。

阪大法曹会では、当会の司法試験合格者の皆さんへ、これからの就職活動に向けて、阪大法科大学院出身の弁護士から、ひとことアドバイスをさせていただく企画を設けました。

皆さんからのご質問に本音で回答してもらうという機会です。

下記の日時にて開催いたしますので、ぜひ一人でも多くの方のご出席をお願いいたします。(本日の合格祝賀会に欠席された方にも、ぜひ伝えて下さい)

この企画が好評でしたら、阪大法曹会の恒例のものにする予定です。

記

平成23年11月4日(金) 午後6時30分から

大阪弁護士会館 1205号室

回答者 大阪大学法科大学院出身の弁護士数名

何かご質問がございましたら、当会事務局長の福田(堂島法律事務所)宛ご連絡下さい。

出典: 阪大法曹会就職説明会案内

4. 本研究科では、前述のコンテナー制度を通じて、進路希望の相談、進路についての疑問や悩みについて、担当教員からのアドバイスが提供される場を設定し、学生にとって有益な場となっている。

## 2 特長及び課題等

### 1) 特長

- (1) 教員を通じた研究科と学生との間のきめ細かなコミュニケーションを確保するためのコンテナー制度、学生支援室と学習サポート担当会議を設置することによって、学生支援全般（学習支援、生活支援、障害者支援、キャリア支援）に関する諸問題を日常的に把握する体制を整えている。さらに、それらを通じて、研究科の支援策、支援についての考え方を学生に対し周知・浸透・理解を求める体制を整えている。
- (2) 支援に関わる諸問題、新たなニーズを把握できる以上の体制を前提に、学生支援室と学習サポート担当会議が核となって、研究科の運営委員会や教務委員会と連携し、日常的に生じうる支援の要請・問題の解決、中長期的な支援政策の企画立案実施を、必要な予算措置を行いながら、責任をもって取組んでいる。以上のように、支援政策に関わる情報の周知・現状の問題把握・改善策の実施と新たな支援の創出、という体制を構築している。

### 2) 課題

特になし。

## 第8章 教員組織

### 1 基準ごとの分析

#### 8-1 教員の資格及び評価

##### 基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

基準1-1-1の冒頭に記述したように、法曹養成の基本理念をふまえた教育目的を実現するために、本研究科の教育課程は次の4つの柱を立てている。①学年毎に段階的かつ完結的な履修を可能にするカリキュラムの設定、②従来の司法修習制度における前期集合修習を意識し、内容面と主体面ともに実務家との密接な協力に基づく実務科目の段階的配置、③幅広い視野と関心および複眼的な視点で人間や社会に対する思索を深めるための授業科目提供と、法曹としての責任・倫理観を陶冶するための「法曹倫理」の必修化、④以上をふまえた上で、社会の多様な法的ニーズに応えられる先端法領域での授業科目提供である。

本研究科は、入学定員が80人で、法科大学院の設置基準により必要とされる専任教員数を上回る24名の専任教員を配置している。(後述「基準8-2-1に係る状況」参照) そのうち、実務家のみなし専任教員は3名である。また、兼担・兼任教員を72名採用している。《資料8-1-1-①》

資料8-1-1-① 教員の配置状況

#### 教員数

(平成25年5月1日現在)

区 分	専 任 教 員					兼担・ 兼任教員
	専	専・他	実・専	実・み	合 計	
教 授	14	0	2 (1)	3 (3)	19 (3)	72
准教授・講師・助教	6	0	0 (0)	0 (0)	6 (0)	

(注) 1. 括弧内は、内数で法曹としての実務の経験を有する者の人数を示す。

2. 「専任教員」欄の「専」は法科大学院のみの専任教員数、「専・他」は法科大学院の専任であり、かつ他の学部・大学院(修士課程)の専任教員である者の数、「実・専」は実務家専任教員数、「実・み」は実務家のみなし専任教員(年間6単位以上の授業を担当し、かつ、法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者)数を示す。なお、准教授1名が長期在外研究のため平成25年度は授業を担当しない。

出典：本研究科ホームページの「概況」欄

専任教員は、まず、本研究科の教育課程における第1の柱(「少人数教育・段階的かつ完結的履修の実現」)に関わって、「基準8-2-3に係る状況」において記載するように、必修科目の78.0%の授業科目を担当しているととともに、実務家経験を持つ教員が加わることで理論と実務を架橋する内容を担保している。また、第2の柱(「理論と実務を架橋する実践的能力の涵養」)に関わって、おもに「法律実務基礎授業科目」についても、

実務経験の豊富な実務家専任教員、実務家みなし専任教員を基準以上の員数で配置し、彼らが中心となって授業科目を担当し、あるいは授業科目に関わる多くの非常勤講師間の連携協力をとりまとめるコーディネーター教員としての役割を果たしている。さらに、第3の柱（「複眼的思考による深く洞察する力と国際性の涵養」）・第4の柱（「現代社会の諸問題へ柔軟に対応する力の涵養」）に関わっては、おもに基礎法学・隣接分野、展開・先端科目分野においても専任教員を多数配置し、これらの専任教員がコーディネーターとしての役割を果たしている。特に展開・先端科目分野においては、本研究科の特色である文理融合分野の授業科目に多くの専任教員が関わり、知的財産法分野をはじめとするビジネスロー分野においても手厚く専任教員を配置している。

また、基礎法学・隣接分野と展開・先端科目分野については、本研究科と教育課程上密接な関係のある法学研究科と国際公共政策研究科による全面的な連携協力関係を得て、多彩な科目配置が可能となっている。

**基準8-1-2：重点基準**

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準8-1-2に係る状況)

実務家のみなし専任教員以外の専任教員については、各教員が1年間の研究、教育、管理運営および社会貢献の活動状況について報告し、それを、毎年「各教員の活動の自己点検」として、本研究科ホームページ ([http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/introduction\\_jikotenken\\_hyouka.html](http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/introduction_jikotenken_hyouka.html)) に掲載している。

専任教員は、《資料8-1-2-①》からわかるように、コンスタントに研究業績をあげている。専任教員が執筆した著書（共著・分担執筆を含む）は、ほぼ毎年20冊であり、これは、教員1人当たり、ほぼ毎年1冊、何らかの形で著書を執筆したことを意味する。また、論文公表数は毎年100本を超えており、これは、教員1人当たり毎年3本以上の論文を公表したことを意味する。

資料8-1-2-① 本研究科専任教員による著書・論文発表数

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
著書	20	35	28	24
論文	113	112	158	118

出典：大阪大学全学基礎データから抽出

また、後述の《資料8-2-4-①》に示すように、実務家教員として、裁判官9年と訟務検事4年の経歴を持つ教員が1名、20年近くに及ぶ企業における知的財産法に関わる法務経験を持つ教員1名が存在し、理論と実務との架橋を意識した教育課程の構築において重要な役割を果たしている。また、実務家のみなし専任教員3名は、いずれも弁護士、裁判官としての十分な実務経験を有している。

以上の専任教員の配置については、《別添資料22 研究科案内 2013～2014 8頁》に記載するとおりであり、これによれば、本研究科の専任教員には、それぞれ専攻分野について、教育上または研究上の業績を有している者、または、高度の技術・技能を有する者を配置している。

なお、【解釈指針8-1-2-1】 【解釈指針8-1-2-2】にかかる算入は行っていない。

**基準8-1-3**

**教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。**

(基準8-1-3に係る状況)

本研究科においては、教員の採用および昇任に関しては、「大阪大学高等司法研究科人事議事規程」《資料8-1-3-①》が定めるように、本研究科教授会の議を経ることが必要である。そして、《別添資料 18-③ 教員の昇任および採用の手続に関する内規》に基づき、昇任と採用を含めた人事が計画的に行われるように、人事計画を策定し、これに基づいて人事を行う体制を整備している。昇任と採用を含めた人事の計画的な実施については、少なくとも10年タームでの人事構成の変化を想定しなければならない。この判断のもとに、本研究科では、研究科長が人事委員会に教員の年齢（特に採用計画については定年）、研究業績、教育活動、学外での活動などを考慮に入れた具体的な人事計画を策定させ、教授会で決定している。

資料8-1-3-① 大阪大学高等司法研究科教授会人事議事規程

第1条 この規程は、大阪大学大学院高等司法研究科教授会（以下「教授会」という。）における教員の人事に関する議事の方式について定めることを目的とする。

第2条 教員の任免、昇任、降任その他の教員の人事に関する事項は、教授会の議を経なければならない。

第3条 教授への昇任および採用に係る人事の決定は、3分の2以上の教授および准教授が出席する教授会において、投票により、有効投票の3分の2以上の多数をもって、これを行う。

2 准教授への昇任および採用に係る人事の決定は、3分の2以上の教授および准教授が出席する教授会において、投票により、有効投票の3分の2以上の多数をもって、これを行う。

3 専任講師への昇任および採用ならびに助手の採用に係る人事の決定は、3分の2以上の教授、准教授および専任講師が出席する教授会において、投票により、有効投票の3分の2以上の多数をもって、これを行う。

第4条 前条の規定は、教授、准教授、専任講師または助教の懲戒に係る人事の承認について準用する。この場合において、同条中「3分の2以上」とあるのは「4分の3以上」と読み替えるものとする。

第5条 第3条の規定は、教授、准教授、専任講師または助教の転任、配置換えおよび解職に係る人事の承認について準用する。この場合において、同条中「3分の2以上」とあるのは「過半数」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年3月1日から施行する。

出典：大阪大学高等司法研究科教授会人事議事規程

そして、採用人事を行う場合には、これまでの教員が担当してきた授業科目に固定して考えるのではなく、本研究科の教育課程上の必要性を十分考慮に入れながら、別の授業科目あるいは新規科目を担当できる能力のある教員の採用人事を進める可能性を含めて検討している。採用にあたっては、上記内規に従って、教員の教育上の指導能力等に関する厳格な審査手続に則って、審査を経た上で決定している。昇任人事を行う際も、その審査手続は、採用の場合と同様、厳格な審査を経て決定している。

いずれの場合においても、まず、3名の審査委員が、対象者についての教育・研究等に関する業績調書と関連業績をもとに、担当授業科目に適合した教育上の指導能力、研究能力等を審査し、審査結果に関する報告書を作成することとなっており、教授会はこれをもとに採否を決定している。《資料8-1-3-②》

兼任教員、兼任教員についても、新規で任用する際に、教授会において、前述した教育・研究等に関する業績

調書に基づいて、担当授業科目に適合した教育上の指導能力、研究能力があることを適切に評価したうえで授業担当の依頼を行っている。

資料8-1-3-② 昇任と採用に関わる審査結果の報告用紙および担当者ひな形		○年○月○日
昇任・採用に係る審査結果の報告要旨および担当者		
候補者氏名 ( )		
		(職) 氏 名
審査委員	主査 副査 副査	
<b>審査結果の要旨</b> 1 研究業績（実務家教員にあつては職歴など）に関する審査結果  2 担当予定科目に関する教育実績ないし教育能力に関する審査結果  3 その他の特記事項（学会・社会における活動実績など）		
大阪大学大学院高等司法研究科		
出典：昇任と採用に関わる審査結果の報告用紙および担当者ひな形		

## 8-2 専任教員の配置及び構成

**基準8-2-1：重点基準**

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

本研究科の専任教員は24名（うち、実務家のみなし専任教員3名）であり、法科大学院の設置基準により必要とされる数以上の専任教員を配置している。《資料8-1-1-①》 専任教員24名のうち、その半数以上である19名が教授である。《資料8-1-1-①》【解釈指針8-2-1-1】【解釈指針8-2-1-2】【解釈指針8-2-1-3】

**基準8-2-2：重点基準**

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準8-2-2に係る状況）

法律基本科目については、《資料8-2-2-①》からわかるように、すべての分野に専任教員（実務家のみなし専任教員を除く）を配置している。これらの専任教員は、「基準8-1-2に係る状況」において記載したように、その業績・経歴から、教育研究上あるいは実務上の技術・技能において高度の能力を有しており、当該授業科目を適切に指導することができる教員である。また、専任教員が担当もしくはコーディネートしている授業科目の割合（専任カバー率）は、商法分野を除き、70%を超えている。商法分野については、専任カバー率は40%であるが、専任教員が担当していない授業科目のほとんどは、本研究科と密接な連携関係のある法学研究科の専任教員が担当している。なお、本研究科の入学定員は80名であるから、【解釈指針8-2-2-1】は該当しない。

資料8-2-2-① 法律基本科目中の専任教員配置数

科目	公法			民事法				刑事法			総合 導入演習（憲法・民法・刑法のオムニバス）
	憲法	行政法	公法総合	民法	商法	民事訴訟法	民事法総合	刑法	刑事訴訟法	刑事法総合	
専任教員数	2名	1名	—	4名	2名	4名	—	2名	2名	—	—
専任カバー率	63.6%（7/11科目）			100% （11/11科目）	42.9% （3/7科目）	87.5% （7/8科目）	100% （1/1科目）	92.83%（13/14科目）			100% （1/1科目）

※専任カバー率＝（専任教員〔みなし専任教員を除く〕が担当もしくはコーディネートしている科目数）÷（全科目数）×100%  
 ※平成25年度開講科目をもとに積算。コーディネート役が専任教員の場合は専任担当科目としてカウントしている。  
 ※民法および刑法の科目数は、「学生ハンドブック」記載の科目数よりも各1科目多い。少人数教育の確保のため、受講登録者数を考慮して、民法応用3および刑法応用2のクラス数を各1クラス増加させたためである。

出典：別添資料2-① 開設授業科目一覧（別紙様式1）と別添資料5 平成25年度学生ハンドブック 16頁-18頁「平成25年度開講科目および担当教員」から作成

**基準8-2-3**

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

(基準8-2-3に係る状況)

「基準8-2-2に係る状況」において記載したように、法律基本科目については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員(専ら実務的側面を担当する教員を除く)を配置している。法律基本科目以外についても、法律実務基礎科目について7名の専任教員、基礎法学・隣接科目について1名の専任教員、展開・先端科目について10名の専任教員を配置している。《資料8-2-3-①》 「基準8-1-1に係る状況」において記載したように、法律実務基礎科目については、本研究科の教育の理念および目標を実現するための第2の柱である「理論と実務を架橋する実践的能力の涵養」のために、実務経験の豊富な実務家専任教員、実務家みなし専任教員を配置し、彼らが中心となって実務基礎科目を担当しているだけでなく、関連する授業科目に関わる非常勤講師間の連携協力をとりまとめるコーディネーター教員としての役割も果たしている。基礎法学・隣接科目、展開・先端科目については、本研究科の教育の理念および目標を実現するための第3の柱である「複眼的思考による深く洞察する力と国際性の涵養」および第4の柱である「現代社会の諸問題へ柔軟に対応する力の涵養」に関わって、専任教員が中心となって授業科目を担当し、あるいはその関連科目に関わる他研究科等の教員とのコーディネーターとしての役割を果たしている。特に展開・先端科目については、本研究科の特色である文理融合分野の授業科目に多くの専任教員を配置している。また、司法試験の選択科目8科目のうち、5科目(倒産法、税法、知的財産法、労働法、環境法)について専任教員を配置している。

このように、専任教員の授業科目別配置のバランスは、本研究科の教育の理念および目標に応じた適正なものであり、かつ、教育上主要と認められる授業科目の多くについては専任教員が担当している。また、本研究科の専任教員の年齢構成は、教授16名のうち、40代6名、50代8名、60代2名であり、准教授5名は30代と40代前半であるから、その年齢構成に著しい偏りはない。【解釈指針8-2-3-1】

資料8-2-3-① 科目別の専任教員数								(平成25年5月1日現在)		
法律基本科目								法律実務 基礎科目	基礎法 学・隣接 科目	展開・先 端科目
憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟 法	刑法	刑事訴訟 法	その他			
2	1	4	2	4	2	2	4	7	1	10

(注) 科目別の延べ人数

出典：本研究科ホームページ「概況」欄

本研究科の教育上主要と認められる授業科目は以下のものである。まず、一般的に法科大学院教育のコアとなる授業科目にあたるものは、法律基本科目(コーポレート・ガバナンスを除く)および必修科目とされている法律実務基礎科目(「法曹倫理」、「裁判実務基礎(民事)」、「裁判実務基礎(刑事)」)である。次に、本研究科の教育目的と理念に照らしてカリキュラム上重要と考えられる授業科目にあたるものは、本研究科が、その教育目的と理念を達成するために設定した履修プログラムである①知的財産権プログラム、②企業関係法プログラム、③起業支援法プログラムのコアとなる科目である。具体的には、①について「知的財産法1」、「知的財産法2」、「技術知的財産法」、「国際知的財産法」、②について、「倒産法基礎1」、「倒産法基礎2」、「倒産法応用」、「民事回収法基礎」、「民事回収法応用」、「企業課税法」、③については、「ベンチャー社会と法」、

「情報法」、「税法1」、「税法2」、「労働法基礎」、「労働法応用」、「ベンチャー法ワークショップ」、「環境法」である（法律基本科目にあたるものを除く）。《別添資料5 平成25年度学生ハンドブック》以上の法科大学院教育のコアとなる授業科目には、法律基本科目の一部および「倒産法応用」を除いて、すべて専任教員が配置されている。

また、法律基本科目53科目（公法系11科目+民法11科目+商法7科目+民事訴訟法8科目+民事法総合1科目+刑事系14科目+導入演習1科目）について、《資料8-2-2-①》からわかるように、43授業科目を専任教員が担当しており、専任カバー率は81.1%である。すべての必修科目50科目については、専任教員が担当もしくはコーディネートしている授業科目は42科目であり、専任カバー率は84.0%となっている。

**基準8-2-4：重点基準**

**基準8-2-1に定める専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。**

(基準8-2-4に係る状況)

基準8-2-1による本研究科の必要専任教員数は16名である。実務家教員は、そのおおむね2割以上の4名であり、本研究科においては、5名配置している。

本研究科の実務家教員は、下表のとおり、いずれも、専攻分野における5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者である。これらの実務家教員5名は、その実務経験を活用するのにふさわしい授業科目を担当している。《資料8-2-4-①》 また、本研究科は、実務家専任教員2名に加え、実務家のみなし専任教員3名も、本研究科教授会の正規の構成員とし、教育課程の編成その他の本研究科の組織の運営について責任を負う者としている。《資料8-2-4-②》【解釈指針8-2-4-1】【解釈指針8-2-4-2】

## 資料8-2-4-① 実務家教員一覧

	実務経験年数	平成25年度担当科目	実務経歴における教育上の特記事項
民事訴訟法分野・実務家・専任教員	裁判官9年 訟務検事4年	民事訴訟法応用2 裁判実務基礎(民事) 法曹倫理 民事回収法基礎 民事回収法応用	裁判所書記官、司法修習生、法務局職員等に対する指導歴(各々、9年、5.5年、4年)
知的財産法分野・実務家・専任教員	知的財産部門に関わる活動歴18年(うち同部門責任者としての勤務6年)	知的財産法演習 ベンチャー社会と法 ベンチャー法ワークショップ	知的財産法についての社内教育経験(18年)知財関係の分野の第一線で活躍。工業所有権審議会臨時委員、弁理士試験考査委員
弁護士・実務家みなし専任教員	弁護士歴36年	法曹倫理	大阪弁護士会弁護士研修委員会副委員長(6年) 同副委員長(3年) 同上綱紀調査員(2年)
弁護士・実務家みなし専任教員	検事32年 弁護士歴6年	刑事法応用	司法研修所教官(3年)
裁判官・実務家みなし専任教員	派遣裁判官、裁判官12年	裁判実務基礎(民事) 模擬裁判(民事)	

出典：別添資料2-① 開設授業科目一覧(別紙様式1)、別添資料5 平成25年度学生ハンドブック16頁-18頁「平成25年度開講科目および担当教員」、平成25年度法科大学院認証評価にかかる「教員業績調査」などから作成

## 資料8-2-4-② 教授会構成員に関する規程

第1条 大阪大学大学院高等司法研究科教授会(以下「教授会」という。)は、大阪大学大学院高等司法研究科(以下「本研究科」という。)に所属する専任の教授、准教授および講師をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、非常勤の実務家教員で研究科が専任と認めた教授、准教授及び講師は、教授会の構成員とする。

3 (略)

出典：別添資料18-① 本研究科規程

**基準8-2-5**

**基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。**

(基準8-2-5に係る状況)

基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員5名のうち、《資料8-2-4-①》に示すように、その3分の2を超える4名は、法曹としての実務の経験を有する者である。

### 8-3 教員の教育研究環境

#### 基準8-3-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準8-3-1に係る状況)

本研究科では、《別添資料2-③ 教員一覧(別紙様式3)》から分かるように、専任教員の授業負担が、本学  
の他研究科および学部の授業を含めて、年間20単位以下となるように努めており、年間30単位を超えて授業を  
負担している教員は存在しない。【解釈指針8-3-1-1】

### 基準8-3-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準8-3-2に係る状況)

本研究科は、専任教員に研究専念期間を与えるため、平成22年度にサバティカル制度を整備した。この新たな制度では、教員に等しく研究専念期間を保障する趣旨で、ポイント制を採用している。この制度により、平成23年度以降、毎年法学研究科と合わせて4名までの教員が半期の研究専念期間が与えられるようにしている。《資料8-3-2-1①》 また、これとは別に准教授の長期在外研究（最長2年）の制度も設けており、平成20年度以降平成24年度までに本研究科所属の2名の准教授が利用した。サバティカルに関しては、同期間に2名が利用している。平成25年度においても1名がサバティカルを、1名の准教授が長期在外研究を行っている。

#### 資料8-3-2-① 法学研究科および高等司法研究科サバティカル制度に関する申し合わせ

##### 1. 申し合わせの趣旨

この申し合わせは、国立大学法人大阪大学サバティカル制度に関する指針第6条第2項に基づき、大阪大学大学院法学研究科（以下「法学研究科」という。）および大学院高等司法研究科（以下「高等司法研究科」という。）におけるサバティカル制度の実施に関し、必要な事項について定める。

##### 2. 定義

本申し合わせにいうサバティカル制度とは、教員の教育研究能力の向上を目的として、教育および管理運営業務（主として学内委員会、部局内委員会、入試関連業務等）を免除することにより、教員に自己研鑽等の機会を提供する制度をいうものとする。

##### 3. 利用資格等

(1) サバティカル制度を利用することができる者は、法学研究科または高等司法研究科の教授、准教授および講師（ただし、特任教員を除く。）であって、次の各号すべてに該当する者とする。

① 法学研究科または高等司法研究科に5年以上在職した者

② サバティカル期間終了後、常勤職員として6か月以上勤務できる者

(2) 研究科長は、任期期間中に、サバティカル制度を利用することができない。

##### 4. 期間および人数

(1) サバティカル制度の利用期間は、1回につき6か月とする。

(2) サバティカル制度の利用人数は、各学期2名を標準とする。

##### 5. 活動場所

サバティカル制度の利用者は、サバティカル制度の利用期間中は、学内外・国内外の区別を問わず、任意の場所で自己研鑽を行うことができる。ただし、本来の勤務場所を離れてサバティカル制度を利用する場合は、就業規則等に定める所定の手続を行わなければならない。

##### 6. 利用者の選考基準

(1) サバティカル制度の利用者は、7. に定めるサバティカル・ポイントを基準として選考する。

(2) 研究推進室は、原則として第一学期終了後に、当該年度末にサバティカル・ポイントが最上位となる者から順に、次年度のサバティカル制度の利用の意思と利用希望学期を確認し、4名の利用候補者リストを作成して計画室に送付する。利用を希望しないポイント上位者については、次年度以降の利用予定を聴取し、10. に定めるサバティカル・ポイント表に記載する。利用を希望する同点者が5名以上いる場合には、研究推進室は、同点者リストを作成して計画室に送付する。

(3) 計画室は、サバティカル制度の利用候補者を選考し、当該候補者の所属する教授会に付議する。研究推進室から同点者リストが送付された場合には、利用希望者の教育、研究実績、管理運営業務への貢献度等を総合的に考慮して選考を行う。サバティカル制度の利用者の決定等は教授会が行う。

##### 7. サバティカル・ポイントの計算方法

(1) サバティカル・ポイントは、2004年度以降に、法学研究科または高等司法研究科において勤務した年数（休暇期間を除く。）を基準として、1年間につき1点を加算する。

(2) 研究科長の業務に従事した場合には、1年間につき1点を加算する。

(3) サバティカル制度を利用した場合には、1回につき6点を減算する。

(4) 准教授の長期在外研修申し合わせに基づく在外研究または外部資金等による在外研究（2004年度以降に限る。）を6か月以上行った場合には、原則として1か月につき1点を減算する。ただし、6か月を超える在外研究機関のうち、計画室が教育および管理運営業

務に支障を生じなかったと認める期間については、減算対象から除外することができる。

(5)前2項の減算をする場合において、サバティカル・ポイントの下限は0点とする。

#### 8. 研究科として講ずべき措置

法学研究科および高等司法研究科は、授業負担等によりサバティカル制度を利用できない教員がでないようするため、非常勤講師の手当て等の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 9. 利用計画書および成果報告書の提出

(1)サバティカル制度の利用者は、別に定める利用計画書を予め計画室に提出しなければならない。

(2)サバティカル制度の利用者は、サバティカル期間終了後1か月以内に、別に定める成果報告書を計画室に提出しなければならない。

#### 10. サバティカル・ポイント表の作成

研究推進室は、サバティカル・ポイント表を作成し、教員の閲覧に供するものとする。サバティカル・ポイント表は、毎年度末にこれを更新する。

#### 附則

1 この申し合わせは、平成23年4月1日から施行する。

2 サバティカル制度に関する申し合わせ（法学研究科・高等司法研究科共通）は、廃止する。

3 平成23年度のサバティカル制度の利用者については、この申し合わせの趣旨に従い、別途決定する。

出典：法学研究科および高等司法研究科サバティカル制度に関する申し合わせ

**基準8-3-3**

**法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。**

(基準8-3-3に係る状況)

本学は、教員の職務を補助する制度として、「基準7-1-1に係る状況」において記載したように、SA（ステューデント・アシスタント）制度、JTA（ジュニア・ティーチング・アシスタント）制度およびSTA（シニア・ティーチング・アシスタント）制度を設けており、本研究科は、特にSA制度およびJTA制度を活用している。また、教育上および研究上必要な法情報（文献、法令・判例など）に関して、「基準10-1-1に係る状況」において記載するように、本研究科と法学研究科が共同で管理運営する資料室に、法情報調査・収集に関する専門的能力を備えた常勤職員を4名配置している。さらに、教育・研究に関する事務的補助作業に関して、本研究科と法学研究科が共同で管理運営する研究準備室に、文献複写、教材作成等に関する補助作業を行う非常勤職員を2名配置している。

## 2 特長及び課題等

### 1) 特長

- (1) 法科大学院の設置基準により必要とされる数を大きく上回る数の専任教員を、本研究科の教育の理念および目標に応じて適正に配置しており、教育上主要と認められる授業科目の多くを専任教員が担当している。
- (2) 専任教員のうちで、高度の実務の能力を有する者が5名おり、それらの者はその実務経験を活用するのにふさわしい授業科目を担当している。

### 2) 課題

特になし。

## 第9章 管理運営等

### 1 基準ごとの分析

#### 9-1 管理運営の独自性

##### 基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

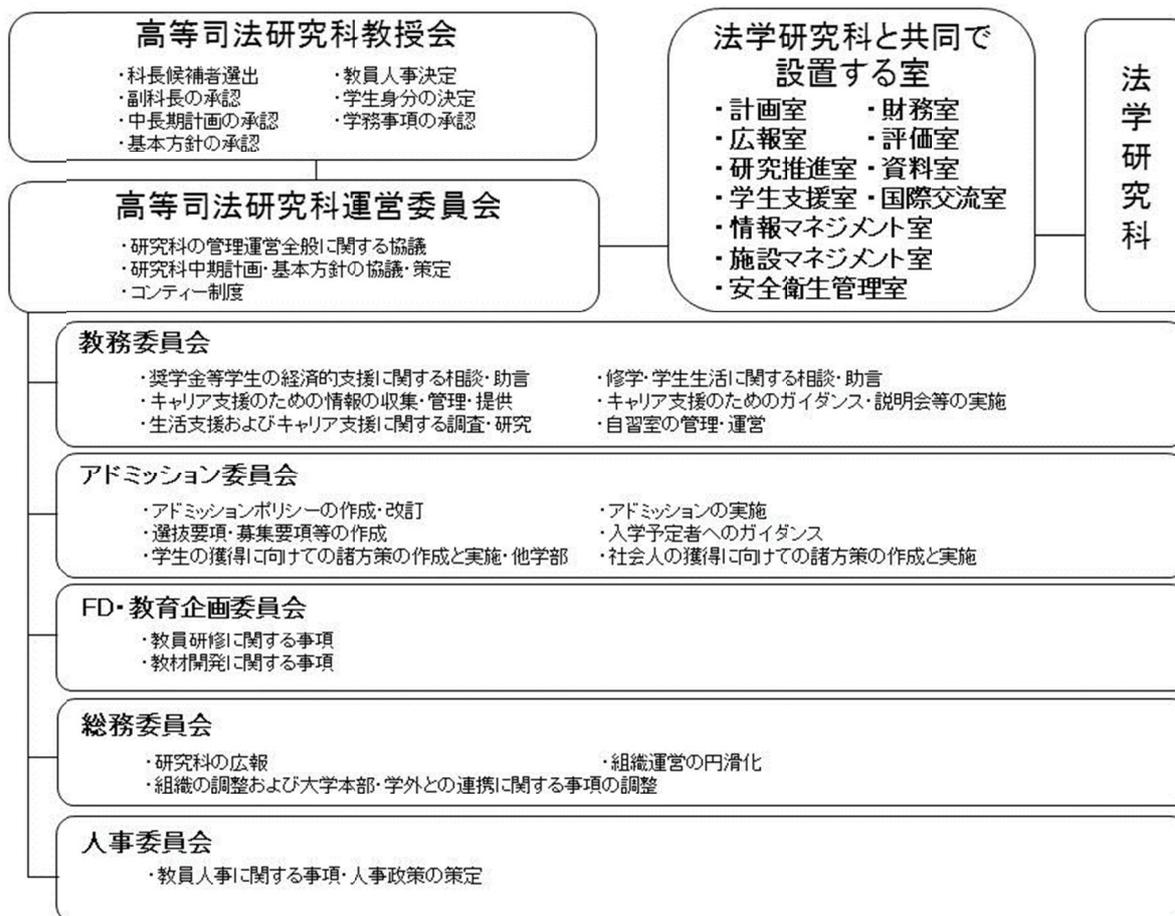
「I 現況及び特徴」にも記載したように、本研究科は、法科大学院設置の理念に基づいて、独自の運営の仕組みを構築するために、独立の研究科として設立された。その理由は、専門職大学院としての教育の独自性を発揮するためには、法科大学院の運営についても、高度な独自性が必要であるからである。

こうした趣旨に沿って、本研究科の運営に関する重要事項を審議・決定する会議として高等司法研究科教授会を設け、本研究科所属の専任教員全員がその構成員となっている。【解釈指針9-1-1-2】 教授会は、①研究科長の選出、②副研究科長の指名の承認、③研究科長の解任、④中期計画案、年度計画案および予算案の承認、⑤決算の承認、⑥人事計画案の承認、⑦教員の人事に関する決定、⑧学生の身分に関する決定、⑨カリキュラム、開講科目、担当教員その他の学務に関する事項の承認について、審議し決定する。【解釈指針9-1-1-1】

教授会決定に基づく業務の執行ないし管理運営に関する協議を行うため、研究科長、2名の副研究科長および教授会構成員の中から研究科長が任命する若干名の委員をもって組織する運営委員会を設置し、運営委員会が中心となって業務の執行にあたっている。運営委員会の下には、研究科内の委員会を設け、さらに法学研究科と共同で設置する「室」を置いている。（平成22年度以降）研究科内の委員会としては、教務委員会（委員長が運営委員を兼任）、FD・教育企画委員会（同）、アドミッション委員会（同）、総務委員会（同）、人事委員会（研究科長および副研究科長で構成）を置いており、「室」としては、計画室、財務室、広報室、評価室、研究推進室、資料室、情報マネジメント室、学生支援室、国際交流室、施設マネジメント室、安全衛生管理室を置いている。各委員会および室の所管事項にかかる決定や報告は、上記の運営委員会で取り上げ、その検討を経た上で教授会に諮っている。なお、各種委員会は、管理運営部門と学務部門に二分して、副科長2名が分担して受け持つ体制となっている。【解釈指針9-1-1-3】

本研究科の組織の全体は、《資料9-1-1-①》の組織図に示すとおりである。

資料9-1-1-① 平成25年度高等司法研究科組織図



出典：別添資料18-② 本研究科の管理運営に関する内規に基づき作成

**基準9-1-2**

**法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。**

(基準9-1-2に係る状況)

本研究科の事務体制は、法学研究科と本研究科を担当する事務部に事務長、専門職員2名、庶務係5名、会計係6名を置き、教務事項に関しては法学研究科教務係（5名）とは別に、高等司法研究科教務係5名を置いている。

このうち、庶務係は、教授会の運営等およびその他庶務・人事等に関する業務を担当し、会計係は、予算要求、施設・設備管理、物品購入等の業務を担当している。専門職員は、1名が高等司法研究科事務を担当し、1名が学生支援事務を担当している。高等司法研究科事務担当専門職員の下に事務補佐員1名を配置している。

法科大学院における教学の円滑な運営のために、高等司法研究科には独自の教務係を配置している。教務係においては、所掌事項を、入試関係、教務関係、学生生活サポート関係、修了生サポート関係、FD関係、その他に分け、取り扱う業務の特殊性や情報の重要性に鑑みて、それぞれの業務に担当者を配置している。《資料9-1-2-①》 このことよって、係全体の業務バランスを考慮しながら、全体を俯瞰した上で効率よく業務を行いうる体制を整備している。

資料9-1-2-①高等司法研究科教務係の事務分担

高等司法研究科教務係		
係長 A 係総括 (高)教授会、教務委員会 アドミッション委員会 学生サポート担当会議 入学試験全般 成績評価、規程改正 自習室等施設管理 再チャレンジプログラム エクステンション・セミナー	事務職員 B 教務委員会、時間割、シラバス、成績表、CONTEA 関係、教室などの授業開講関係、広報(入試・ 教務関係)、IT 依頼業務の調整、合格祝賀会	事務補佐員 C 期末試験関係、修了生関係、聴講生 関係、非常勤講師関係、研究科アン ケート、司法試験関係、TKC・WebCT 関係
	事務補佐員 D 学生異動、入試関係、FD 関係、進級・修了判 定、みなし専任教員の出勤簿管理等、資料作 成(学校基本調査、学生数調査、全学基礎デ ータ、成績分布作成・etc)	事務補佐員 E エクスターンシップ、期末筆記試験 答案回収・返却、講評書とりまとめ、 TA 関係、授業改善アンケート

出典：法学研究科・高等司法研究科事務部職務分担表・匿名化

**基準9-1-3**

**法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。**

(基準9-1-3に係る状況)

本研究科における教育活動等は、主として運営費交付金によってまかなわれている。運営費交付金の配分基準において、高等司法研究科については、文科系大学院ではなく、理科系大学院と同等の学生積算基準単価が採用されている。国立大学法人大阪大学は、法科大学院としての本研究科における教育活動を適切に実施するために、適宜、文部科学省に対して概算要求を行うとともに、大学として措置された教員留保ポスト（5名分）を配置することなどにより、本研究科の教育研究体制を支えている。運営費交付金（平成24年度：71,053千円）については、学生定員の削減等も相まって、設立当初と比較すると相当減額されているが、大阪大学では、予算の配分について、本研究科の意見を聴取する適切な機会（総長ヒアリング等）を設けたうえで（《別添資料19-③ 総長ヒアリング日程》参照）、本研究科の教育活動を実施するために必要な経費を負担している。《別添資料19-② 大学基盤推進経費等一覧》【解釈指針9-1-3-1】

国立大学法人大阪大学は、本研究科において生じる収入またはその運営のために提供された資金等について、本研究科の教育活動等の維持および向上を図るために使用することができるように配慮している。例えば、派遣検察官・裁判官等の実務家が非常勤教員として教育を担当するための費用（平成24年度：3,700千円）については、大学の教育研究等重点推進経費により、通常配分される運営費交付金とは別に確保されている。

また、既存の法学研究科に所属する多くの教員が本研究科の教育にあたるほか、法曹界の第一線で活躍する多くの実務家教員が非常勤講師として教育を担当しており、その予算は配分された運営費交付金の中から部局が負担することとされているものの、本研究科に配分されている上記の運営費交付金中から支出可能な額に留まっている。（平成24年度実績は、5,855千円）

さらに、実務家の特任教授の件費（平成24年度：6,719千円）も別途措置されており、法曹界の第一線で活躍する実務家教員が教育だけでなく、教授会の構成員となって運営に参画することを可能にしている。

その他、本研究科では、教育活動等の充実のため、運営費交付金以外の財源も確保しつつ積極的な教育活動を展開している。そのような取組みの例として、文部科学省大学改革推進等補助金（専門職大学院等教育推進プログラム）により関係する業界団体等と積極的に連携し、各分野の人材ニーズに即した教育の質の向上に寄与する先導的な取組（平成20年度20,000千円）、文部科学省社会人教育支援経費（再チャレンジ経費）による、社会人学生等の教育の質の向上のための事業（平成20年度～平成24年度、平成24年度：7,820千円）を挙げることができる。

また、大阪大学では外部から寄附金を受け入れる大阪大学未来基金を設けており、その分野の一部に法学系の教育研究活動援助のための青雲教育研究事業（法学部・法学研究科・高等司法研究科教育研究事業）がある。その中で、年間百数十万円を運用できることになっている。科学研究費補助金の間接経費（平成24年度部局留保3,381千円）についても、研究推進のための事務補佐員の件費等として、研究活動の充実のために活用している。

以上についてはさらに、《別添資料19-① 予算・決算に関する資料》《別添資料19-④ 大学改革推進等補助金交付決定通知書》を参照されたい。

## 2 特長及び課題等

### 1) 特長

- (1) 運営費交付金の配分基準において、高等司法研究科については、文科系大学院ではなく、理科系大学院と同等の学生積算基準単価が採用されている。
- (2) 法科大学院教育の改善のために、運営費交付金以外の資金を積極的に獲得し、活用している。

### 2) 課題

特になし。

## 第10章 施設、設備及び図書館等

### 1 基準ごとの分析

#### 10-1 施設、設備及び図書館等

##### 基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。

(基準10-1-1に係る状況)

##### 1. 教室

平成20年度に整備された豊中キャンパス内の豊中総合学館（コモンホール）が、本研究科の教育のために利用される主要な校舎であり、本研究科が所管する講義室として、L3（収容人数：72人、面積：101㎡）・L4（収容人数：54人、面積：78㎡）・L5（収容人数：48人、面積：75㎡）・L6（収容人数：54人、面積：78㎡）・L7（収容人数：54人、面積：78㎡）および模擬法廷（収容人数：102人、面積：171㎡）がある。さらに、同建物内の、全学教育推進機構が所管する301（収容人数：247人、面積：285㎡）・302（収容人数：247人、面積：285㎡）・401（収容人数：240人、面積：285㎡）・402（収容人数：252人、面積：285㎡）・501（収容人数：120人、面積：171㎡）講義室も利用可能である。演習室としては、法学研究科が所管する総合セミナー室1（収容人数：20人、面積：49㎡）・同2（収容人数：20人、面積：49㎡）、本研究科が所管する同3（収容人数：20人、面積：49㎡）をいずれも利用できる。

その他、豊中総合学館に隣接する複数の校舎内の教室が、授業等のために利用できる。法経研究棟のL1・L2講義室（収容人数：42・48人）、セミナー室A・C・D（収容人数：23・30・30人）、コミュニケーションラボラトリー（収容人数：18人）、文法経講義棟の22・23・42講義室（収容人数：78・78・183人）、同H・I・G演習室（収容人数：20・20・30人）、法経講義棟第2番・第3番講義室（収容人数：207・207人）、F演習室（収容人数：18人）、文法経本館のセミナー室B（収容人数：22人）である。豊中キャンパス以外では、大阪市中心部の中之島センター内の講義室を、サテライト講義室として利用できる。《別添資料24-① 建物配置図、講義室設備、中之島レイアウト（講義室等）》、《別添資料24-② 豊中総合学館における高等司法研究科施設概要、豊中総合学館間取、豊中総合学館（各階平面図）》

本研究科では基本的に少人数で授業を行うことを考慮すると、特に豊中総合学館の新設により、授業の効果的な実施のために十分な規模および数の教室を確保できている。

本研究科の授業で使用する教室のほとんどは、ネットワーク接続口やプロジェクタを備えており、マルチメディアプレゼンテーションを利用した授業を行うことができる体制にある。また、インターネットを利用したテレビ会議システムを設置し、中之島センターなどの遠隔地からの講義にも対応している

また、学生が無線LANを使用出来る環境が、豊中総合学館のL3・L4・L5・L6・L7講義室、総合セミナー室1・2・3、法経研究棟のL2講義室、セミナー室Aについて整備されている。ちなみに、教員から学生への講義資料の配布、情報伝達等は、CLEシステムとKOANシステムによりインターネットを通じて行うことが可能である。【解釈指針10-1-1-1】

##### 2. 自習室

自習室として、豊中総合学館6階、7階に、院生研究室L1（収容人数：85人、面積：171㎡）、L2（収容人数：85人、面積：171㎡）、L3（収容人数：85人、面積：171㎡）、L4（収容人数：85人、面積：171㎡）がある。席数は合計して340席であり、在籍者全員に座席を確保している。利用形態はすべて固定席であり、在籍者全員に座席を指定するとともに、修了生にも、特待修了生（直近の修了生で成績が優秀であった者）ないし聴講生で希望する者全員に座席を割り当てることができている。各席においては専用の机とキャビネットを利用することができ、また各席から無線LANを経由してインターネットに接続できる環境を整えている。さらに、自習室内およびロビーにロッカーを設置し、在籍者で希望する者全員に一つのロッカーを割り当てている。7階には談話室（716号室）があり、自動販売機やコピー機（生協のプリペイドカードを利用するものと高等司法研究科が配布するコピーカードを利用するもの各一台）を設置しているほか、各階に、ロビーの談話コーナーおよび給湯室も設置している。《別添資料24-④ 自習室等見取図》

本研究科の学生は、後述するように、法経研究棟2階のローライブラリー所蔵の図書・雑誌等を自由に利用することができる。ローライブラリーは、自習室のある豊中総合学館と同一の建物内にはないが、豊中総合学館に隣接し、また、5階には連絡通路もあるため、アクセスは容易である。また、附属図書館も同一キャンパス内の豊中総合学館に近接した場所にある。

### 3. コンピュータ室

法科大学院においては、講義資料のダウンロード・印刷、文書の作成、課題の提出、判例等の情報検索等のため、コンピュータの利用が不可欠であることから、豊中総合学館6階に本研究科学生専用のコンピュータ室（コンピュータ30台を設置）を、また、法経研究棟5階には、法学研究科・高等司法研究科マルチメディアルームを設け、学生がコンピュータを容易に利用できるようにしている。【解釈指針10-1-1-2】

### 4. 図書館・図書室

本研究科の教員による教育・研究および学生の学習のための利用に供される図書・資料を所蔵する主な施設は、豊中キャンパスの附属図書館（総合図書館）と法経研究棟2階のローライブラリー1・2・4である。

全学が管理する附属図書館として4つの図書館があるが、豊中キャンパスにはその中核となる総合図書館が置かれている。総合図書館は、法学関係の図書や雑誌類も数多く所蔵しており、教員および学生は自由にこれを利用することができる。同図書館の開館時間は、月～金は8時～22時（授業休業期間は9時～19時）、土・日は10時～19時（授業休業期間は10時～17時）、祝日は10時～17時（授業休業期間は休館）である。（大阪大学附属図書館総合図書館利用案内（<http://www.library.osaka-u.ac.jp/sougou.php>）参照）同図書館の運営には、本研究科も、全学委員会である図書館委員会および附属図書館総合図書館運営委員会を通じて参画している。

ローライブラリー1・2は、法学研究科の教員2名と高等司法研究科の教員2名により構成される室である「資料室」がこれを管理し、法学部・法学研究科および高等司法研究科の教員・学生の利用に供している。《資料10-1-1-①》《資料10-1-1-②》ローライブラリー4は、もっぱら本研究科の学生の学習支援のために設けた図書館である。

ローライブラリー1は、教員の教育・研究および学生の学習のために必要な和雑誌、法令集、判例集、記念論文集、文献目録、辞書等を所蔵している。ローライブラリー1が所蔵する図書・雑誌等については、新たに公開された図書・雑誌等を迅速に補充するとともに、初学者にとっても利用しやすいように資料の配置を考え（例えば、判例関係資料、法令関係資料というように資料の種類・性質ごとに整理・配置している）、効率的な学習ができるように常に配慮する等、職員が適切に管理・維持している。ローライブラリー2は、洋雑誌、外国法令・判例集（英独仏他）等を所蔵している。《資料10-1-1-③》ローライブラリー4は、法科大学院生が授業準備、自習のために必要とする基本書やケースブック等の図書（平成24年9月段階で約3,000冊）、代表的な判例集や

法律専門雑誌（DVDを含む）を所蔵し《資料10-1-1-④》《別添資料25 ローライブラリー蔵書・逐次刊行物》、事務補佐員1名を配置して管理・維持にあたらせている。

ローライブラリー1には、閲覧機1台および閲覧席4脚のほか、教員ないし学生の使用に供される情報検索・収集用に、主要な文献・判例データベースを閲覧することのできるコンピュータ2台およびプリンター2台、コピー機2台（1台は教員専用）を設置している。開室時間は、月～金曜日の9時～20時までである。（授業休業期間を除く）なお、教員は、閉室時においてもカードキーにより自由に利用できる。ローライブラリー4には、利用者用パソコン2台およびプリンター2台、閲覧テーブル2台、閲覧席8脚、図書管理用パソコン1台、コピー機2台を設置している。開室時間は、平日の8時30分～19時および土曜・日曜・祝日の13時～17時となっている。（休室は年末年始のみ）【解釈指針10-1-1-3】

ローライブラリーには、専門的能力を備えた常勤職員4人を配置しており、司書の資格を有する職員を含め、全員が法情報調査に熟達している。【解釈指針10-1-1-4】

これらの環境を有効に学生が活用できるように、入学式後のガイダンスの中で、ローライブラリーの案内と利用説明会を行っており、その際には、文献検索等の方法も具体的に紹介している。また、資料室のホームページには、リサーチ・ガイド、ニュース、新着資料案内等のページを設け（<http://www.law.osaka-u.ac.jp/library/>）、利用者に最新の情報提供を行っている。さらに、ローライブラリー1では、定期的にワークショップを開き、文献、判例、法令の調査方法、目録、データベースの利用方法等に関する啓蒙活動を行っている。《資料10-1-1-⑤》

資料10-1-1-① 法学研究科ローライブラリー（1・2・3）利用案内

開室時間 月～金曜日：9:00～20:00（授業休業期間：9:00～17:00）

休室日 土曜日、日曜日、祝日および休日、年末年始、入試期間中。  
なお、臨時休室等については、別途お知らせします。

出典：法学研究科ローライブラリーホームページ(<http://www.law.osaka-u.ac.jp/library/libinfo.htm>)

資料10-1-1-② 高等司法研究科ローライブラリー（4）利用案内

【開室時間】 （平日）8:30～19:00  
（土曜・日曜・祝日）13:00～17:00

【休室日】 年末年始 なお、臨時に休室する場合は、別途お知らせします。

【貸出冊数および貸出期間】

- ・図書は5冊・雑誌は10冊まで借りることができます。当日返却です。
- ・返却がなされない場合、氏名と返却日を張り出すことがあります。

【資料を借りる手続き】

- ・当該資料と利用者カードを提示してください。（入学者全員の利用者カードを用意していますので、学生証を提示して受け取ってください。）
- ・返却手続をした資料は、お手数ですがご自分で元の場所に戻してください。

出典：ローライブラリー4利用案内

資料10-1-1-③ ローライブラリー1、2所蔵資料

ローライブラリー1 和雑誌、日本の判例集、判例掲載雑誌、判例関係資料、法令集、記念論文集、文献目録、辞書、DVD資料（判例タイムズ、労働判例、判例百選、旬刊金融法務事情、ジュリスト、銀行法務21、法学教室、邦文法律雑誌記事索引、最高裁判所判例解説、六法全書）

ローライブラリー2 洋雑誌、外国法令集・判例集（英独仏他）

出典：法学研究科ローライブラリーホームページ(<http://www.law.osaka-u.ac.jp/library/libinfo.htm>)の、「ローライブラリー1室内の検索用端末で利用できるデータベース一覧」による

資料10-1-1-④ ローライブラリー4所蔵資料

雑誌 判例時報（1～1992号）、判例タイムズ（1～1225号）、重要判例解説・判例百選・時の判例、法学教室（2008年4月～）、法学セミナーなど

DVD 最高裁判所判例解説DVD（2008年度まで）、判例タイムズ（1～1357号）、ジュリスト（1～1435号）、判例百選（1～188号）、法学教室（1～306号）、金融法務事情（1～1936号）、金融商事判例（1～1380号）

出典：ローライブラリー4利用案内

資料10-1-1-⑤ ローライブラリー主催オリエンテーションおよびワークショップ等（平成24年度以降）

- 第102回 ウェブサイトの活用による情報の調査／収集(2013年5月29日(水)、30日(木))
- 第101回 法学／政治学分野の欧文電子ジャーナルの利用(2013年5月22日(水)、23日(木))
- 第100回 外国法の調査 (LexisNexisを使用) (2013年5月15日(水)、16日(木))
- 第99回 法令情報の調査／収集(2013年5月8日(水)、9日(木))
- 第98回 判例情報の調査／収集(2013年4月24日(水)、25日(木))
- 第97回 文献情報の調査／収集(2) 特定の主題についての文献調査(2013年4月17日(水)、18日(木))
- 第96回 文献情報の調査／収集(1) 蔵書目録の利用 (2013年4月10日(水)、11日(木))
- 第95回 オリエンテーション(ローライブラリー見学) (2013年4月1日(月)～5日(金)、9日(火))
- 第94回 立法情報の調査(2012年6月6日(水)、7日(木))
- 第93回 ウェブサイトの活用による情報の調査／収集(2012年5月30日(水)、31日(木))
- 第92回 法学／政治学分野の欧文電子ジャーナルの利用(2012年5月23日(水)、24日(木))
- 第91回 外国法の調査 (LexisNexisを使用) (2012年5月16日(水)、17日(木))
- 第90回 法令情報の調査／収集(2012年5月9日(水)、10日(木))
- 第89回 判例情報の調査／収集(2012年4月25日(水)、26日(木))
- 第88回 文献情報の調査／収集(2) 特定の主題についての文献調査(2012年4月18日(水)、19日(木))
- 第87回 文献情報の調査／収集(1) 蔵書目録の利用(2012年4月11日(水)、12日(木))
- 第86回 オリエンテーション(ローライブラリー見学) (2012年4月3日(火)～6日(金))

出典：法学研究科ローライブラリーホームページ(<http://www.law.osaka-u.ac.jp/library/workshop/workshop.htm>)

なお、図書館外でもインターネット等を通じて利用できる電子情報として、判例・文献データベース (LEX/DB Internet) を教員による研究・教育および学生の学習用に提供している。また、ローライブラリーおよび教員の大学内ネットワークに接続されたコンピュータから、D1-Law.com (判例体系、法律判例文献情報)、法律時報文献総合 INDEX、beck-online、Hein-on-Line、Lexis-Nexis、JURIS、国際問題等の各種オンラインデータベースを自由に使うことができる。

## 5. 教員室（研究室）

教員室（研究室）は、文法経本館、法経研究棟ないし豊中総合学館内において、専任教員に1人1室、実務家みなし教員には2人で1室を確保している。また、非常勤教員は、授業準備や学生の応対に利用するために、豊中総合学館の非常勤教員控室および文法経本館2階のコモン・ルームを利用することができる。（《別添資料24-①建物配置図、講義室設備、中之島レイアウト（講義室等）》参照）教員室・控室には、インターネット回線や什器など、授業準備等のために必要な設備が整えられている。なお、文法経本館の教員室は、老朽化が目立っていたが、平成21年度に耐震工事に伴って全面的に改修を実施した。【解釈指針10-1-1-5】各教員室は、授業の前後やオフィスアワー等における学生との質疑応答や相談に用いるのに十分な広さ（23㎡～26㎡）を確保している。【解釈指針10-1-1-6】

## 6. 事務関係の施設

庶務係・会計係は、高等司法研究科と法学研究科の関連事務を共に担当しているため事務室も共同となっているが、教務関係の事務については、豊中総合学館の1階の同一パーティション（150㎡）内で、高等司法研究科および法学研究科の教務係に、それぞれのスペースを割り当てている。庶務、会計、教務のいずれの係においても、すべての事務職員に、一つの机およびコンピュータ等の設備を割り当て、適切に職務を行うことができるよう配慮している。（《別添資料24-③ 事務室等間取図》参照）

附属図書館を含む以上の施設のいずれも、本研究科の専用または本研究科が直接その管理・運営に参画しているものであり、また、教育および研究その他の業務に支障なく使用できる状態にある。【解釈指針10-1-1-7】

## 2 特長及び課題等

### 1) 特長

- (1) 豊中総合学館の新設以後、電子化への対応を含め、量質ともに充実した教室、自習室を確保し、また、事務職員が十分かつ適切に職務を行うことができるだけのスペースを確保している。また、自習室、ローライブラリー、教室、教員室、事務室等が、豊中総合学館を中心として近接した場所に集中しており、効率よく教育・研究活動を展開することを可能としている。
- (2) 図書・資料の検索・閲覧に関する学生や教員の日常的ニーズに対応するため、附属図書館が利用できるほか、法学研究科と共同で管理・運営するローライブラリー1～3、本研究科の学生専用のローライブラリー4を設けている。ローライブラリー1～4は、同一フロアに配置され、かつ学生の自習室に近い場所に設置しており、利便性が高い。ローライブラリー1に法情報調査に熟達した職員を置いている。

### 2) 課題

特になし。

## 第11章 自己点検及び評価等

### 1 基準ごとの分析

#### 11-1 自己点検及び評価

##### 基準11-1-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準11-1-1-1に係る状況）

本研究科は、自ら点検および評価（以下「自己点検・評価」という。）を実施するための体制として、平成16年度の発足時から自己評価委員会を設けた。平成22年度には高等司法研究科と密接な協働関係にある法学研究科との連携・調整のため、同委員会を、法学研究科と共同で設置する「評価室」へと改組し（《資料11-1-1-①》参照）、同室が中心となって、自己点検・評価活動を行っている。評価室の構成員である高等司法研究科教員は、副研究科長を含む3名である。

資料11-1-1-① 高等司法研究科の管理運営に関する内規（抜粋）

第18条 運営委員会は、本内規第9条第4項の規定に基づき、法学研究科運営委員会とともに、両研究科に共通する業務を行うために室を設置する。

2 前項により設置する室は、計画室、財務室、広報室、評価室、研究推進室、資料室、情報マネジメント室、学生支援室、国際交流室、施設マネジメント室および安全衛生管理室とする。

第23条 評価室は、教員評価、両研究科の自己点検評価、外部評価に関する事項について審議し、評価活動を実施する。

出典：別添資料18-② 本研究科の管理運営に関する内規

自己点検・評価の主要な取組みとして以下のものを挙げるができる。

第1に、平成19年度の自己点検・評価がある。平成19年度に入って新カリキュラムがスタートしたことを契機に、平成16年の本研究科発足後、実際に教育活動を行う上で明らかになったさまざまな問題点に対応して取組んできたさまざまな改善措置を総括する自己点検・評価を行ったものである。

その内容構成は、以下《資料11-1-1-②》の通りである。

資料 11-1-1-② 高等司法研究科自己点検報告書目次
第1部 教育活動の自己点検
第1章 教育課程
第2章 成績評価
第3章 FD活動
第4章 学習支援
第5章 入学者選抜
第2部 各教員の活動の自己点検
出典：高等司法研究科自己点検報告書

第2に、平成19年度の自己点検・評価活動を踏まえ、平成20年度において、大学評価・学位授与機構による法科大学院認証評価を受審するための自己評価を行い、自己評価書を平成20年6月に提出し、平成21年3月には適合の評価を受けた。なお、平成19年度の自己点検活動は、教育課程（カリキュラム）・学生支援・アドミッションに中心を置き、教育方法、教員組織、管理運営は対象にしていなかったが、平成20年度の法科大学院認証評価に向けた自己点検・評価活動において、これを補った。

第3に、平成24年度の自己点検・評価活動を挙げることができる。これは、前回の平成19年度の自己点検・評価および平成20年度の自己評価から5年間を経過したことから、平成23年度までの本研究科の教育・運営についての自己点検・評価を実施したものであるが、平成24年度の取組みについても可能な限り記述した。

自己点検報告書の内容構成は、《資料11-1-1-③》の通りであり、平成19年度の自己点検報告書よりも対象を広げ、教育、設備および運営全般を対象とした。評価項目の設定は、評価室において、従来の自己点検活動と連続性を保ちつつ、密接な協働関係にある法学研究科の自己点検活動との調整を図り、また、【解釈指針11-1-1-1】において示された評価項目をカバーするように留意して設定した。

具体的には、（1）教育課程の編成については自己点検評価書の第1章及び第4章、（2）成績評価の状況については同書の第5章（修了認定）、（3）入学者選抜の状況については同書の第3章、（4）学生の在籍状況については同書の第5章、（5）専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況については同書の第2章、（6）修了者の進路及び活動状況については同書の第1章及び第5章において、それぞれ記載し、分析している。その結果、本研究科が掲げる理念及び目標に沿った研究教育組織を構築し、適切な教育を実施していること、その他必要な学生支援体制や施設設備を備えていること、これらの結果、司法試験合格状況も考慮すると、いくつかの課題が存するものの、概ね目標を達成しているとの評価をしている。

自己点検報告書の作成は評価室が中心となって行ったが、作成過程において、各種委員会や室と協力し、また、運営委員会や教授会に原案を提示して意見を求めるなどし、自己点検報告書の内容を正確なものとするとともに本研究科の教員全体へのフィードバックを行った。【解釈指針11-1-1-1】

## 資料 11-1-1-③ 高等司法研究科自己点検報告書目次

- 第1章 教育の理念および目標
- 第2章 研究教育組織
- 第3章 学生の受け入れ
- 第4章 教育の内容および方法
- 第5章 教育の成果
- 第6章 学生支援
- 第7章 施設設備
- 第8章 FD および質保証・評価体制
- 第9章 財務
- 第10章 管理運営および情報公開体制

出典：高等司法研究科自己点検報告書

評価室への改組前の自己評価委員会は、副研究科長を構成員とし、または自己評価委員会委員長を運営委員会の構成員とすることにより、自己点検・評価結果が教育活動の改善に活用できるような体制をとってきた。評価室への改組後も、副研究科長を構成員の一人とし、同様の体制を確保している。

また、本研究科の授業を担当する全教員によって構成される教員会議でも自己点検結果の検討を随時行う体制をとっている。

本学設置の教育上の理念と目的を実現する上で改善が必要となるような場合には、運営委員会が、適宜FD・教育企画委員会に改善措置の検討を行わせ、運営委員会で審議し、教授会において、改善についての具体的な措置を講ずる体制をとっている。【解釈指針 11-1-1-2】

なお、以上のような自己点検活動のほか、「基準 11-2-1 に係る状況」に記述した OULS ニュースレターにおいて、本研究科運営委員会のメンバーがその時々の研究科の活動状況の紹介や問題点の分析を行っている。とくに司法試験の合格状況等については、同ニュースレターの 6 号

(<http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/newsletter/newsNo06.pdf> 参照)、8 号

(<http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/newsletter/newsNo08.pdf> 参照)、10 号《別添資料 23-①OULS ニュースレター 10 号（司法試験特集号）》において全国データとの比較や、研究科として講ずるべき対策について副研究科長が記述しており、これらは、自己点検活動の意味も持っている。

**基準11-1-2**

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準11-1-2に係る状況)

外部有識者による評価、助言機関として、平成18年度に、法学研究科と本研究科を対象とする外部評価委員会および本研究科独自のアドバイザリーボードを設置した。(《資料11-1-2-①～④》参照)本研究科については、主としてアドバイザリーボードから評価、助言を受けている。

アドバイザリーボードの委員は、内規により、「法学、教育、組織運営等の識見を有する者」に委嘱し、かつ、「相当期間の法律実務経験を有する者を含める」ものとしている。《資料11-1-2-①》現在の委員は7名であり、法律実務と法科大学院教育に精通した委員として、法科大学院実務家教員経験者2名、法律実務活動にも携わる法科大学院研究者教員1名、大阪弁護士会副会長経験者である弁護士1名が含まれている。《資料11-1-2-②》【解釈指針11-1-2-1】

## 資料 11-1-2-① アドバイザリーボード内規

## (目的)

第1条 大阪大学大学院高等司法研究科（以下「本研究科」という。）における教育の充実等に関し、学外者の立場からの検証、提言および報告等を得るために、本研究科長の諮問機関として、アドバイザリーボードを置く。

## (組織)

第2条 アドバイザリーボードは、総員5名程度の委員をもって組織する。委員は、7名を超えないものとする。

2 委員は、法学、教育、組織運営等の識見を有する者の中から、運営委員会の議を経て、本研究科長が委嘱する。委員には、相当期間の法律実務経験を有する者を含めるものとする。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 アドバイザリーボードに委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

## (アドバイザリーボードの職務)

第3条 アドバイザリーボードは、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) 授業の評定

(2) カリキュラム編成の評定

(3) 教育目標達成度の評定

(4) 本研究科長が諮問した事項

(5) アドバイザリーボードの委員長が必要と認めた事項

2 アドバイザリーボードの委員長は、前項に掲げる事項について、文書または口頭で遅滞なく本研究科長に報告する。

3 アドバイザリーボードは、本研究科長に対し、適宜、提言を行うことができる。

## (招集)

第4条 本研究科長は、年2回を目途としてアドバイザリーボードを招集する。

2 アドバイザリーボードの各委員は、必要と認めるときは、本研究科長に対し、アドバイザリーボードの臨時招集を申し出ることができる。

3 アドバイザリーボードの委員長は、必要と認めるときは、アドバイザリーボードに委員以外の者の出席を求め、またはその者の発言を許すことができる。

4 本研究科長および教員は、委員長の許可を得て、アドバイザリーボードの会議に出席して説明し、または意見を述べることができる。

## (議事)

第5条 アドバイザリーボードは、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 アドバイザリーボードの議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長が決する。

## (本研究科長の職務)

第6条 本研究科長は、第3条2項および3項に定める報告または提言を受けたときは、これに対していかなる措置をとったかについて、アドバイザリーボードの委員長に報告し、アドバイザリーボードの委員長は、各委員にこれを報告する。

## (本研究科の責務)

第7条 本研究科は、アドバイザリーボード設置の趣旨に鑑み、その報告および提言の重要性を深く認識し、誠実に対応しなければならない。

## (事務)

第8条 アドバイザリーボードの事務は、法学研究科・高等司法研究科事務部がこれを行う。

## (雑則)

第9条 この内規に定めるもののほか、アドバイザリーボード運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この内規は、平成18年11月9日から施行する。

附 則 この改正は、平成19年3月8日から施行する。

附 則 この改正は、平成24年12月21日から施行する。

出典：高等司法研究科アドバイザリーボード内規

資料 11-1-2-② 高等司法研究科アドバイザーボード委員名簿

二木一夫（毎日新聞大阪本社論説委員）  
大山隆司（元京都大学大学院法学研究科教授・元札幌高等裁判所長官）  
榊原美紀（弁護士・パナソニック株式会社知的財産センター）  
岩城吉信（一般財団法人アジア太平洋研究所代表理事）  
中村雅臣（大阪学院大学大学院法務研究科教授・弁護士・元和歌山地方検察庁検事正）  
根岸 哲（甲南大学法科大学院教授・神戸大学名誉教授）  
檜垣誠次（弁護士・鎌倉・檜垣法律事務所）

以上7名

出典：専門職員保管資料

資料 11-1-2-③ 法学研究科・高等司法研究科外部評価委員会内規

第1条 大阪大学大学院法学研究科・高等司法研究科に、外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、法学研究科および高等司法研究科がその教育研究活動等について行う自己点検・評価の結果を検証する。

第3条 委員会は、国立大学法人大阪大学の職員以外の者で、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 本両研究科を除く法学教育研究機関に所属する教員
- 二 裁判官、検察官、弁護士その他法律専門職にある者
- 三 国または地方公共団体の関係者
- 四 経済団体の職員またはその会員もしくはその役員その他の関係者
- 五 その他法学・政治学教育および法科大学院での教育に関し広くかつ高い識見を有する者

2 委員は、法学研究科長と高等司法研究科長が連名で委嘱する。

3 委員の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によって選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

第5条 研究科長および研究科教員は、委員長の許可を得て、委員会の会議に出席して説明しまたは意見を述べることができる。

第6条 委員会と研究科との間の連絡調整は、評価室が連携してあたる。

2 委員会に関する事務は、大阪大学法学研究科・高等司法研究科事務部で行う。

第7条 委員会は、この内規に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項を定める。

附 則 この内規は、平成19年2月1日から施行する。

附 則 この内規は、平成24年12月21日から施行する。

出典：法学研究科・高等司法研究科外部評価委員会内規

## 資料 11-1-2-④ 法学研究科・高等司法研究科外部評価委員会委員名簿

幸田武史（大阪府危機管理監）  
鈴木茂樹（総務省情報流出行政局郵政行政部長）  
内藤欣也（みずほパートナーズ法律事務所弁護士・大阪府弁護士会副会長）  
藤原幸則（公益社団法人関西経済連合会理事）  
村中孝史（京都大学大学院法学研究科長）

以上5名

出典：庶務係保管資料

アドバイザーボードの会議は、平成19年度に2回、平成20・21年度に各1回、平成22年度以降は年2回開催した。平成24年度においては、平成24年9月18日に第9回会議を「臨床法教育の充実について」を主なテーマとして開催し（その際の内容については、《別添資料20-① 第9回アドバイザーボード委員会スケジュール》参照）、平成25年3月18日に第10回会議を「自己点検報告書について」を主なテーマとして開催した。《別添資料20-② 第10回アドバイザーボード委員会スケジュール》 第10回会議は、平成24年度に行った自己点検活動に関する自己点検報告書をもとに、本研究科の教育研究活動について検証を受けたものであり、その際の検証結果については、運営委員会および教授会に報告して協議するとともに、ホームページ上に公開した。

## 11-2 情報の公表

### 基準 11-2-1

法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

(基準 11-2-1 に係る状況)

#### 1. 本研究科の情報提供体制

本研究科は、教育活動等に関する重要事項、ならびに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検および評価の結果その他法科大学院に関する情報を、本研究科ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報提供している。《資料 11-2-1-①》

資料 11-2-1-① 本研究科または本学が主体として情報提供を行っている刊行物・ウェブサイト

#### 1) 刊行物

##### ① 研究科案内

本研究科の理念、カリキュラムの特徴、履修モデル、教員紹介、司法試験、授業紹介、法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム、学生・先輩からのメッセージ、施設紹介を掲載している。

##### ② OULS (高等司法研究科) ニュースレター

毎年2回発行。研究科の動向、FD 記事、教育・研究活動について掲載している。

##### ③ Handai Law Letter

平成22年度から、本研究科、法学研究科、知的財産センターが共同で毎年1回発行しているニュースレター。大阪大学において法学の分野で教育・研究を相互に協力して行っている本研究科と法学研究科の間で部局横断的に設置されている国際交流室、研究推進室、学生支援室等、各室の活動報告に加えて、退職教員の挨拶、新任教員紹介、新刊紹介、教員の在外研究報告等を掲載している。これまでに、第1号から第3号が刊行されている。《別添資料 23-③ 阪大ローレター 1-3号》

##### ④ 「大阪大学案内」

##### ⑤ 「OSAKA UNIVERSITY PROSPECTUS (2013年度)」

##### ⑥ 「阪大 Now」 No. 100 以降 《別添資料 23-④ 阪大「Now」No. 100 以降》

##### ⑦ 「Handai NEWS Letter」

##### ⑧ 「法学研究科通信」平成21年度まで。

##### ⑨ 「法学会だより」

#### 2) 「研究科ホームページ」 (<http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/>)

教育活動の状況について、広く社会へ周知するとともに、在学生や入学予定者、卒業生向けにも情報提供をしている。自己点検・評価の結果についても公表している。なお、平成24年4月、大阪大学の本研究科、法学研究科、知的財産センターに関連する情報検索を容易にするために、「Handai Law Portal」 (<http://www.law.osaka-u.ac.jp/>) というポータルサイトが開設された。

出典：専門職員保管資料

#### 2. 教育活動等に関する重要事項の情報提供

解釈指針 11-2-1-1 にかかる事項はすべて、本学研究科ホームページの「法科大学院紹介」の欄の「概況」および「自己点検・評価」のページ ([http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/introduction\\_gaikyo.html](http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/introduction_gaikyo.html)) においていつでも確認することができる。《資料 11-2-1-1-②》【解釈指針 11-2-1-1】

## 資料11-2-1-② 平成24年度大阪大学法科大学院概況（掲載事項の目次）

## 1. 法科大学院の概要

- (1) 設置者
- (2) 教育上の基本組織（標準修業年限を含む）
- (3) 所在地
- (4) 教育の理念・目的、養成する法曹像

## 2. 教員組織

- (1) 教員数
- (2) 科目別の専任教員数

## 3. 学生数の状況

- (1) 収容定員および在籍者数
- (2) 入学定員および入学者数

## 4. 入学者選抜

- (1) アドミッション・ポリシー
- (2) 入学者選抜方法
- (3) 既修者の認定方法

## 5. 教育課程および教育方法

- (1) 開設する授業科目および修了に必要な修得単位数
- (2) 修了単位数に占める法律基本科目の単位数
- (3) 履修登録単位数の上限

## 6. 成績評価および課程の修了

- (1) 成績評価の基準
- (2) 成績評価の基準にしたがった成績評価および修了認定の厳格性を確保するための措置

## 7. 学費および奨学金等の学生支援制度

- (1) 学費
- (2) 奨学金等

## 8. 修了者の進路および活動状況

## 9. 修了者の進路について（累積）

出典：本研究科ホームページの「概況」欄

### 3. 教員の業績等の資料の公表

解釈指針11-2-1-2にかかる情報の提供のため、本研究科は、次のような措置をとっている。まず、非常勤講師を含む、本研究科の教育に携わる全教員について、本研究科ホームページ内「法科大学院紹介」の欄の「教員紹介」のページ

([http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/introduction\\_teach01.html](http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/introduction_teach01.html))において、各教員の学歴、主な職歴、主な著書論文、(実務家について)実務に関する活動を公表している。また、大阪大学の専任教員については、「大阪大学研究者総覧」(<http://www.dma.jim.osaka-u.ac.jp/search?m=home&l=ja>)へのリンクを通じ、公的活動や社会貢献活動を含む詳細な情報を提供している。さらに、本研究科教員については、本研究科ホームページ内「法科大学院紹介」の欄の「自己点検・評価」のページ

([http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/introduction\\_jikotenken\\_hyouka.html](http://www.lawschool.osaka-u.ac.jp/introduction_jikotenken_hyouka.html))において、各年度の「各教員の活動の自己点検」として、研究、教育、管理運営、社会貢献の各項目についての自己点検結果を公表している。

《別添資料21 教員の活動の自己点検報告書》【解釈指針11-2-1-2】

このほか、本研究科の教育活動等に関する情報開示としては、毎年度発行している「研究科案内」(《別添資料22 研究科案内 2013~2014》参照)、年2回発行する「OULS(高等司法研究科)ニューズレター」があり、これらを通じて本研究科の教育活動の状況について、広く社会へ周知するとともに、入学予定者、卒業生向けにも情報提供を行っている。

**基準11-2-2**

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準11-2-2に係る状況)

評価の基礎となる情報は、大きな分類として、法科大学院の認証評価のための基準にしたがって、評価室で必要な資料を選定し、関係委員会、関係事務部門において調査収集する体制をとっている。【解釈指針11-2-2-1】

これらの資料に関しては、個人情報を含む資料（試験答案、個人成績資料）を除き、各事務部ないしウェブ上でドキュメントを保管・共有するアプリケーションソフトを用いて、原則として電子データとして整理して保管する体制をとっている。ウェブ上のシステムにおいて保管された資料へのアクセスは、セキュリティ保持のため、部局内のみ限定しているが、学内のLAN上のパソコンから、随時検索・閲覧、必要に応じたダウンロードは可能である。以上の体制により、評価機関の求めに応じて速やかに提出できる状態で保管している。【解釈指針11-2-2-2】

## 2 特長及び課題等

### 1) 特長

自己点検および評価の結果について、アドバイザリーボードを設置してその助言・アドバイスを受ける体制を整え、年1回以上の定期的な会議を開催し、その結果について公表している。

### 2) 課題

特になし。

別添資料番号		資料名	備考
別添資料 1	①	平成25年度 授業科目の概要（シラバス）	
	②	平成24年度 授業科目の概要（シラバス）	
	③	平成22～24年度 授業科目の概要（シラバス）抜粋版	
別添資料 2	①	開設授業科目一覧（別紙様式 1）	
	②	学生数の状況（別紙様式 2）	
	③	教員一覧（別紙様式 3）	
	④	科目別専任教員数一覧（別紙様式 4）	
別添資料 3	別添資料 3	教員組織調査に係る資料	ファイル別綴じ
別添資料 4	別添資料 4	成績分布データ（24-1）（24-2）	
別添資料 5	①	平成25年度 学生ハンドブック	
	②	平成24年度 学生ハンドブック	
別添資料 6	別添資料 6	法情報収集と利用についての手引き	
別添資料 7	別添資料 7	2013年度教員ハンドブック	
別添資料 8	①	法学部・平成25年度学生ハンドブック	
	②	法学部・平成25年度授業概要（シラバス）	
別添資料 9	別添資料 9	授業時間割（平成25年度版）	
別添資料 10	別添資料 10	シラバス記載事項	
別添資料 11	別添資料 11	教材コメント集（24-1）（24-2）	
別添資料 12	①	エクスターンシップ関係資料①「秘密保持誓約書」	
	②	エクスターンシップ関係書類②「受講希望調査票」	
	③	エクスターンシップ関係書類③「エクスターンシップ実施要領」	
	④	エクスターンシップ関係書類④「エクスターンシップの受講にあたって」	
	⑤	エクスターンシップ関係書類⑤「エクスターンシップ授業委託契約書」	
	⑥	エクスターンシップ関係書類⑥「研修についての報告書（ひな形）」	
	⑦	エクスターンシップ関係書類⑦「研修指導報告書（ひな形）」	
別添資料 13	①	成績評価に関する講評（ひな形）	
	②	成績評価の申合せ	
	③	異議申立書様式	
	④	成績評価換算ソフト	
	⑤	期末試験の体制（平成24年度）	
別添資料 14	①	平成25年度大阪大学大学院高等司法研究科（法科大学院）学生募集要項	
	②	学生募集要項配布状況	

別添資料番号		資料名	備考
別添資料15	①	アドミッション・ポリシー	
	②	一般選拔出題・採点にあたってのお願い	
	③	本研究科アドミッション委員会内規	
	④	H21～H25 入学者選抜実施状況	
	⑤	平成25年度入学者選抜実施要領関係資料（特別選抜実施要項、一般選抜実施要項）	
	⑥	大学成績評価基準	
	⑦	志望理由書採点基準	
	⑧	平成25年度入学者選抜試験（特別選抜面接テーマ） （一般選抜試験問題）	
別添資料16	別添資料16	研究科アンケート集計結果（24-1）（24-2）	
別添資料17	別添資料17	教員会議報告書	
別添資料18	①	本研究科規程	
	②	本研究科の管理運営に関する内規	
	③	教員の昇任および採用の手続きに関する内規	
別添資料19	①	予算・決算に関する資料	
	②	大学基盤推進経費等一覧	
	③	総長ヒアリング日程	
	④	大学改革推進等補助金交付決定通知書	
別添資料20	①	第9回アドバイザリーボード委員会スケジュール	
	②	第10回アドバイザリーボード委員会スケジュール	
別添資料21	別添資料21	教員の活動の自己点検報告書	
別添資料22	別添資料22	本研究科案内 2013～2014	
別添資料23	①	OULSニューズレター10号（司法試験特集号）	
	②	OULSニューズレター9号（修了生特集号）	
	③	阪大ローレター1号-3号	
	④	「阪大Now」No.100以降	
別添資料24	①	建物配置図、講義室設備、中之島レイアウト（講義室等）	
	②	豊中総合学館における高等司法研究科施設概要、豊中総合学館間取、豊中総合学館（各階平面図）	
	③	事務室等間取図	
	④	自習室等見取図	
別添資料25	別添資料25	ローライブラリー蔵書・逐次刊行物	